

昭和四十五年十二月九日(水曜日)

午前十時十二分開議

出席委員

- 委員長 天野 公義君
- 理事 伊能繁次郎君
- 理事 坂村 吉正君
- 理事 大出 俊君
- 理事 和田 耕作君
- 阿部 文男君
- 加藤 陽三君
- 辻 寛一君
- 堀田 政孝君
- 佐藤 観樹君
- 横路 孝弘君
- 山田 太郎君
- 東中 光雄君

- 理事 佐藤 文生君
- 理事 塩谷 一夫君
- 理事 伊藤惣助丸君
- 伊藤宗一郎君
- 笠岡 喬君
- 中山 利生君
- 上原 康助君
- 榑崎弥之助君
- 鬼木 勝利君
- 受田 新吉君

出席國務大臣

- 國務大臣 (總理府總務長官) 山中 貞則君
- 國務大臣 (防衛庁長官) 中曾根康弘君
- 人事院總裁 佐藤 達夫君
- 人事院事務總局 尾崎 朝夷君
- 給与局長 栗山 廉平君
- 總理府人事局長 山口 廣司君
- 警察庁警備局長 穴戸 基男君
- 防衛庁長官官房 久保 卓也君
- 防衛庁防衛局長 江藤 淳雄君
- 防衛庁人事教育 鶴崎 敏君
- 防衛庁參事官 高瀬 忠雄君
- 防衛庁參事官 島田 豊君
- 防衛施設庁長官 中川 一郎君
- 大藏政務次官 中川 一郎君

委員外の出席者

- 運輸省航空局長 内村 信行君
- 防衛庁衛生局長 浜田 彪君
- 防衛庁經理局長 田代 一正君
- 防衛施設庁施設 薄田 浩君
- 部長 公安調査庁次長 内田 達夫君
- 自治大臣官房參 佐々木喜久治君
- 事官 内閣委員会調査 茨木 純一君
- 室長

委員の異動

- 十二月八日 榑崎弥之助君 補欠選任
- 同日 横路 孝弘君 三宅 正一君
- 同日 辭任 榑崎弥之助君 補欠選任
- 同日 辭任 木原 実君 榑崎弥之助君
- 同日 辭任 榑崎弥之助君 補欠選任
- 同日 辭任 木原 実君 榑崎弥之助君
- 同日 辭任 榑崎弥之助君 補欠選任
- 同日 辭任 木原 実君 榑崎弥之助君

十二月八日

旧軍人に対する恩給改善等に関する陳情書外七件(栃木県上都賀郡西方村大字元八四二栃木県軍恩連盟西方支部長廣田勝外七名)(第一号)

旧軍人の一時恩給改定に関する陳情書外五件(石川県議會議長今井源三外五名)(第二号)

靖国神社の国家管理反対に関する陳情書(東京都杉並区大宮一の八の二〇日本キリスト教連合会常任幹事滝沢清)(第三号)

靖国神社の国家維持等に関する陳情書外一件

(高松市核町二の三の六香川県遺族連合会長平井太郎外一名)(第四号)

靖国神社の早期制定等に関する陳情書(佐原市香取神社事務所内香取郡市神社總代会長菅井与左衛門)(第五号)

職務関連罹傷病の旧軍人軍属に傷病恩給支給に関する陳情書(京都府久世郡城陽町国立京都療養所内全国戦病者対策協議会代表加藤一二外六十五名)(第六号)

消防団長等に対する生存者叙勲対象年齢引下げに関する陳情書(福島市中町五の一福島県消防協会会長岩田海)(第七号)

恩給等受給者の処遇改善に関する陳情書外二件(東京都台東区上野五の二〇の五国鉄OB会長堀木謙三外二名)(第八号)

公務員の給与引上げ等に関する陳情書(京都府議會議長壇嘉次)(第九号)

公務員の給与改定に伴り高齢者の昇給制限中止に関する陳情書(山口市大字吉田一六七七の一山口大学長事務取扱方武一郎)(第一〇号)

大阪府天王深山地区にナイキ基地設置反対に関する陳情書(京都府議會議長壇嘉次)(第一二号)

北海道音別町に自衛隊誘致に関する陳情書(北海道白糠郡音別町議會議長佐藤石太郎)(第一二号)

首都圏整備委員会の運営に関する陳情書(関東一都九県議會議長会常任幹事東京都議會議長春日井秀雄外九名)(第一三三号)

青少年の健全育成に関する陳情書(関東一都九県議會議長会常任幹事東京都議會議長春日井秀雄外九名)(第一四号)

青少年育成センターに対する補助規制除外に関する陳情書(山口市中央一の一の一全国市長会中国支部長兼行恵雄)(第一五号)

同和对策事業特別措置法の具体化促進に関する

陳情書外十二件(大阪府市議會議長天野清隆外二十六名)(第一六号)

文部省に産業技術教育局設置に関する陳情書(宇都宮市埴田町五〇四産業教育振興中央会長植村甲午郎外一名)(第一七号)

基地対策に関する陳情書(防衛施設周辺整備全国協議会長浜松市長平山博三)(第一八号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

- 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第六号)
- 特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第七号)
- 防衛庁職員給与法等の一部を改正する法律案(内閣提出第八号)

○天野委員長 これより会議を開きます。

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案、特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案及び防衛庁職員給与法等の一部を改正する法律案の各案を議題といたします。

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

防衛庁職員給与法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

〔本号末尾に掲載〕

○天野委員長 順次、趣旨の説明を求めます。山中総理府総務長官。

○山中国務大臣 たいま議題となりました一般職の職員に給する法律等の一部を改正する法律案について、その提案の理由及び内容の概略を御説明申し上げます。

本年八月十四日、一般職の国家公務員の給与について、俸給表を全面的に改定し、調整手当を改正すること等を内容とする人事院勧告がなされたのでありますが、政府としては、その内容を検討した結果、人事院勧告どおり、五月一日からこれを実施することが適当であると認めましたので、この際、一般職の職員に給する法律等について所要の改正を行なうとすることを決定いたしました。まず、一般職の職員に給する法律の一部を次のとおり改めることにいたしました。

第一に、全俸給表の俸給月額を引き上げることになりました。この結果、俸給表全体の改善率は平均一〇・七〇％になることになりました。

第二に、初任給調整手当について、医療職俸給表(一)の適用を受ける職員に対する支給月額の限度を三万二千五百円から四万五千円に引き上げるとともに、その最長支給期間を十五年から二十年に延長することにいたしました。

第三に、調整手当について、現行の甲地のうち、人事院規則で定める地域及び官署における支給割合を百分の六から百分の八に引き上げるとともに、これらの地域及び官署以外の地に在勤する医療職俸給表(一)の適用を受ける職員等については、当分の間、その在勤する地域等の区分にかかわらず、一律に百分の八の調整手当を支給することにいたしました。

また、転勤等により調整手当の支給割合が減少する場合は調整手当が支給されなくなる場合の異動保障期間を二年から三年に延長することにしております。

第四に、今回、新たに住居手当を設けることにし、公務員宿舍の入居者等を除き、みずから居住するため住宅等を借り受け、月額三千円をこえる家賃を支払っている職員に対し、その家賃の額と三千円との差額の二分の一の額を、三千円を限度として支給することにいたしました。なお、この住居手当は、休職者についても所定の割合の額を支給することにしており、指定職俸給表の適用を受ける職員には、支給しないこととしております。

第五に、通勤手当について、自転車利用者に対する支給月額を七百元から九百円に引き上げるとともに、自転車等利用者のうち、人事院規則で定める官署に勤務する職員で通勤が不便であると認められる者に対する支給月額を千四百円とするにいたしました。

第六に、隔遠地手当を改め、その名称を特地勤務手当とし、離島その他の生活の著しく不便な地に所在する官署として人事院が定める特地官署に勤務する職員に対して、この手当を支給することにし、その支給額は俸給及び扶養手当の月額の合計額の百分の二十五をこえない範囲内で人事院規則で定める額とするにいたしました。また、職員が異動し、その異動に伴って住居を移転した場合において、当該異動後の官署が特地官署または人事院が指定するこれらに準ずる官署に該当するときは、これらの職員に対し、異動後三年以内の期間、特別な場合にあつては、さらに三年以内の期間、特地勤務手当に準ずる手当を支給することとし、その支給額は、俸給及び扶養手当の合計額の百分の四をこえない範囲内の額とすることにいたしました。

第七に、宿日直手当について、勤務一回の手当の額を五百円から六百二十円(その勤務が主として管理・監督等の業務を行なうものにあつては千円から千二百円)に引き上げるとともに、これらの勤務が土曜日等の退庁時から引き続いて行なわれる場合は七百六十五円から九百三十円(その勤務が主として管理・監督等の業務を行なうものにあつては千五百円から千八百円)に引き上げることとし、また、常直的な宿日直勤務に対する手当についても、月額三千六百円から四千四百円に引き上げることになりました。

第八に、期末・勤勉手当について、六月に支給する支給額をそれぞれ〇・一月分ずつ増額することにいたしました。

第九に、常勤職員の俸給月額改定に伴って、委員、顧問、参事等の非常勤職員に対する手当の支給限度額を月額七千二百円から八千三百円に引き上げることになりました。

さらに、五十六歳以上の年齢で人事院規則で定めるものをこえる職員の昇給について、当該年齢をこえることになった日以後における昇給期間を十八月または二十四月を下らない期間とすることにして昇給制度の合理化をはかることにいたしました。

以上のほか、昭和三十二年法律第五十四号一般職の職員に給する法律の一部を改正する法律及び昭和四十二年法律第四百一十一号一般職の職員に給する法律等の一部を改正する法律の附則の一部を改め、暫定手当の制度を廃止することとし、これに伴う所要の改正を行なうことになりました。

なお、本法に附則を設けて、この法律の施行期日、適用日及び俸給月額の切りかえ等所要の措置について規定するとともに、今回の住居手当の新設、隔遠地手当の改正及び暫定手当制度の廃止に伴う関係法令の改正等について規定することになりました。

以上この法律案の提案理由及びその概要について御説明申し上げます。

次に、特別職の職員に給する法律等の一部を改正する法律案について、その提案の理由及び内容の概略を御説明申し上げます。

この法律案は、たいま御説明申し上げました一般職の国家公務員の給与改定に準じて、特別職の職員に給する法律案の改正を行なうこととするものであります。

○中曾根国務大臣 たいま議題となりました防衛庁職員給与法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、このたび提出されました一般職

の政務次官以下については一般職の国家公務員の指定職俸給表の改定に準じ四十万円から三十四万円の範囲内で改定することにいたしました。次に、大使及び公使については、国務大臣と同額の俸給を受ける大使は据え置き、大使五号俸は四十三万円とし、大使及び公使四号俸以下については一般職の国家公務員の指定職俸給表の改定に準じ三十九万円から二十九万円の範囲内で改定することにし、秘書官については、一般職の国家公務員の給与改定に準じて改定することにいたしました。

第二に、常勤の委員に対し日額の手当を支給する場合の支給限度額を月額一万六千四百円に改めることとし、また、非常勤の委員に対する手当の支給限度額を月額八千三百円に改めることにいたしました。

第三に、一般職の国家公務員に住居手当が支給されることとなるため、秘書官に対しても住居手当が支給されるよう改めることにいたしました。

第四に、昭和三十二年法律第五百五十三号特別職の職員に給する法律の一部を改正する法律及び昭和四十二年法律第四百二十二号特別職の職員に給する法律等の一部を改正する法律の附則の一部を改め、暫定手当制度を廃止するための所要の改正を行なうこととし、これに伴う規定の整備を行なうことにいたしました。

最後に、日本万国博覧会政府代表及び沖繩復帰のための準備委員会への日本国政府代表の俸給月額についても大使四号俸に準じ三十九万円に改定することにいたしました。

以上、この法律案の提案理由及びその概要について御説明申し上げます。

何とぞ御法案について慎重御審議の上すみやかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

の職員の手給に關する法律等の一部を改正する法律案の例に準じて、防衛庁職員の給与の改定を行なうものであります。

すなわち、第一条においては、参事官等及び自衛官の俸給並びに防衛大学校学生の学生手当等を一般職の職員の手給の例に準じて改定し、あわせて管外手当についても従前の例にならぬ改定するほか、一般職におけると同様、新たに住居手当を設け、さらに、隔遠地手当を特地勤務手当に改めることとしております。

なお、事務官等の俸給並びに初任給調整手当、調整手当、通勤手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当並びに一定年齢をこえる職員の昇給制度の合理化につきましては、一般職の職員の給与に關する法律の規定を準用しておりますので、同法の改正によって同様の改定が行なわれることとなります。

第二条においては、暫定手当の整理に伴い、同手当の支給に關する規定等を削除することとしております。

第三条においては、暫定手当の整理に伴い、同手当の俸給繰り入れ等に関する規定を削除することとしております。

この法律案の規定は、公布の日から施行し、昭和四十五年五月一日から適用することとしております。このほか附則において、俸給の切りかえに關する事項、調整手当、特地勤務手当に關する経過措置等につきまして、それぞれ一般職におけるところに準じて定めております。

何とぞ、御審議の上、すみやかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○天野委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○天野委員長 これより質疑に入ります。質疑の申し出がありますので、順次これを許します。大出俊君。

○大出委員 総務長官の時間があるようでございます。

ますから、なるべくよいなことを言わないで、単刀直入に承っていただきたいのでございます。

ところで、新しい問題ですが、長官、五十六歳という規定が法律に一つありまして、人事院規則できめた場合には、その規則の定めるところによつて十八カ月または二十四カ月を下らない期間、こういふことで、つまり高齢者に対する昇給延伸という問題が出ておるわけですが、私実は時間との戦争です。満足のわけにはまいりません。したがって、調べてみまして、生活の実態という面から見ると、どうしてもこれは簡単に十八カ月、二十四カ月延伸というわけにはまいらぬという具体的な例証が幾つかある。そういう意味で、法案の提出者である総務長官の立場で、これは人事院ではございませんから給与を専門的におやりになってはいいませんけれども、この辺のところを多少中身をお調べになったり、結果的にどういふことになるかというのを御存じで御提案なさっているのかどうか、そこをまず承りたいのです。その結果いかんでは専門家である人事院の皆さん方とやりとりをして、もう一ぺん長官にこの高齢者問題を私の質問の結果として御再考いただきたい、こういふふうにお考えになっているかをまず承っておきたいと思ひます。

○山中国務大臣 これはたてまえ論と本質論と二つあるでしょうね。たてまえ論からいけば、私たちは人事院の勧告というものを完全に実施したいという気持ちにはあつて、財政上の制約等ではないが、私が率直に申しわけがなかつたものを今回完全実施をしたというのでありますから、人事院勧告どおりというたてまえが一つあります。しかし本質の議論になって、その中身について、たとえば問題となっている一定年齢以上の高齢者の昇給延伸と俗に言われている取り扱いについてどのように思ふか、実態についてはどうか。もちろん私どもも人事局を持っておりまして、国家公務員全体についての責任官庁であるわけですから、担

当大臣としてこの事態について知らないわけではありませぬ。しかし、これをかりに議論を詰めていって、であるからそのたてまえに戻つて、私たちの手元で一部あなたの方の主張だけ入れれば、いかに改正をする——私たちの言ひ分とすれば、率直に申し上げて、住居手当等の踏み切りが早かつたのではないかと、その対象の調べ方が、人事院の御調査ですから私どもはそのとおりに従いますが、住居手当だけについては、一般の俸給のベースアップの勧告の前提としての調べる対象と違ふのです。たとえば転勤等が定期的にある職域であつて、そして住宅等もある民間の企業というよりなとらえ方をして、それでやつと六〇%になる。しかし全体のベースアップの前提となる調査でいけば五〇%にならないと思われ。というよりなことを考えますと、私たちは住居手当は、いましばらく人事院の中で調査のあり方等も含めて、国家公務員に踏み切るに、三千円をこえる額の半分で三千円限度までというところでかき止めてあるにしても、その創設ということとはことしやるべきであつたのなかつたのか、これもまた政府側としては、私だけではなくて大蔵等も異論はなきにしもあらずです。しかしそれらのことは、やはり一切たてまえ論のものと吸収されるべきものであろう。だから問題があれば率直に議論し合ふ。その議論は人事院が常時続行しておる次年度への、次々と勧告する内容に逐次盛り込まれていっておられます。だからここで論争しておることは不毛の論争になつていないと私は思ふのです。そういう意味での議論ならば、私も昇給延伸については問題も存在することを認めます。しかし人事院としては、それを思い切つて目をつぶつたのでしよう。国家公務員の擁護者の立場として独立の権能を与えられておる立場からの勧告でありますから、相当な決意をされたと思ふのですが、その決意というものの背景等を私たちが一般の民間の状態等から見ると、やはり人事院もここだけは、民間には実態が合つて

なるからと目をつぶるといふ作爲的な作業が良心的にできかねたのではないかと、いふふうにご意見を承りました。したがって、たてまえ論の立場で私としては御意見は承つて異論があるところではございませんが、実施するについては、いまのところそういうことを採用する立場にないというたてまえを貫きたいと思ひます。

○大出委員 歴代の総務長官でございますと、まあ答えるのは人事院が答えるのだからということ、あまりどうも中身を御検討いただいていないですね。決して歴代総務長官の悪口を言うわけはないのだけれども、残念ながらいつもそういう気がしながら足かけ八年私は給与をやつてきたのです。いまの御答弁を聞いていますと、ちゃんと押さえるところを押さえておられるようでございますから、たいへんありがたいのでございますが、それだけに実はおわかりを願ふのではないかと、いふ気がするので、人事院に承つてからもう一ぺんお答えいただきたいのです。

たてまえ論として、人事院の改正案というのが出たたびに、私は人事院擁護論者ですから、そういう立場でいふぶん長い間やつてまいりましたから、たてまえは私も百も承知なんです。ただし、現にこういふとんでもない結果になるということがあつたらば、公務員の側に立つて御判断をいただく人事院ですから、これはやはり改めるべきものは率直に改めて悪いことはない、こう私は思つておるのです。

もう一つここで長官に承つておきたいのは、高齢者の昇給延伸等をやるんだけれども、冷酷むざんなことはしない、こういふふうな本会議で人事院総裁がお答えになっておられる。この冷酷むざんなことはしないということについては長官も聞いておられたと思ふのですが、法案の提出者という立場で、同様にやはり冷酷むざんなことはすべきでない、こうお考えいただきたいと思ふのですが、いかがでございますか。

○山中国務大臣 人の発言を批判はいたしません。冷酷むざんというのは少しオーバーだと思つ

て私は聞いておりました。これは佐藤総裁のふだんの人柄で、実に気楽にものをつけておられる、これは実はいいことだと思っております。しかし率直な意見も言われるから、その意味から冷酷むざんという表現が使われたと思うのですけれども、江戸引き回しの上打ち首という、そういう意味の冷酷むざんではないんで、取り扱いが若干冷たいことを高齢者にするのではないか。高齢者というのは、若いときから国家公務員として国民のために働く職場に従事して、あなた方の立場からいえば、いわゆる政治活動等の公的なことも一応は禁止されているかわりに、こういう人事院というもののそでにすがっているんだ、そういう気持ちはあろう。そういうことから考えれば、やはり人事院が持ち出すことについては相当な決意がありまして、そういう自分たちの内部の苦惱というものが、決断するにあたって、自分たちは冷酷むざんではないんだという意味の、自分自身に對するおことばと考えて私は聞いておりました。

○大出委員 なかなか名答弁ですな。

私は実はオーバーに冷酷むざんとおっしゃっていただいて助かったと思えました。ここでやりとりをかつてからやってきて、本会議でしらばくされて、という言い方ではないけれども、あらためて聞いてみた。そうしたらあらためて、冷酷むざんなこととはしない、こういうふうにおっしゃった。これはたいへんありがたい話で、そこまではつきり言っていただけばやりよりがある、こういう気持ちは実はなつたので質問する気になつたのです、總裁のいつものくせで、法律のミステークとか、「法律の悪魔」という本にお書きになって、ずいぶんずけずけとはつきりものをおっしゃる性格だと思っておりました、気持ちはいいくらいなんです、そこにひとつ根拠を置いて、それをたよりにして私は承りたいのです。

この高齢者の問題で、人事院の皆さんに私のほうから資料を出していただきたいとお願ひをして出していただいたものがございます。これ

は皆さんに渡っているかどうかわかりませんが、でも、本会議で申しましたが、どうも人事院というのは調査をおやりになる、結果を御発表になるけれども、調査諸表なんというものは見せていただいたことはない。資料がくつついてるけれども、わかつたような資料からぬような資料で、結局わからぬような資料をつくっているんじゃないかという気がするくらい資料がついてる。まことに不親切な気持ちはするよう資料なんです。それで、私は出してくれと言った。お出しになったら、私を見てみると、なぜこれは早く出さないのかという気がするので、たいへん低い賃金で、しかも年齢までに五十八歳になつてしまつて行(二)でいうならたいへん安い賃金で、しかも六十になつてしまつていられる方々、だからこの法律が通つてしまえば昇給延伸されてしまつて方々がたゞさいるのです。下位等級にたゞさいる、こういうわけですね。

そこでひとつ承つておきたいのは、人事院の調査の方法なんですけれども、個人を例にとつた場合、何等級の何号という号俸ですね、たとえば五等級の四号というものをながめた場合に、五万五千七百円という、これが民間より低いのか高いのかという点がどこにも書いてないわけですね。つまり五十六歳以上の高齢者を民間と比較した場合には、平均をとつて出ているけれども、個々の号俸、何等級の何号というものの個々人についてはお調べになつていないのではないかと。つまり全部が民間より高いはずはない。何等級の何号という方については民間より低い場合も当然あり得る。低い方もあつて高い方もあつて、平均して總体的に官民の較差という形で、民間よりも公務員のほうが五十六歳はこれこれ高い、こういうふうになつてはいます。だから調査方法について、低い人、高い人があつたはずですが、まず民間に比較して五十六歳以上で個々人にとつてみれば低いか、高いかもある、こう考えているのかどうか、そこは具体的なデータができてい

るかどうか、まずそこを承つておきたい。

○尾崎政府委員 民間の給与調査をいたしまして官民の比較をいたしておるのでございますけれども、その比較の方法は、毎回申し上げておられますように、俸給表別、等級別、半歴別、年齢別、それから地域別という形で比較をいたしておるわけでございます。したがつて、号俸ごとになつていられるかという面については、民間と対応してございませぬので、号俸というものは、民間と対応してございませぬので、号俸の中いろいろな年齢の人がおるわけでございますけれども、そういう関係で、号俸といたしましては、大体まんな中、中位号俸から前のほうは官民較差があり、中位号俸からあとのほうは官民較差がだんだん少なくなつていくといつたような傾向にございませぬ。したがつて、個人別の、つまり半歴別、年齢別、地域別には官民の比較をしておるのでありますけれども、つまり年齢において比較をしておるといふことでございませぬけれども、したがつて、年齢の中いろいろな号俸の人がおられますけれども、そういう点で申しますと、同じある年齢において民間のその給与より低い人がいるかどうかという点でございませぬけれども、その点のチェックはいたしておりませぬ。それはそういう形の集計になつておらないので、いたしておりませぬが、一般的な傾向としてそういうことであるといふことでございませぬ。ただしチェックは、たとえ今度いませぬ御提出いたしました資料に基づきましていろいろごらんいただきましたと、非常に低い給与、たとえば行(二)の五等級の十三号俸というのがございませぬけれども、それは大体三万七千円くらいでございませぬ。それはしかし、今回のいわゆる調整、経験年数によつて約三号俸の調整をいたしておりますので、大体四万三百円、つまり二人世帯の標準生計費程度まで調整をしておるといふようなことの配慮はいたしてございませぬ。

○大出委員 いまの御答弁でも、個々にとらえた場合に民間より低い、こういう方がいるかいな

いかかわらないということになるんですけれども、そんなことはないでしょう、官民較差を見ても、幾らでもありはしない、去年よりことしのほうが詰まつている、低い人がいるはずですよ、あなたはそこを全然調べていないのですか。

○尾崎政府委員 民間と申しましたも、たとえば五十八歳以上の民間のほうの該当者は調査人員が約四万人くらいおるわけでございます。したがつて、民間と申しましたも非常に散在いたしておりますので、高い低いを非常に散在しております。つまり現在の平均と比較してどうかという問題と一般の大きな傾向としてとらえておられます、それが資料として御提出申し上げたよりな形で、五十六歳以上は顯著に違つた形になつておるわけでございます。したがつて、民間との比較と申しましても、民間にもいろいろございませぬから、個々について比較をするといふのはなかなか困難であると思ひます。

○大出委員 だからそこに問題の焦点があるわけですね。個々に比較ができない、困難である、また比較をしていない、こういうことになる、そうすると、今度逆に個々の側に立つて考えると、とんでもない気の毒な人ができてしまつて、この点はあなたはわからない。だから私は本会議でも、公務員の生活の実態というのが法律上あるのだから、少しはそれを調べたらどうかというものを言ひ方をしておるわけなんです。個々にはわからな

い、個々にはわからないままにやつてしまつて昇給延伸という措置ですから、改定を上げて上げるのじゃないのですから、延伸をするので、つまりリダウンの措置なんです。そうすると、いまでも民間に比べてうんと低い、まさに冷酷むざん等級号俸におる方がたくさんいる、平均をとつたら公務員が高いのだからというので、平均よりはるかに下の方を昇給延伸してしまつて、これが法律で定めるのでなければいけません、不服審査請求したつていいのですから、そうならば、それでしよるところが法律でできつてしまつたら、幾らそれ

が不合理であり、だれが考えても不当であり、不服であっても、不服審査請求を認められるようなことであっても、法律できめてしまつたら、不合理だからといって文句言つたつて法律上認めようがないでしょう。そういう措置をやるうというわけです。

この問題は時間の関係もありますから、もう少し中に入れての言ひますけれども、行政(一)表にしても行政(二)表にしても同じことがいえるのですけれども、行(一)の例をここで取り上げての言ひますと、行(一)で一番下位等級、五等級、この中で、五等級の十四号というところに一人六十歳の方がいる。五等級の十四号の方というのは改正号俸で三万八千円、隣の五等級の十五号三万九千四百円、こういう金額になりますか。間違ひがあるといけませんから金額のほうをひとつ聞いておきたいのですが。

○尾崎政府委員 御指摘のとおり三万八千円と三万九千四百円です。

○大出委員 そりです。行政(一)表というものは冷酷むざむざとは言わなかつたけれども、非人間的な俸給表というものは否定したいという事を本会議で申し上げた。こんな俸給表があつていいはずはないと申し上げた。何しろ四人世帯形成ができない。こういう俸給表があつてはいけないという事を言つたんですけれども、行政(一)表十四号の方は三万八千円、一名、六十歳。十五号の三万九千四百円、ここに二人いる。十九号四万三千元、ここは一名、二十号の方が四万三千九百元、ここに五人いる。

ところで、この中で一人の個人の例をとりますと、六十歳のお年寄り、自分の子供さんがなくなつてしまつて、奥さんもなくなつてしまつて、現に一人でお孫さん四人を育てている。一体三万八千円とか三万九千四百円というのが民間に比べて高いですか。これはあなたのほうの言ひとおり、個々にはわからぬということで、平均とつて延伸したら、三万九千四百円、六十歳のおじいさんはお孫さん四人を育てているのにちたど

ころに昇給延伸に入つてしまふ。これを称して冷酷むざむざといわなければ何が一体冷酷むざむざなんです。あなたは實際お調べになりましたか、調べてないでしょう。私は御本人から手紙をいただいたて調べておる。こんなこと私は容認できないですよ。答弁は要りませんが、私はわざわざ三人の世帯だけどもお伺ひして調べた。少し気の毒過ぎますよ。しかもこれは行政(一)表、いまの公務員の給与の中で一番低いところですよ。しかも年齢まさに六十歳、悪戦苦闘して人生渡つて世の中、平均をいかにとつたかと思つて、そういうことは私はあり得ないと思つておるのです。正直に申し上げてこれはおたくの罪ではない。なぜならば、長い間人事院というのはいくらも調査方式をとつてきたのだからおわかりにならないのは無理もない。それが実は私の発想の出発点で、本会議の席上で、予算を大蔵省に認めてもらつて、公務員の生計の実態というものを、たとえどれだけでもほんとうに調べてもらいたいということ強く申し上げた理由はそこにある。あなたの方のほうはほんとうに公務員の生活の実態を、生計費そのものがどうなつておるかを調べていないところに、現状というものを把握してないで、ただ数字の上で官民比較をとつて、中位等級をとつて突き合せて、平均で論議をされる。そうしたら統計局へ持つていって機械に入れてお出しになる。エコノミストの臨時号におたくの前の給与一課長さんがいへんことを言つておられる。全くもつて公務員の擁護者で、玄關番で、生活も何もみんな人事院がめんどろ見えてやうておるんだということを言つておる。その意識でいたただかなければ困るけれども、その課長さんが——いまはおかわりになつておるので、いまの長橋さんを責めるわけじゃない。前の方です。年々給与勧告の時期になると人事院の前を新聞記者がうろろろして、わつと集まつてくるというのです。そのときだけ生きがいを感じるというのです。それはそう考えていたただかなければ困る、實際に。なぜならば、われわれは公務員の生活の擁護者だ

からという。生活の擁護者が生活の実態を知らな

いで擁護できますか。そりでしょう。もう言ひませんかね。

長官に私は承るのですけれども、いま私が申し上げたのは、一番下位等級の、あつてはならない俸給表と私は申し上げて行政(一)表を取り上げて本会議で申し上げた。非人道的な俸給表ですよ。あつてはいいけません、こういう俸給表は。私はそり思ふ。食えないどころじゃない、これは子供を生めないです。

そこで私はもう少し上のほうの号俸に触れて申し上げますが、これまた行政(一)表の方々のすけれども、行政(一)表の五等級ではなくて、その一つ上の四等級を取り上げまして——先ほど私が申し上げた等級号俸の数字が間違つていないようでありますから確認は求めません。求めませんが、この四等級の十三号、ここにも該当者がおられます。六十歳、これは四万三千九百元。十四号に五人おいでになります。これは四万五千二百元。十五号に二十五人おいでになります。四万六千三百元。十六号に五十九名おいでになります。これが四万七千四百元。十七号に三十六人おいでになります。これが四万八千三百元。十八号、ここに十五人おいでになって四万九千二百元。行政(一)表の四等級の十九号に比べてよりやく五万円になる。五万五千元、ここに十四人おいでになります。二十一号に五万一千九百元。二十二号は五万二千七百元。二十一号といふのは二十人です。五万一千九百元。二十二号に五万二千七百円、ここに七人。つまりいろいろ六十歳の行(一)の俸給表に載つておる方々の分布状況になつておる。全部四万円台、五万円にやつと足がかかったところ、ここにこれだけいるのです。これが官民比較の面で民間より高く出るのははずはない。どういふ突き合わせをしていられるかはそれは別だ。

ところで、行(一)の俸給表の比較的良好いところ、たとえば一等級の七号六万三千元、ここにも一名おいでになる。行(一)の一番つべんの十号六万九

千百元ですが、ここにも二人おるのです。一等級の十二号に十六名、この辺では七万二千九百元。やつとこういうことですね。二等級というのはほとんど五万円、まん中からまあ六万円台になります。こういう状況、これが行政(一)表。

行政職の(一)表、表看板みたいな俸給表ですが、御参考までに申し上げておきますが、これでもいい行(一)表のほうで、これは行政職ですから、れつきとした表看板ですけれども、この行(一)表のほうの七等級の七号に一人おいでになる。行(一)です。この法律が通れば、規則が出てくれば直ちにこれは延伸に入るわけなんです。四万六千五百円、年齢五十八歳。七等級の九号、ここにもおいでになります。七号に一人おいでになります。七等級の十二号に一人おいでになります。五万五千四百元。十三号に三人おいでになります。五万七千二百元。七等級の十六号に比べてよりやくこれは六万円台になります。六万四千四百元。ここにも該当者がおいでになります。決して高い俸給じゃありません。さらに六等級にいまして、六等級の二

号にも該当者がおる。五十八歳。ここで四万二千五百元しかもらつていない。五十八歳ですよ。六等級の五号俸、ここにも該当者がおいでになります。これが四万九千四百元。六等級の六号で五万一千九百元。六等級の十一号くらいまでいって六万四千二百元になります。このところに十三人います。六等級の十五号あたりへいきますと三十五人もいます。この辺はずつと三十人前後の人が並んでおられます。十五号までいって七万二千八百円。よわい五十八歳です。このところはみんな三十人台、四十人台。十六号をとらえまして七万四千三百元。もう一つ、四十二名存在する十八号、ここで七万六千七百円、こういう数字で五等級の場合でもそう。五等級だつて、これはずいぶんおいでになります。五等級十七号あたり百七十四人います。こういうところを当たつていきますと、四等級なんかだつて、八万四千四百円というところに五人います。みんなこれは五十八歳です。

とつて延伸をしたら、三万九千四百円、六十歳のおじいさんはお孫さん四人を育てているのにちたど

ですから、こちらをずつと当たっていきますと、どうい官民比較を皆さんがおやりになつたかそれはおわかりけれども、こういところになつたかおんおいでになる。

しかも、この中には女性もおいでになるはずです。なぜならば、ここに女の方々がどのくらゐいるかという数字を人事院からお出しをいただいた。これを見ますと、女子の実数を示すと三等級で六千八百六十六人、四等級で七千三百三十九人。これは行政(表)でございます。つまり行政(表)の三等級で女子の方が二九・八%いるんです。行政(表)の四等級にいきますと七千三百三十九人で、これは五二・二%女子なんです。年寄りで、これだけの年齢で、何か事情がなければいけませんよ、大体働いていない。それぞれみんな家庭事情をかかえてずいぶん苦心惨たんして、せがれの借金を払っている人だっているんだ。みんなそれが四万円台にいる。それを年が六十だからというので昇給延びいきなり十八万円、さらに二十四万円、そこから先は昇給させない、こういことを、個々の公務員を対象にして、そこに基礎を置いて調べていないで、平均をとつたら高いから、これは私は筋が通らぬと思うのですよ、この点は。だからもつと理論的にいへば、そうではなくて、各号俸、等級別に一つの基準をつくつて、ここから以上の人は高いんだから延伸をする、この基準以下の人はしない、こういふうにしなれば、これは個々の人たちは法律だからあつていき場所がない。法律じゃなかつたら、まことにもつて不服だといつて審査請求さえてきますよ。行(二)というのは特殊な仕事をやるんだからとおつしやるならば、もしそういことばかりやつていたら、ますますそういところにおつしやるのはなくつてしまふ。政策的につくつて行(二)表でしよう。たんつほの掃除なんといふものはやり手がない。ないからといつて行政(表)をつくつて、そういところを集めてやらせている。だとすれば、そこらはやはり考えなければ、この昇給延伸措置といふものは非常に大きな負担を個々

の、そうい公務員の低所得の方々にかけてしまふといふことになりはせぬかと心配する。だから、そういところまで手を伸ばしてお調べになつての上のことならば私も納得をいたします。しかし給与局長に承つた限りは、個々についてはおわかりにならぬとおつしやる。ならなければたいへんな結果になつたこの責任はだれが負うのかといふことになる。私はそこを心配をするのでこうい言ひのすがね。総裁何か御答弁がありましたら……。

○佐藤(達)政府委員 個々の問題に触れて非常に精密な御論議を拜聴したわけでありまして、けれども、非常に素朴な基本的な立場に一応立ち返つて私なりに考えてみますと、昇給制度といふものを抜きにして、そのもう一つ手前の現在の給与制度といふもの目から見て、それでいまお話しのように、たとえば行(二)の六十歳で三万円しかもらつていない人がいるといふこと、これは現行給与制度の話ですから、まずそこからだんだん積み上げていかなければならないと正しい結論にいかぬのじゃないかといふことを、拜聴しながら考えておつたわけですよ。

給与制度といふものは、とにかく非常に冷徹でござんとは申しませんけれども、冷たい面があると思ひます。まあ職務と責任とかんとかいふ鉄則を掲げて号俸がつくられている。ほんとうを言へば、その立場をひっくり返してみれば、一人一人の生活状態を逐一調べて、おまえは子だくさんだから気の毒だからこれだけ俸給をやろう、おまえはひとり者でしかも家作もたくさん持つていてからこれでがまんしろよ、おまえは会社づとめを終わつて、会社が定年になつて用務員になつていて人だから、もうだいたままつていてるだろうからこれでいいだろう。もう年齢にかかわらない問題として、そうい考え方で個人的に考えていけば、そうい面が必ず出てくると思ふ。冷たいと申しますのは、現在の給与制度はそれを一応ならしてしまつていて、そこに私の言ひ冷たさがあるのではないか。これは給与制度といふ以上は、民間であらうと公務員であらうと、官民を通じて給与制

度の宿命とこれは考えなければならぬといふふうにおつしやる。そこで今度は、昇給制度といふものをそれにかみ合せてみた場合に、昇給制度といふものは何のためにあるのだ、だんだん一段階ずつ上がつていくといふのはどういわけだといふような問題がそれにかままつてまいりまして、そして現在の御指摘のような問題にこれはつながらぬ。しかしその原則は、官民を通じての原則だと認識した上で話を進めていかないと的確なあれがでないのではないかと、いふ気持ちを持っておるわけですよ。

○大出委員 もう一ぺんこれはあらためて聞きたいのですが、公務員の給与といふのは公務員法と給与法と原則が二つございませぬ。そこらはどういふふうにお受け取ればいいのですか。いま基本的な話が出てきましたから承つておきたいのです。

○佐藤(達)政府委員 ちよつと聞きそびれたところもございませぬけれども、要するに公務員法で給与法もとがそこに据えられておつて、そこから今度は給与法が給与問題についての具体的な法制として出発しておる。しかしその原理原則は両方通じてのもので、先ほどちよつと触れましたように、職務と責任といふようなこともその大きな柱になる。とりあえずそういことをお答え申し上げまして御指摘を待ちたいと思ひます。

○大出委員 いま法律をあげるのに時間がかかりますからそういふうにお聞きいただけませんが、たいへん大事なつなぎなんです、これは給与法に原則が明記されておられますね、一般職の職員の給与に關する法律。総裁、この公務員の生計費の実態といふものを、法律は、その他人事院の定めるといふふうになつておられますけれども、そのところを規定している点を御存じない答弁じゃないかと思ひます。こゝまで言へばおわかりになるだらうと思ひますがね。

○佐藤(達)政府委員 いつもこれは御指摘になる条文で、肝に銘じておるわけですよ。六十二条といふのがありまして、いわゆる六十二条は、「職員は、その官職の職務と責任に應じてこれを

なす。」とまずうたいまして、次の六十四条において「俸給表は、生計費、民間における賃金その他人事院の決定する」といふ条項がございませぬ。これはおつしやるとおりであります。

○大出委員 生計費が入つていふので、点が打つてあるんです。いつも私が言ひけれども、そうすると総裁がういふふうにおつしやるけれども、基本的な問題じゃないですか。素朴なところにお立ち返つておつしやるけれども、給与法といふ法律は生計費といふことがびつと入つていふ。それと民間給与でしよう。その点は課長さんが書いておる中にも逆に書いてある。官民比較、生計費なんて月刊エコノミストにひつくり返して書いてある。そんな意図的なことは法律違反でございませぬ。あなた「法律の悪魔」といふ本をお書きになつておられるけれども、その中に法律のミステイクとお書きになつておる。第一給与課長のミステイクでは困るのですよ。やはり法律上に書いてあるものを先に書いてもらわぬと困る。これは一般に読まれるのですから。官民給与比較が先で、そこから生計費の実態調査をやらなければいけません。それから生計費の実態が先だ。そこから民間給与なんです。そこらのおつしやる方式で、以来一つもやらない。だから、いまの方式では限界が来るから、したがつて、福田さんもしらうとなものだから間違つて何か何十万人か調べられるのじゃないかと思つてそんなことを言つたのだけれども、そうじゃなくて、やはり予算を取るものは予算を取つて、その実態を調べるといふことは、少なくとも法律上あるのだからしてもらわなければ困るといふことを私は言ひたい。そうい意味です。そこを聞いておるのです。だから素朴な論議ではない。

○佐藤(達)政府委員 私は素朴なほうでひとつまいたの、いまのたえは生計費のことばにつなげて申せば、一人一人の職員をつかまえて、おまえは生計費は一体どのくらいかかつておる、その原資はどこから得ているか、家賃やアルバイトから

なす。」とまずうたいまして、次の六十四条において「俸給表は、生計費、民間における賃金その他人事院の決定する」といふ条項がございませぬ。これはおつしやるとおりであります。

かというものを一々聞いて個人についての生計状
態を調べまして、おまえは二万円、おまえは五万円
というふうに行くことが考えられるのではないか
ということからいって素朴なと申し上げまして、
そこから出発しているのですが、ちょっとお話を
高級なほうへ行き過ぎたと思います。

○大出委員 私は何も人事院に——給与課長さん
書いておられるように、たまたま集計する時期が
八月になって、こういふ仕事をやる時期にはなじ
まない。だがしかし、一人の職員が病気をしやせ
ぬかとか何とか心配しながら、なおかつ公務員
の生活を守らなければいかにぬかるといふ意識でみ
んな仕事をさしている。私も人事院と長い間おつ
き合っているのによくわかつて、国家公務員
事務員災害補償法などというものを担当している人
事院が、そういうことをやっていると聞いて、病氣
は言いたい。この間も私はその質問をして、病氣
が起これぬように予防するのが職場における管理
者の責任ではないか。国家公務員災害補償法の趣
旨はそこにあるのではないか。病氣をなくするた
めに施設その他をつくるようになるんじゃない
か。人事院はその法律上の責任を果たしていな
い。その仕事をほうっておいて、八月の暑いさな
かにみんな徹夜をやつて、いつ病氣が出るか、い
つ欠勤が出るかと思つてひやひやしながらやつて
いるのです。給与課長なんか健康をそこなうのを
知りながらやつて、知つていてやつてはいけ
ない。この間も總裁の御指摘のとおり、まず職場
においてそういう不健康な状態をつくらぬこと
です。御本人の總裁の足元が一番不健康な状態をつ
くつてはだめです。それでしよ。だから何も一
人一人調べる必要はない。サンプリング調査とい
うのがあるでしよ、皆さんがやつておられる。
だつたら、これだけ下位号俸の方々があつて、し
かも下位号俸にかかる昇給延伸をやるとするなら
ば、膨大な調査をされるわけですから、かたわら
この一番下のほうになる方々を抽出して、一体ど
うなつていられるかというところには調べたつて悪
くはないでしよ、延伸をしたらその方々にどう

いう影響を与えるかということ。公務員の生計
費の実態を調べることが法律上は先に書いてあ
る。そこから官民の比較です。そのくらのこ
とをおやりになつたつて悪くはないでしよ。私
は素朴なことを言つて、人事院は總裁一人
やつていられるのじゃない、それでしよ。それをお
やりにならぬから給与局長のおつしやるようにわ
かりませんとすることになる。それで昇給延伸と
いうふざけた話があるかということ、私は言つて
いるのだ。だから各等級、号俸別に、こんなに低
い者は延伸できない。だから中位等級をおとりに
なるなら、これはあなたの方の出した資料ですら
間違いないと思つて、二つ資料があります。
一つは昭和三十年七月十六日、たいへん古い話で
恐縮ですが、人事院月報一九五五年五十八号、七
〇年から見ると古いですが、私は素朴に言つてい
ますからかんべんしてください。これによりま
す、この一番下の組に「公務員の給与は、職務の
級の中央号俸に相当するものであり、民間の基準
内給与は、その号俸に対応するものである。」こ
ういふふうに明確に中位号俸と書いてある。それ
と三十二年七月十六日、一九五七年七十八号の人事
院月報、ここにいわば原則が書いてある。「次
に、本院が本年三月に行つた職種別民間給与実態
調査による給与額は、第一表のとおりである。こ
の給与額は、その職を占めている個人の昇給等と
は無関係に、いわばその職自体の給与の高さを表
わすものであるが、この表にみられるように比較
の基準にとつた職種により程度の差はあるけれど
も、平均では昨年のそれに比べて二・八%上昇し
たことになつており、こゝにいふ。この原則
でいけば、個々の実態といふものはどこかへい
てしまつて、個人の昇給問題に關係ないと書
いてある。給与の高さをあらわす、それが中位号
俸だ。言ふならばまん中です。だからまん中とま
ん中を官民突き合わせると、高さが高い、高いから
五十八歳以上は全部延伸だ、昇給なんか關係が
ない、そういうことをやつていられると、個々の方々
にとつてみればたいへんなことになるという気が

するのです。だから私はくどいけれども、なぜ調
べないのか、法律に書いてあるじゃないかといふ
ことを言つて、本会議でも。だからそうなる
と、いまの私に言われれば、こゝろ昇給延伸を
おやりになるなら、もう一年くらいせめてお延ば
しなさい。そして、さつき總裁も言われたのです
が、私は素朴に言つて、これあたりから調べて、そこを
グ調査をやつて、これあたりから調べて、そこを
民間と突き合わせてみれば、どのくらい公務員が
ダウンしているかといふこともわかるんだから、
そこをどうするかといふことをわかつて、こゝろな
私がおやりに言つたら、こゝろはこゝろなつてお
るからこゝろなつたのだとあなたの方で説明が
できるくらいのこと。この資料だつて、ほかのほう
からお願いしたらないといふ。それでは質疑がで
きないじゃないかといふ、実はおたくさんにお
願ひした。こゝろまでしなれば出していただけな
い。それでしよ。それでなしに、やはり戦後
の民主主義といふのは説得ですから、公務員の末
端の方だつて、正当な理由づけができることな
らば説得しうるはずですよ。だからやはりこゝろ
う対策をお考えいただくか、總裁の気持ち
十分わかつていられるけれども、結果として冷徹な
んなことになつてしまふ。だからオーパーな冷徹
むざむざという表現はありがたいと申し上げたが、
冷徹むざむざなことができかねない。できかねない
から、あなたは冷徹むざむざなことはやらないと
おつしやるけれども、それならありがたい、そこ
をお考えいただくのです。だからできれば延
ばしていただきたい、二年間じっくり資料をそろえ
ていただきたいし、私どももその気でやります。

二、三のほうもこゝろと違つた例をあげますと、
大学の若い先生方が私のところにお見えになつ
て、話を聞いてみると、五十八歳の先生がおいで
になる。この方はいろいろな経歴があつて入つて
きていますから五十八歳になつてしまつた。こゝ
ろが学問の中心はその方がやつていられる。若い方が
みんな取り巻いて一緒に住んでいられる、まさに
仕事の中心です。そのおやじさんが延伸になつて

しまふ。回りの若い諸君は見つていられないとい
うのです。だから何とかしてこれといふ話が出て
くる。それほど千差万別、個々にとつてみればた
いへんなことがあるわけです。それを、これは上
げなさいといふけれども下げるから問題になる、昇
給延伸をする、十は一からげに山幾ら、これ
は私はずいぶんじやないかと思つたのです。だから
年齢云々ではなしに、いまだ年制があるなら別
だ。定年制がないからつとめる権利がある。だから
各官庁は肩たたきをやつてやめてくれ、こゝろな
し退職金を払ふ。御本人は五十八であつてもつと
める権利がある。ある限りは仕事の中心になつて
いるからつとめたいのです。仕事は人一倍する。
するのだが、中位号俸をとつてきて官民突き合
せたら高いからといふので十は一からげで、おま
えさんは昇給延伸、それではその職場はおさま
りませんと。だからこゝろいふところまで突っ込んで
皆さんの方のほうで御検討願つて出していただか
ないと、私は議論がこみ合わない気がするのです
が、總裁いかがですか。

○佐藤(達)政府委員 どうもまだかみ合つたこと
ろまでまいらないように思つて、もう一ぺん
素朴に立ち返ることをお許しください、いま官
民比較の問題で、たとへば中位等級なら中位等
給、中位号俸なら中位号俸といふお話がありま
したけれども、先ほど私の申し上げたところか
らさらにそれをつなげて考えてまいりますと、
民間の中位号俸はこゝろなつていられる。しかしこ
れは年齢とかなんとかの要素は入れてはいますけれど
も、一休子供が何人いる、家族が何人いる、病人
をかかえておられるか何人おられるかといふところ
は、民間の生活実態まで詳しく調べて、こゝろの
ほうの公務員の生活実態も詳しく調べて、それに
ウエイトをかけて突き合わせるという話までいか
ないといふ話も進展しないと思つた。こゝろがそ
れは実際、先ほど申し上げましたように、やはり
制度となるときさかの冷徹面はどうしても免れ
ないといふことで踏み切りませんと、徹底して

いったらやはり民間の人員構成、その人の世帯構成、その人の生活実態、それを調べて突き合わせたいかないと、私は平面的な比較自体ができないんじゃないかと思います。

それから発展して、たとえば昇給延伸の問題、民間はよく昇給延伸をやっているから、その民間のおやりにならざる昇給延伸の場合に、子どもさんの人はまけてやるとかあるいは病人をかかえている人は昇給させてやる、そういうところまで話がつかないければ、それはさつき申しました基礎の問題から昇給の問題までずっと一貫したきわめて精密な体系ができるわけです。制度の宿命としてはそこまではどうしても無理だ。これはお認めいただきたい、そういう観点から、やはり多少きこちない形になりますけれども、このようなカテゴリーで進まざるを得ないというふうな気持ちを持っていろいろのだから、さつぱり話が合いません。

○大出委員 そうじゃない。私はそこまで何もやってくれとは言っていない。だから実態を調べる方法はサンプリングでいいじゃないかと言っている。あなたの方にもやろうとしてないでしよう。しようとしてないでしよう。法律上あるでしよう。にもかかわらずやらない。あなたの方の怠慢だ。自分たちのほうで法律上あることをやっておかないで、いまのようないことを言う。やるべきことをやらない。そうすればわかる。そうすれば、いま読み上げたように、まん中に中位号俸というのがあって、これが言うならば高さを示すのですから、平均ということばが給与局長から出てくる。だから、平均以下の人は延伸しない、平均以上の人はするということにすればいい。それでもはする人があるでしよう。定年制がない限りはつとめる権利があるのだから、五十八だから悪いというにはならない。それでしよう。法律はないのですから、規則もないのですから、六十一になつたてかまわないので、六十五だつてつとめていきますよ。六人ですか、ちゃんとここにいます。六人ですか、ちゃんとここにいます。権利が

あるからです。そうすると、やはりそこに等級、号俸別に見て一つの基準を設けて、それが高さを示しているのならばそれと突き合わせて、そのところが民間より高いのですから、だから以下のところは延伸をしない。あたりまえじゃないですか。そうすれば、いま私が取り上げた例はみんな以下に入つてしまいますよ。つまり、概念的に言つて、民間より高くない人まで延伸をなせるとかと私は言う。だからこれは不服審査請求ができるものならやり得るけれども、法律できめてしまふのだから、できないのだから、そういうところは救済するじゃないかと言っている。救済方法を考へるのが妥当であると言っている。決して總裁の言うように、民間を一人一人調べて、そんなことを言っているのじゃないのだから、サンプリング調査をやれば実態はわかるはずだ。しかも筋道からいえば、いま私が申し上げたように言っている。これはおわかりになるでしよう。できる、できないは別だ。あなたの方の思想の問題、政策の問題だから。

○佐藤(逓)政府委員 したがって、制度的な面からこれを論じていけば、どうしてもこれはある程度の冷酷性と申し上げていいと思ひます。これは免れない。しかし今度またはそれに延伸をかせましたから、その冷酷さというものは相当なことを私に考へて、冷酷むざむざと語り、これはまさに先ほど山中総務長官の批評のとおり、これはオーパーかもしれないけれども、それで間違つた表現ではないと思ひます。あなたたい気持ちは持つていけばそういう表現が当然出てくるだろうという気持ちで御理解をいただきたいと思ひます。

したがって、そのあたにかい気持ちをもつてこれに当面どう善処するかという今度制度上——私どもは先ほど申し上げましたような立場から、一人一人をつかまえての手当てというものはできません、制度のあれからいまして。したがって今度は、制度面からのそこに計らいというものがあ

るだろう。その計らいをどうするかということ、前回以来申し上げておきますようにいろいろの方法を考へて、たとえば初任給の幅を広げることによつて在職者調整、中途採用者等の救済も考へましようという意味の、やはり制度面からの措置というものをかみ合わせていかなければならぬ。このままですと機械的にやつていいものとは考へておけません。そういう点の計らいについてはいろいろまたお気づきがございまして、これは謙虚にお教へを受けて、なるべく衝突のないような形で運用のほうへ持つていきたい、その気持ちに燃えているわけですから。

○大出委員 私が申し上げておことはおわかりの上でお話しになつておられるので、ここで結論を出せと言つたつて、隣に提出者の大臣もおいでになるのだから、いまここでそれでは取り下げましようというわけにまいらぬわけです。五十八歳までを削りましよう、削つてしまへば何にもなくなるということになるのだから、そこまでこの席で求める気持ちはないけれども、この問題についてもう二点ばかりはつきり承つておきたい。それはおたくの勧告の十五表です。年齢別の官民比較のところ、よろしゅうございませうか。ここに「三十歳未満」から始まりまして、「三十歳以上四十歳未満」、「四十歳以上五十歳未満」、「五十歳以上六十歳未満」、こゝろいふに「三つとございまして、「五十歳以上五十六歳未満」、「五十六歳以上六十歳未満」、「六十歳以上」といふうちに分かれておられます。それで「計」、こゝろいふに「五十六歳から六十歳」といふのは九一・四になつておられます。それで「六十歳以上」といふところは八五・八になつておられます。これは去年の調査の結果はどうなつておりましたか。

○尾崎政府委員 本年の場合には御指摘のとおり八五・八%でございませうが、昨年の場合には八三・五%でございませう。ことしの勧告に出て

いるのは、五十六歳から六十歳のところは九一・四という数字、これはどういふ数字かというところ、これはまた皆さん方がお出しになつておられるのだから皆さんのよく御存じのとおり、公務員を一〇〇とした場合ですね。それでしよう。公務員を九一・四として官民比較をやつた場合に、民間のほうが一〇〇としてこの数字は、一〇〇から九一・四を引いたという計算でいいわけですから。たとえば六十歳を例にとれば、六十歳は八五・八という数字になつておられるので、公務員が一〇〇で、民間の六〇歳以上は八五・八なんです。だから一〇〇から八五・八を引きますと、一四・二という数字になる。つまり一四・二だけ、民間の六十歳以上の方よりも公務員の六十歳以上の方が高い。こゝろいふ数字ですね、間違いないですね。——そうすると、いま昨年のお話しになりましたからその例をあげますと、昨年公務員を一〇〇とする、同じランク、つまり「六十歳以上」といふところは八三・五でございませうから、その差は一六・五になる。だから民間よりも公務員の六十歳以上は、同じ六十歳以上を比較すると、去年の勧告のときのほうは一六・五公務員が高かつた。ことしは公務員のほうは民間より一四・二高いことになつた。つまり去年に比べてことしはこの差は縮まつておる。数字をあげたとおり一六・五マイナス一四・二の差だけその差が縮まつておる。つまり差が減つておる。公務員がそれだけ高くなつておる。このことは五十六歳以上六十歳についてもいえる。昨年は九〇・八、ことしは九一・四ですから、つまり公務員のほうは去年の差だけ高いということなんです。去年は一〇〇から九〇・八を引いておられたわけ、だから九・二ですか、本年は九一・四なんです。九・二から九・二ですか、本年は九一・四なんです。それで、このランクも去年に比べると五十六歳から六十歳までの人は民間に比べて去年ほど高くなつた、差が詰まつた、こゝろいふわけです。そうすると、これは来年になつたらまだ詰まる、再来年になつたらま

だ話まって、やがてなくなつちやうかもしれない。あなたのほうは過去にさかのぼっていません。何回この種の調査をおやりになりましたか。全部資料をお出しいただけますか。この五十六歳から六十歳が毎年どういふ傾向を持って、いま私が例にあげた去年とことしのように、これを過去に引き直して、どうなつていたかということをお出しただけですか。

○尾崎政府委員 ちよつと詳細な集計は昨年と今年と二回……。

○大出委員 二回しかやっていないでしょう。

○尾崎政府委員 それでいま御指摘でございませうけれども、昨年の場合は公務員のほうが一六・五％高く、今年の場合は一四・二％高くなつておられる。この場合は平均六・八％でございまして、全体の較差が昨年の場合には平均六・八％でございまして、今年の場合は八・六％、全体に水準が高くなつておられるわけですね。較差がよけい出ているわけですね。したがって、本年のほうが昨年のベースアップよりは高くなつておられる、その關係を差し引きますと、この關係は昨年と大差がないという形でおられます。

○大出委員 そういふ答弁をなさるだらうと思つたから、過去にさかのぼつてお出しただけですかと私は聞いています。そうしたらあなたはないとおっしゃる。詳細な調査は去年とことししかやっていない。こういうものは一つの大数法則にしても、一年や二年じゃわかりやしない、傾向というのは、そうすると、これは去年とことし初めて詳細なやつをやつてみて出てきた数字でしよう。その二つとつて、そう変わらない。そう変わらないようにしても、下向傾向にあるとすれば、過去にさかのぼつて十年調べてみたら下向傾向というものはどこまで行つたらクロスするのかわかりやしないことだつてある。つまり官民給与というものは、今日一つのポイントをめぐつて寄つてきているのですから、同じ傾向を持つておられるのですから。そこで現在千人以上の製造業の九九・五％は五十五歳が定年制だけれども、その団体協約その他をながめてみ

ますと、協約でいろいろなふうに書いています。そうなるべくと寄つてくるのはあたりまえ。下向傾向をたどるのは、私に言わせれば将来見てごらんなき、必ずそうなりますから。それをなぜ一体去年調べてことし調べて——政策意図がなければやるはずはないと思つておられる。それを去年前ふれをやつておいて、ことしはかんと出してきた。それで、あなたは「人事院月報」で金子さんと対談したときなんか、ひどいもんです。尾崎さんは、一生懸命官民比較を論じて最後にどう言つたかという、金子さん民間の重役さんなんかずいぶん年末手当とかボーナスはよけいあります。官庁はそれに比べれば少ないです。それはいいところ、気がつかれた。尾崎さん、将来天下りとかなんとかはでにあるでしょうが、いまの指定職の甲だ乙だというのは、今回本俸の上昇幅を十万円近く上げたけれども、それにしても民間の重役とはこんな違ひ。それは何か考えなけれはいけませんよということになつて、PRをしていられる。そうすると来年あたりからあぶない。指定職の甲だ乙だということには手当が民間と比べてばつと高くなるかもしれない。しかし重要な職にある困難の度合いとか責任の度合いというものが変わつておられるわけではない。そういうことをおやりになるから、私は気になるから政策意図があるのではないかと、これを總裁にお伺ひした。幾らあなたが統計学者でも、去年ことしの二つだけでは傾向はわかりませんよ。

そこでもう一つ承つておきたいのですけれども、あなたのほうでことしいろいろふうにお出しになつて、あと規則でおきめになり、かつ冷酷むざんなことをしなさいとおっしゃつておられるわけなんですけれども、さつき私が申上げたようなこととがある。そうすると民間の企業の中で、たとえば去年自治省が出した地方公務員定年制にありまして、一べん五十八歳なら五十八歳で切つてしまふ。再採用する。そして再採用する条件は、共済年金を支給する、給料をもらつたら併給する。これは異例な措置だけれども、つまりそれだ

け行政コストを節約しようという意図であつた、通らなかつたけれども、同じことが民間で行なわれている。私の知っている限りでもたくさんあります。給与はいま十万円もらつておられるやつが三万円に減つた。残り七万円は企業年金がつく。だから自分の手取りは変わらない。俸給台帳に出てくるのは十万円が三万円になつて出てくる。たくさんある。したがって人事院は定年制をいっている企業については調査対象からはずしたとおっしゃつておられる。定年制のないところだけおとりになつた。千人以上の企業というものは九九％以上定年制があるのです。しかしそうすると、あなたのほうで比較された中に、千人以上の企業なんというものはみんな対象からはずしてあるわけですね。そうするとどこにあらわれたこの官民較差、いまあげた数字というものは、企業規模別に考えてどういふところが対象になつておられるのですか。定年制をいっているところはあなた方はみんなはずしたといふのですから、そうすると一〇〇人未満の五百人以上の規模になつてしまふ。中小企業が中心になり、この比較の中身でめどつく資料はただの十六歳以上六十歳が九〇・八が九一・四、六十歳以上八三・五が八五・八と出てきた。そしてこの対象になつておられる企業の中から定年制のしている企業は抜けておられる。念のためにもう一べん申上げますが、千人以上の製造業は九九％以上定年制をいっています。五十五歳。これは全部抜けておられる。そうすると中小零細の企業、百人規模以上五百人規模だと——最近では定年制もたくさんありますけれども、そういうところ集中している資料になる。そうすれば公務員のほうが高く出るのはあたりまえ。だから企業規模別に事業所別にどういふ調査になつておられるのか、このところをお示しいただきたい。

○尾崎政府委員 民間の調査をいたしましては、いま御指摘のとおりでございまして、要するに定年制のある場合に、一応定年制は、やめられまして期限つきの再雇用といったような場合には調査

の対象とはいたしておりません。公務員の場合はいわけ無期限雇用でございしますので、それと同じようなタイプの前期限雇用のものを対象として調べておられることとございませう。

企業規模別の御指摘がございませうけれども、そのような定年制のある事業所には、そういう対象者が比較的少ないといふことは事実でございませう。しかしそういう關係が高齢者關係の給与の実態であるということもまた事実でございませう。

○大出委員 それじゃ答弁にならぬです。

○尾崎政府委員 それから先ほどの關係をちよつと訂正したいと思ひますけれども、高齢者の官民比較の年齢別の表をお示しいたしたわけがございませうけれども、各俸給表を通じての全部の平均的な年齢、階層別の較差というのは、去年とことしの二回でございませうけれども、最初に申し上げましたように、官民の比較は各俸給表別、各等級別、年齢別、地域別にやつておられる。官民比較をやつておられます限りは、その各俸給表別、等級別、年齢別の比較というものは、そういう形で較差が全部出ておられて、長年のそういう調査の結果の上での表として、昨年ことしというふうなことで、全体として合計したものをお示しいたしたということとございませう。

○大出委員 あなた方だつて資料をお出しにならなければならぬです。この資料だつて、私のほうからお願ひしてやつと出していただいた。資料を出さぬでおいて、出したのは十五表だけで、あなたはあと何にももらつていない、何もなし。あなたは勧告をされたときに、出された書類と、あの半べらの何とかの概要みたいなものと、總裁が言いたいようなことを言つておられる資料は、あと資料は何もない。何もなくて、あなた方はそれだけで判断しろといつておられる。審議もへちまもできやしない。それでかつてなことを言はだめです。そこで資料があるかと言つたらないといふ。しいていえば去年とことしだ。それじゃだめです。しかも、いまのあなたは御答

弁にならぬじゃないですか。千人以上というところは、定年制というものはちゃんときめて、就業規則やその他で、だから団体協約で抵触するところはないというお話をいただきましたが、しかし言えないんです、高齢者の問題が片づかぬと。だから高齢者問題は、そういう意味で御再考をいただいて、だから大臣にお願いしたいんですけれども、御再考をいただいて、何とかそのところは——何もここでやり合っているばかりが能じゃないですから、処理をしていただいて、私はこの際だから、これは本会議で申し上げましたように、初めての完全実施なんですから、きれいにみんなで賛成していこうじゃないか、こう思っているんです。だからこの点を中心に取り上げたわけなんです。

最後に、ひとつこの点の締めくくりに、冒頭に申し上げたように、やりとりをさせていただきますが、その上でもう一ぺん御回答と申し上げたのですが、結果はお聞きになったとおり、いろいろと疑問があるはずなんです。そういう意味で、この点はやはり特段にお考えいただかぬと——法律を削るのだから、人事院規則に残されるのですから、やりようは幾らもある。完全実施のためをくずすわけじゃない。人事院規則の中身まで完全実施の中に入るわけじゃない。だから、これはやはり御検討いただきたいと思っておりますけれども、いかがでございますか。

○山中国務大臣 人事院が自分たちの立場において調査された結果、手直しをされる時期がきたら、私たちはそれを拒否するという気持ちはありません。
○大出委員 一にかかかって、総裁の責任、冷酷むざむざなことを言わないと言われた公約をお守りになるかどうかということでありまして、いままさく即答はいたしません。それを御検討いただきたいと思っております。
そこで、あとの皆さんの総務長官への質問の關係がございまして、もう一つ、二つここで承っておきたいと思うのでありますが、この人事院規則に託されたものが幾つかありますが、何と何と何を人事院規則でやるんですか、たとえば調整

おるから困るが、達夫さんじゃなくて、榮作さんのほうからそういうお話がございましたが、しかし言えないんです、高齢者の問題が片づかぬと。だから高齢者問題は、そういう意味で御再考をいただいて、だから大臣にお願いしたいんですけれども、御再考をいただいて、何とかそのところは——何もここでやり合っているばかりが能じゃないですから、処理をしていただいて、私はこの際だから、これは本会議で申し上げましたように、初めての完全実施なんですから、きれいにみんなで賛成していこうじゃないか、こう思っているんです。だからこの点を中心に取り上げたわけなんです。

最後に、ひとつこの点の締めくくりに、冒頭に申し上げたように、やりとりをさせていただきますが、その上でもう一ぺん御回答と申し上げたのですが、結果はお聞きになったとおり、いろいろと疑問があるはずなんです。そういう意味で、この点はやはり特段にお考えいただかぬと——法律を削るのだから、人事院規則に残されるのですから、やりようは幾らもある。完全実施のためをくずすわけじゃない。人事院規則の中身まで完全実施の中に入るわけじゃない。だから、これはやはり御検討いただきたいと思っておりますけれども、いかがでございますか。

○山中国務大臣 人事院が自分たちの立場において調査された結果、手直しをされる時期がきたら、私たちはそれを拒否するという気持ちはありません。
○大出委員 一にかかかって、総裁の責任、冷酷むざむざなことを言わないと言われた公約をお守りになるかどうかということでありまして、いままさく即答はいたしません。それを御検討いただきたいと思っております。
そこで、あとの皆さんの総務長官への質問の關係がございまして、もう一つ、二つここで承っておきたいと思うのでありますが、この人事院規則に託されたものが幾つかありますが、何と何と何を人事院規則でやるんですか、たとえば調整

手当であるとか、幾つかありますが。
○尾崎政府委員 人事院規則に御委任いただきましたという案になっておりますのは、手当關係で申しますと、御指摘の調整手当の關係、地域指定の關係、官署指定の關係、それから特勤勤務手当の官署指定の關係といったようなものがございますが、さらに従来の人事院規則でできております内容の改正部分、たとえば通勤手当の關係とか初任給調整手当、特殊勤務手当、宿日直手当あるいは俸給の調整、あるいは高齢者關係の年齢等、あるいは中途採用の初任給基準の改正等につきましては、初任給、昇格、昇給等の基準等の改正と、いろいろございまして。

○大出委員 時間がありませんから、その中の一点だけ承りますが、調整手当というのはいろいろ困ることがございまして、地域給の時代からいろいろなことがございまして、私も尾崎給与局長にはずいぶん御迷惑をかけた点がございますけれども、さて、先般この委員会で調整手当が初めて出てまいりましたときに、都市手当として出たんですかね、忘れましたが、このときに、上げるところ、下げるところという論議がありまして、私は、いわば既得権になつていられるんだから——CPSだCPIだという問題はありますけれども、CPSにしろCPIにしろ、それをやっていくとハチの果をつついていくことになる。だから既得権も認め、都市現象という形で変わってきているところを取り上げて、六、三、〇、こうなっているわけでありまして、その辺をきめて、そうしてしばらく検討期間を置いて、もしやるんだとすれば思い切つて全体的な各地域の意見を全部聞けるようなことにして、相当なことになるだろうけれども、その上でやつたほうがいいんじゃないか、こういう意見を吐いたことがある。人事院に調整手当受付所くらいなところをこしらえて、局長さんはたいへん忙しいから課長さんくらいを置いて、さあいらっしやい、全国津々浦々からいらっしやいといたことで二、三年やらないと、これはなかなか

なる土地賃金まで上がるのですから、土地の繁栄にもかかわる、こういう市長さんまでおいでになるのですから。そうすると、その市長さんから中には警察の署長さんまで、あげて陳情に来てしまふのですからね。そのくらいのことをやらなければこれはできない、上げた下げたいといつても。だからそういう意味でも、先般はああいとおさまり方をしたわけでありまして、だからいまこれを上げるところ、下げるところをつくるといえ、たいへんなことになる。まずこの辺の観点がありますので、そこをどういふふうにお考えかということとあわせて——この文章づらからいいますと非常に不明確なんです。一番手近な例をあげれば、私の住んでいる横浜なんかの例をあげれば、京浜地域といつたって、東京—横浜のまん中には川崎がはさまっているし、横浜の向こうには横須賀があるし、同じ東京湾岸地域でございまして、鎌倉なんか最近りと変わってきておりますから、衛星都市を含めて、そこから一体どういふ關係になるのか。そこにまた官署指定なんというものが飛び出してきておる、新聞紙上によれば。そうすると、官署指定ということから始まって、一体どういふことになるのか、人事院の裁量範囲というものは一体どの程度なのかということなど、また、案ができていられるのかいのかということ、そこらのところを一括して、ひとつ構想という意味でお述べをいただきたい。ずばりお話しただければそれが一番いいのであります。そこらのところをお願いしたい。

○尾崎政府委員 調整手当につきましては、今回一部の地域につきまして入多地域を勧告いたしておるのでございますけれども、その場合におきまして、現行制度の基本と、それから現行の地域指定につきましては変更しないということをたてまえておいて考えているのでございまして、したがって今回の地域指定につきましては、そういういわばワク内で現在最終的な検討をいたしているところでございますが、その中身といたしましては、勧告のときにも考えておったのでござ

いますけれども、第一に地域指定の關係は、現在の地域指定は昭和二十七年現在の地域指定になっておりますので、これを本年五月現在の市町村区域による地域指定にいたしたいということが一点でございます。それから第二点といたしましては、八〇地域指定を今回しなければいけないのでございますけれども、それは、東京都、神奈川県、愛知県、大阪府、京都府、兵庫県、甲地は一応八〇にしたいということで検討いたしております。それから第三点の官署指定でございますが、現在の官署指定は約六十ほどございますけれども、つまり従来の非常に小さな、昭和二十七年の市町村区分に接続したところにつきまして約六十ほど官署指定をいたしております。したがって、これが拡大された市町村区分ということになりまして、大体半分は市町村の合併の中に入っておりますので、ほぼ半分が残るとい感じでございます。したがって、今後は、広がりました市町村区域のさらに周辺にどうい官署があるかという点の検討を現在いたしております。しかしながら、地域指定の關係は、やはり従前と同じように、地域指定をいたしております市街地と接続して隣の市町村に市街地が続いているといたったような状況で市街地状況がほぼ同様であるというように、非常に近接いたしております。指定同様に取り扱ふことが適当だというところにつきまして、従前と同じような基準でやりたいと考えております。現在、最終的に検討しているところでございます。

○大出委員 そすると、人事院が、たとえば二キロなら二キロとときめても、はみ出したりするのがある。特殊事情がある。たとえば医者は東京からしか行かない。たとえば函南の病院が昔そうでございましたが、全部東京からしか行かない。居住地重点主義じゃありませんから、職場重点主義、勤務地重点主義ですから落ちてしまふ、というよりなところは人事院の裁量というものがそこにある、そういう範囲はお渡しになるおつもりですか。

○尾崎政府委員 やはり官署の性格がございまして、その中における職員が、たとえば病院とか研究所とか付属機関的な官署の性質につきましましては、やはりその状態をよく考えていかなければならないという感じでございます。

○大出委員 これを論議いたしますと、非常に時間もかかりますので概略のいまの考え方を承りまして――まだ問題はあります。たとえばいま御発言になった地域だけでいいのかがどうか、いろいろ問題はあろうと思っておりますが、後刻に譲りたいと思っております。

あと、○二、○九を切つてしまつて何だと言つたら、民間はいろいろ変動があるんだからという非常にうまい答弁を繰返おやりになりましたが、まことに不満であるところを申し上げなければなりません。

また、公務員共闘の皆さんあるいはその他の方々を含めて、住居手当なんかは長年の懸案でございまして、額はともかくとして、たいへんな勇断をおふるいになって、総務長官は少し早過ぎたんじゃないかというように言われたけれども、これは勧告をしてしまいましたから、しようがない、おあきらめいただきたいと思つておりますが、ワクができませんでしたから、それで一家を借りられますかという論法で来年から攻めようと思つておりますが、いまの場合、公務員宿舎だというよりなことで三千元というのを規定されているわけですから、そこからはみ出した分、その今度半分――半分ならいいんだけど、まだ制限がついて、三千元が限度である半分だ。いささか冷嘲むざんです。つまり三千元プラス三千元で六千円までということになる。それで一家家に住めますかということになるので攻めたいのですが、だぶ無理を言つて、何でもかんでも出せというよりなたてまえで、ワクが出たのだから、これ以上あまりかつてなことを言いかねるじくじたるるところも私ありますから、これだけにします。ただ一つだけ、御夫婦が苦勞されて、ローンを借りたり、住宅貸付し付けを借りたり、公庫資金を借り

たりして建てていて、苦しい支払いをしている人もいます。一口に持ち家といつたつて、そういう面も考えなければならぬ点もたくさんあつて、実はその後ずいぶん各所で文句を私に聞いているのです。ですから、ちよつと早過ぎたかも知れないけれども、ほんとうは全部そういうところまで手当てをすれば早過ぎなかつたかも知れないという気がするので、長官、これはひとつ先の宿題にさしていただきたいと思います。

そういうふうな問題とか、あるいはまた例の初任給の問題ですね。これによつてどうも公務員の俸給体系だつて実は変わつちやうかも知れないといふくらい、初任給の上昇が早い。そこらのところをどうするかという問題もある。これらの点は、総務長官がおいでになる時間におさめせんとぐあいが悪いわけでありまして、残念ながらあとに譲らしていただきます。

いまの第一に申し上げました高齢者の対策につきましましては、くどいようでございますけれども何かかひとつもう一ぺん、どういう限度を置いてお考えになるということもありましようが、これは十分御検討をいただきたい、こういふふうにして思つておるわけでございます。その点をつけ加へまして、終わらしていただきます。

あと防衛庁関係の問題、あるいはこれに付随する公営企業の問題、あるいは軍労働者の方々の問題等々につきましましては、午後関係大臣その他が御出席になるのでございますから、そちらのほうに譲らしていただきます。

○山中国務大臣 私たちは、ことしの人事院給与に関する勧告については、完全実施をすることを国民に対しては、完全実施をいたしたつもりでございます。これは今後のルールが確立したとお考えをいただいていいと思つております。したがって、人事院給与の勧告の前提が何月からということの基本的な線が変わりましようとも、また内容においていろいろ手直しがされましようとも、これは完全実施をしていく、財政事情その他によつて今後特殊な措置はとらないというルールを、私たちは国民の前に明らかにしたものと考えております。

○受田委員 私は、もう一つ、このたびの高年齢職員の昇給延滞措置について、大出委員に就いて、ちよつと尋ねておきたいのですが、これ

は管理職の地位にある者も含むのかどうかです。

○佐藤(達)政府委員 これは当然含みます。

○受田委員 そりすると、大学教授も含むのか。

○佐藤(達)政府委員 そのとおりでございます。

○受田委員 そこで、一般職に該当する職員の中に

に検察庁の職員もあれば外務公務員もある、こ

う皆さんの五十六歳以上も、当然これらの法律

をその点については同じ基準でやっていく形に

なっておりますのかどうか。これは総理府の、大臣で

なくとも人事局長でもけつこうです。御答弁願

います。

○山中国務大臣 勸告は特別職にも当然及ぶもの

と思えますが、その措置については国会で定めら

れたそれぞれの法律を御可決願うことによつて実

効を発するものと考えます。

○受田委員 ちよつとはつきりしません。特別職

に及ばない一般職を私はここに例示してあるので

す。

○栗山政府委員 ただいまの先生のお話は、一般

職の中で検察官、外務公務員、これのほうにも

ほかの行政職と同じように人事院の勸告権は及ぶ

のではなからうか、こりうお話をございませ

公務員法によりますれば、これは及ぶものとわれ

われ考えております。ただし、先生よく御承知の

ごとく、国会の御審議を経ました特別の法律によ

りまして、検察官並びに外務公務員につきま

しては、特別法でそれぞれ実情に即した決定がなされ

ておるわけでございます。そりうすることがそり

う特別な事情からしまして適当であらうし、ま

た特別法がそりうふうの規定している趣旨はそ

りうふうのものであらうといふふうにわれわれも考

ておりますので、形式上は及ぶものございませ

けれども、実際はそりうかつかつこうできめていた

だいておるといふのが実情に即しておるのではな

からうかといふふうに考えておるわけございま

す。

どそのおしまいのころの上位の階級に上がったこ

ろが該当するならば検察官も制限すべきだし、外

務公務員も当然制限の対象になってしかるべきで

あると私は思うのです。これを例外を設けるべき

ではない。しかもこれらの諸君は一般職である

という点において、きびしいようであるが、私は法

のたてまえからいま申し上げているので、いまか

ら高年齢職員の昇給延滞措置というものは適当で

ないことを言うわけでありまして、言う前に法の

たてまえをいまちよつと申しておりますが、長

官、法のたてまえでは人事局長と同様にきびしい

ものであるべきと判断してよろしうございませ

ぬ。

○山中国務大臣 私の言ったことは、ただ特別職

という言い間違いをしただけで、基本的には同じ

でございますから、及ぶものであるといふことは

明確でございます。

○受田委員 私ここで、人事院総裁たいへんお勉

強でございますが、あなたがいつも唱えておられ

る国家公務員法の規定からいふならば、一般職は

あなたのほうの所管である。ところが一般職の職

員給与法の第一条では、「別に法律で定めるもの

を除き」といふのですから、これを逃げるとい

う形になる。だからこの点ではつきりしておきた

いのですが、国家公務員法の規定に基づいて検察

官や外務公務員の給与の勸告は当然やうてしかる

べきですね。この点、勸告権においては侵害され

ていないと解釈してよろしうございませぬか。

○佐藤(達)政府委員 外務公務員は、外務公務員

特別法でつきり列挙して除かれておる在勤俸の

よりなるもの、これは法律的にはつきりしているか

ら、わがほうの権限は及びませぬ。また大分、こ

れは特別職ですから及びませぬが、それ以外の一

般の外務公務員の給与関係はわがほうの勸告を当

然受ける。一般職といふその内容に入るものは当

然適用される。したがって昇給延滞もそのものず

点を指摘されて、そのたびごとに少々ひるんでお

るわけでございます。これは法文の表にそりう

明文がない。ないにもかかわらず、ずつともう慣

習法的な形で今日まで来て、われわれの勸告の対

象にはしていない。むしろ実際は裁判官、あつち

のほうの系統のつながりの面が重視されてきたと

いう実情もあるでしうけれども、そりう性格

の問題もありましうけれども、実はそりう実

情で今日まで来ておるのです。勸告したことは二

度くらいある。初めの段階は昭和二十四年ともう

一回、検察官もやつたことがあるのです。これは

国会でお取り上げにならなかつたといふきわめて

不幸なあれを持つておるわけです。そりうこと

が左右したかどうか知りませぬけれども、ずつと

そのまゝ検察官は別であるといふことで来てし

まつておるのが率直な実情であるといふことござ

いませぬ。

○受田委員 検察官はだんだん上がつて、裁判官

とのバランスで国務大臣と同じ四十八万円までい

ま上がつておる。これはえらい処遇が改善されて

おるわけなんです。これは人事院の勸告を除外し

てかつてやつておるといふ点において、筋論と

して通らないと私は思つておる。

もう一つ、長官、これは総裁とかね合ひで答弁

願ひたいのだが、教育公務員特別法、あなたもそ

うした経歴をお持ちの方で、教育には深い慈愛

を持つておられる方である。だが、教育公務員特

例法として文部省が法案を出しておる。そこで特

別の手当をいままですでに法案を出された前例も

ある。しかし、ついにこれはつぶれた。しかしこ

れは一般職の職員であることは間違いないのです

から、したがって、人事院の勸告によつてこの給

与が改善せられ、それを政府が総理府を通じて一

般職の職員の給与改善案で提出すべきである、本

質論はそこにあると思つたのですが、長官よろし

うございませぬか。

○受田委員 長官と同様かどうか。勸告する対象

に当然文部省がつかつてに出すべきものではない

くて、人事院が勸告して、それが今度一般職の職

員の給与法の改正案として出されるのが筋だと長

官は思わぬか。長官じゃない。かつての法制局

長官。現在の人事院総裁。

○佐藤(達)政府委員 国立学校の関係の職員の給

与は、先生方もそりうですが、これはわがほうの勸

告の対象になります。ただし産業教育振興手当と

かいろい別の法律で出ておるものがあります。

これはまた別になつておりますからしかたござ

いませぬ。

○受田委員 基本給のやつです。

○佐藤(達)政府委員 基本給は、わがほうの勸告

でやつております。

○受田委員 そこで私は次の問題で尋ねたいのだ

が、いま教育公務員、教育職員の給与は、超過勤

務手当などが除外されるといふような形で、いろ

いろと法案がいじくられてきたわけなんです。これ

は、少なくとも教員の給与は、一般職の給与の中

では比較的低い水準に、昇給などがおくれ、あ

るいは通し号俸などになつておる関係で、スター

トはちよつとよく見えて実際は給与は低い水準に

取り残されておるので、本俸の水準を高めるとい

うこの問題も含めた給与改善を人事院としていま

検討しておるのかどうか。私この前のときに、今

年末のこの法案審査の段階までには間に合ふよう

に勸告してほしいと要望しておいたのですが、そ

の準備がいまできておるかどうか、経緯を御説明

願ひたい。

○佐藤(達)政府委員 これはさかのばれば、昭和

三十九年の報告書でうたつた手前もありません

私どもで一応問題を投げたような経緯にもなつて

おりますので、私どもも十分その後研究に研究を

重ねて、政府案が出たようなこともありました。

ともあれ今日の段階ではまだプランクの問題に

なつております。私どもとしては、われわれのやは

り責任として、いつでも勸告できるよりにとい

うような気がまえで鋭意いま検討を続けておるとい

は、検査官です。これは受田委員からたびたびその

り意味では高年齢の定年がある。そりうちよ

り意味では高年齢の定年がある。そりうちよ

うのが実情でございます。

○受田委員 その勧告の時点が、あまりのんびりしている間に合わなくなると思うのです。宙ぶらりんに放置されているわけです。政府自身も一度三年前に法案を出してある。そういう事例もあるわけです。文部省が出した案はつづれたわけです。ですから、じんぜん日をけみしないで、次の時点くらいまでにはこれを提出したいという御用意があるのか、御答弁を願いたい。

○佐藤(逓)政府委員 かつての政府案そのままに出すなら簡単なことで、一日でもそれはできませんが、われわれとしては、やはりわれわれの責任上、これなら正しい、各方面御納得いただけるようなものをつくらなければならぬという覚悟でお願いをさせていただきます。したがって、検討を続けてまいりましたけれども、先ほど大出委員の御質疑がありましたように、今度の給与法の改正は規則だけでもたいへんなことになります、それを受け持っておるところがたまたま超過勤務関係の課なものですから、とても当分は手がつかない、これは正直に申し上げます。段階で、これから改めてこの法案が成立いたしますれば、大体規則の準備もでき得ますので、それが一斉に公布されるということになりますれば、また直ちにそのほうの問題に取り組みたいという気がまえでございます。

○受田委員 長官、総裁も気がまえがなかなかあるわけでございます。老骨にむち打ってやろうという御熱意のほどは十分わかります。この際、文部省あるいは自民党の党内などから別個のかっこうで法案が出るようなさまざまな形にしないで、人事院勧告、そして総理府総務長官からの提案理由による一般職の職員給与の改善で、思い切った教職員の給与改善もはかっていくという本筋で、堂々と前進してほしいと思っております。長官は閣議でもその点を十分主張して、よそのほうからひよろひよろと出るような、ぶかっこうなことはしない。さっきたてまえと本質を言われたが、そのたてまえで、また本質論から、本委員会を通じて法案

が提出されるということをお断固としてやるかどうかが。

○山中国務大臣 政党政治でございますから、与党の中の動きについて、私がいまの立場では批判することは避けたい。しかしながら筋道で、人事院が詳細なる勤務実態あるいは特殊なる教職員の超勤の中に入るべき範疇、その事情等については、私も体験を持っておりまして、なかなか一律はむずかしいと思っております。いずれにしても、人事院がそういうものについて作業を詰めておられ、そして勧告されたならば、やはり裁判において超勤についての判決が一本あっておりましたので、これらの点はたえず私たちは念頭にあるところでございますから、筋道としても、実情としても、政府としては受田委員の言われるとおり、断固としてとかなんとかいう表現ではなくて、ごく自然にそういう勧告を実施していきたいと考えております。

○受田委員 熱意を持っておいでのことはよくわかりますから、あなたに御期待しておる。現閣僚の中では一番フアイトが満ち満ちておるといって評のある人ですから、期待しております。私はその意味で、長官と総裁とがよくお話し合いをされて、筋道を通す教職員給与改善を期待しております。

○山中国務大臣 ちょっと誤解があるといけません。私が、私と長官とが話し合いをしてということになりますと人事院の中立が侵されますので、私は人事院のその中立性に基づいて厳正公平な勧告がなされたらすなおに従うということを言ったのでありますから、誤解のないようにひとつお願いしたいと思います。

○受田委員 政府部内の独立機関としての人事院に対する敬意、十分にあふれてよろしいと思っております。

私はもう一つ、高年齢の皆さんに対する昇給延伸ということ、どうも私自身には理解できないのです。高年齢で勤務している人は、退職勧告してもやめないうんばり屋という意味にとかく誤解

されるのですが、大出委員が指摘されたように、生活に追われて高年齢まで勤務しなければならぬ事情に満ちあふれている人がほとんど大半と実は私は判断するのです。したがって、生活を中心に高年齢まで勤務する立場を考慮してあげらば、七十歳くらいに達して、老骨にむち打って公務に精励する老職員に対してこういう措置をとるということは、私は人間として忍びがたいと思っております。高度の人間尊重の給与政策の点と人事政策の点から、この問題は民間給与との比較などという点でこれを出される、比較の基準にも問題があるし、それから調査した数量を拜見すると、大体いま四万とかいっておるようですが、四万という公務員の場合は約七・六割という相当な数量にもなっているわけ、これは軽々しく扱う問題ではないと思っております。

それからもう一つ、例の生活保護を受ける標準四人世帯で、一級地三万三千七百八十五円という数字を見るときに、さっき大出委員から指摘されたような三万数千円台の各号俸に該当する皆さんというの、もう働かないでそのままじつとしていられる人、もう働かないでそのまじつとしていられる人、老骨にむち打って子弟を養育しているという崇高な勤務ぶりに対して敬意を払う意味からも、私はこの措置については徹底的な批判をしたいと思っております。

なお定年制その他のいろいろな問題もあるわけでありまして、そういうこととかね合わせてこれが出されたというふうな印象も受けておりますので、この問題はもう大出委員からつづきに質問されておるので繰り返しません、根本的な考え方の上に政府が冷酷な考え方を具体化した問題として、私としては絶対に賛意は表せないものであつたことを指摘しておきます。

もう一つ総裁にちよつと承っておきたいのですが、公務員給与の中には退職金と退職年金のこと、これを考えた前提があるかないか。国家公務員の法律の第六十四条にある俸給表の基準として定めらるるおる生計費、それから民間給与、もう一つ、そ

の他人事院が適当と認める諸事情というふうな問題が入っておりますが、退職金とか退職年金とかいうようなものをその他適当と認める諸事情の中に入れて勘案しているのかどうか。その他人事院が適当と認める諸事情とは具体的にどのようなものがあるか、例示していただきたいと思っております。

○尾崎政府委員 退職手当及び退職年金関係でございますけれども、私どもとしては、職員給与は民間との比較におきましては給与そのものとして比較を、また退職手当なり年金なりの退職給付につきましては、それ自体として民間の調査もしまして、適当かどうかという検討を別に行なうということをやっております。退職手当につきましては、これは人事局の所管でございますけれども、人事局の御依頼を受けて従来調査をやったのでございますが、また来年もそういう関係を両方で調査をいたしたいというふうなことを協議しているところでございます。

○受田委員 人事局長に話が及びましたけれども、退職金はあなたのほうの所管になっておる。この退職金は公務員の場合非常に低いのです。民間の労働者の退職金と比較すると非常に低い水準にあることを、中委委など出された資料とあなた方の調べた資料と比較検討してもらいたいのですが、確かに行政(二)の退職者の給与などを見ると、民間と比較して半分程度のところにあると私は判断しておるわけ、そういう退職金という問題とかね合せて給与というものはやはり考えなければならぬと思っております。したがって、行政(二)の立場にある皆さんなど、もう少し優遇する考え方をしない、退職金も低い、本俸も低い、こういうふうなことはあまりにも残酷だと思っております。退職金についての引き上げ措置というものを考えかどうか、御答弁を願いたいと思っております。

○栗山政府委員 民間と比べまして、公務員の退職手当がどうかというところでございますが、先ほど給与局長からお話ございましたが、

昭和四十一年に人事院に調査をしていただきましたところによりますと、必ずしも民間と比べまして公務員のほうが低いということが出なかつたわけでございます。しかし、その後のいろいろな事情もございまして、また、公務員の組合の方々のいろいろな御要望もございしますので、ぜひ来年はまた、この中立専門機関の人事院に一人御調査をお願いしたいということで、来年度の予算要求をするようにお願いいたして、次第でございます。

○受田委員 この問題は、退職金は、確かに中労委の調査というのは、われわれ一応持っておるのだが、これは人事院の調査と別個の基準でいっているのかどうか、さらにわれわれ検討してみなければならぬが、それに比較すると、半分とちょっと程度のところまでしかいっていないようです。こういう問題もひくくめて、退職金制度を根本的に検討してもらつて時期がきておりますので、人事局、総理府として十分対処してもらいたい。

もう一つ、これは長官、あなたに特別職の給与でお尋ねしたいことがあるのですが、國務大臣、総理はこの際遠慮されたようです。人事院の総裁も、遠慮したというか、遠慮させられた。その点は、私は、非常にいいことだと思つております。これからも引き続き、これを毎年実行に移していただきたい。また二、三年の間は——私はスウェーデンという国の給与をよく知つてゐるが、総理大臣が三十万程度、一般國務大臣が二十万程度、大学出が初任給八万程度、上下の格差が非常に接近して、上に薄く下に厚い給与政策がとられてゐる。これは間違いない、実態を調べてみていただければわかる。そういうのを調べてみただけに、日本の場合は、特別職の給与が非常に高水準にどんどん前進している。その点、また一般職でも、指定職の諸君にぐんぐん処遇改善をやつて、次官などは九万円も上がつてゐるといふ問題がここに提起されてくるのですが、上に厚く下に薄いという印象を与えるような給与政策というのはとるべきじゃ

ないと私は思つてゐる。これは人間を大事にする国家として、その点は、國務大臣以上がこのたび遠慮されたということについては、画期的な給与政策の第一歩を踏み出されたものとして敬意を払いたいと思つてゐる。

ただここで、特別職で問題になるのですが、国家公安委員会の委員の皆さんとか、そのほか文化財保護委員会の委員の皆さんとか、特別職の相当高給をばんでいらつしやる各種行政委員会等の委員の方、特に常勤の委員の方は別として、事実は一年に何十回しか出ないような、非常勤のような勤務をされてゐる委員さんでも高給をばまれておるといふことがちよつと問題がある。これは私、この前に指摘したのでございしますが、この各種行政委員会の委員の皆さんに対する処遇——人事院のようにならぬやうな常勤で勤務してゐる場合は、総裁に國務大臣あるいはそれ以上の給与をあげても、これはうなづけると思つてゐるのですが、国家公安委員会その他——ちよつと出席日数を調査願つておいたが、どうですか大蔵省、まだ出ていません。事実に非常勤的な勤務しかしてゐない行政委員会が非常に多いのです。これは人事院が、一日出勤すれば今度八千三百円ですか、幾らになつたかね、非常勤の各種委員の出席などに對する一日の日当、八千幾らに上がつておつたやうですね。

○栗山政府委員 八千三百円でございます。

○受田委員 その程度で、そうして一年間に何日出るかくらいに分で私はけつこりだと思つてゐる。ほんとうは名目に対して、一応形の上で、委員長とか委員とかいふことでは、もう社会で十分認められてゐるのですから、実質給与に近い形に特別職の皆さんの給与を改めるべきだと思つてゐるのですが、長官、これはどうぞひとつその勤務形態に即して、それに即した給与が当てられるやうに御考慮を願ひたいと思つてゐる。

七百万円も給与をもらつていふと、一日出れば二十万円から三十万円になるというたいへんな給与なんです。しかし、年がら年じゅう国家公安委員会の委員であつて、職務が非常に重いという意見が一方にあるのでありますが、それと、その他委員の方々の出席日数なども検討をされて、特別職の給与といふものももつともつと実態に即して改善されるべきだと思つてゐる。これは人事局長、この前も私は指摘した問題で、その後これは改善されてゐると思つたら、一向改善されないで、もつと引き上げられてゐるといふこの措置に対して、ふんまんやる方ないものを感じまして、いまこの問題を出した。それは、まじめに勤務してゐる、薄給に甘んずる職員にとつては、この高嶺の花をつみます方々、しかも、勤務は一年を通じてほんにわずかなしかないようなかつこりの上での高位高官にあるような方々に対しての処遇として、もつと検討されるべきだと思つてゐるのだが、どうですか。

○中山國務大臣 前の段階の議論の中で、総理大臣並びに國務大臣を据え置いたということは、全く政治的な配慮であります。その評価は、ただいまの受田議員なり國民の評価するところにまたなければなりません。ただ、その際にも、私たちがたいへん苦慮いたしましたことは、総理大臣を据え置くことによつて、両院議長が据え置かれることは、これは同じ政治家として議論のないところであると思つてゐる。異論は言われなかつたと思つてゐる。ただ、最高裁判所長官が自動的によつて据えられる。さらに、國務大臣になりますと、今度は、一般の官職でありまして、会計検査院長、人事院総裁、大使特号等と同じような扱いを受けまして、司法部門の同じく最高裁の判事や検事総長も据え置かれることになる。一方、両院の副議長は、これは政治的な判断でありまして、しかしながら、国会図書館長も据え置かれるといふようなことがございまして、給与担当の私としては、非常に決断をいたしかねた事柄がございました。また、法務大臣等からは、やはり檢察

部門、裁判所部門、現在そういうところの一般の人たちの充足率と申しますか、そういうものになつて困つてゐるんだという御陳情等もございまして、ぜひ何とか扱いを變えることはできないだらうかといふことがございまして、先ほどの御議論のよりに、やはりこれらの人々にも勧告は及ぶものである。勧告を受けて、特別の措置をいたした以上は、これは残念ながら、がまんしていただかなかつたらぬ。ただし、次のランクの、同じ司法部門でいえば、東京高裁長官との開きが非常に少なくなつた。前は十萬円の開きでバランスがとれておりましたものが、すいぶん接近いたしてまいりましたので、これは逆転するといふ事態は、やはり私たちとしては念頭に置いておかなければならない。これから先の措置でございしますが、そういう配慮がありましたことだけつけ加えておきます。また配慮しなければならぬことであらうと思つてゐます。

さらに、ただいまの国家公安委員会というものを例にとられてのお話でございますが、国家公安委員の職務ぶりとその待遇という問題で、あるいは問題点が一般論としては提起されると思つてゐるけれども、しかし、国家公安委員というものは、その性格は、國家の公安について常時、行住座臥、深夜といふこともその責任を私にとられるものと思つてゐます。ただし、問題はそれと兼職禁止等の問題はどうかという問題はいま一つ考えてみなければならぬという問題ではないか。これは私が国家公安委員会の制度といふものをつくつた責任者じゃありませんけれども、そういうことについては、御指摘はありませんが、念頭にございまして。

○受田委員 時間が来たようでございますからこれでおきますが、この特別職の職員給与につきましては、外交官の場合、大使などは私にもつと処遇して、一國を代表して全權大使として御苦労されてゐる場合は、処遇をもつと、國務大臣に該當する俸給もあるわけですが、事実に於ては國務大

臣と同格の給与を与えている大使は一人もないよ
うです。アメリカにおられた下田大使などは、任
期を越えてなお精勵働した。ああいう大使に
は、この國務大臣格の特号を、法律に基づく特号
を当然支給すべきでなかつたかと思ふのですが
ね。そういう点について、大使、公使、それから
公使の中にきのうも私申しました名称公使とい
うのが、名称公使などは、当然公使のワクの外
に、認証官とするかどうかの議論は別にあるとし
て、公使の俸給をもう少し二、三号ほど幅を広げ
て、この俸給表を適用せしめるとかいうような
そういう問題もひとつ一緒に検討していただくべ
きじゃないかと思ふから、注文を申し上げて
おいて質問を終わります。注文に対する御答弁が
あれば幸いです。

○山中国務大臣 外交官については、まさしくそ
のような問題が内在していることを私も感じてお
りますが、大使特号については、國務大臣の経歴
者である岡崎勝男さんだけがその対象となりまし
たものであって、やはり國務大臣のランクの中
に入るものとして取り扱われた特号措置であらうと
思ひます。しかし全般的に外交官のあるべき給与
体系がどうであるかは、やはり検討する必要があ
りますが、一方サンドイッチまで交際費で食つて
いるというような批判等を受けているようなこと
も、たいしたもんだと思ふようなこともございま
すので、そこらの実態等と重責というものの等とよ
く勘案をして、やはりそれぞれのランクづけを検
討することについては異存はございません。

○受田委員 いろいろ大使はけしからぬやつだ、
サンドイッチはどうも……

○天野委員長 午後二時、委員会を再開すること
とし、暫時休憩いたします。

午後二時九分開議
休憩前に引き続き会議を開きま
す。

○天野委員長 休憩前に引き続き会議を開きま
す。

一般職の職員に關する法律等の一部を改
正する法律案、特別職の職員に關する法律
等の一部を改正する法律案及び防衛庁職員給与法
等の一部を改正する法律案の各案を議題とし、質
疑を続行いたします。加藤陽三君。

○加藤陽三委員 私、提案になりました議案のう
ちの防衛庁職員給与法の一部改正案について質疑
をしたいと思いますわけですが、法案の内容の
質問に入ります前に、自衛隊の生命ともいふべき
隊員の規律の問題及び士気の問題についてお尋ね
をしたいと思ふのであります。

申し上げるまでもなく、自衛隊はわが国の最も
強力なる武力組織であります。この隊員の規律が
厳正でなければ、また士気が高くなければ、有事
の場合には役に立ちません。のみならず、平時に
おきましては国民にとりまして無用の存在といわれ
なければならぬと思ふのであります。

先般いわれる橋の会の事件がございました。こ
れは、三島由紀夫氏の主宰する団体で、その世界
に有名なる文学者である人の率いる団体でござい
まして、きわめて劇的な行動をとられた。そうし
てその概の内容を読んでみましても、自衛隊の存
在そのものに關する基本の事項をひきつけて、自
衛隊の内部に及ぼします影響は、私は
いろいろな面で、きわめて大きいものがあると思
ふのでございまして、長官はこの事件について
どういふふうにお受け取りになりましたか。また
これについて、自衛隊に対して、何らかの手を打
たれたとするならば、その措置をまずお聞きした
いと思ひます。

○中會根國務大臣 三島事件はまことに遺憾な事
件でございまして、再びこういう不幸な事件を起
こさないように戒心をしたと思ひます。

この事件に關しましては、いろいろな見方があ
ると思ひますが、三島由紀夫氏個人のああいう悲
劇的な死に対しては哀悼の意を表したいと思ひま
すけれども、公人といましては、ああいう直

接的暴力的行為を容認するわけにはまいりませ
ん。戦後日本国民が皆々として築いておる平和
的、民主的な秩序をますます充実させていくよう
に私たちは努力しなければなりませんし、また自
衛隊自体も、そういう平和的、民主的秩序下にあ
る節度ある防衛力として、国民の期待に沿うよう
にしていかなければならないと思つておられます。

しかし幸いなことに、ああいう事件にかかわら
ず、自衛隊の内部はいささかも動揺するようにな
るとは、その後もございませぬ。三島君のあの演説
に対して隊員が見せた反応は、きわめて常識的
な、バランスのとれた判断力を示していると思ひ
ます。今後とも文民統制下における節度ある
自衛力として、そして国民に期待され信頼される
ような防衛力として成長するように心がけていき
たいと思つております。

○加藤陽三委員 ただいまの長官の御答弁により
ますと、隊員には動揺はなかつた、隊員の受け取
り方は、大體長官から見られて妥当であるように
思われる、防衛庁としては特別にこの事件につ
いての措置はとつてない、こういうふうにご了解し
よろしいですね。——その点それで了解いたしま
した。

次にもう少し具体的な問題についてお尋ねをし
たいと思ふのであります。実は私は、東部方面総
監の益田君とは古い友人でございまして、彼の沈
着、冷静しかも豪放な人柄というのには尊敬をして
おるものでございまして、きょうは私情を越えて
ひとつお尋ねしてみなければならぬと思ふので
あります。

第一は、東部方面総監の要職にある方が、その
執務室において自由を束縛されたということは、
これは自衛隊にとつて私は非常に残念なことだ
であつたと思ふのでございまして、どういふ事情で
そういうふうな事になつたのだからかという点に
ついて、重ねてお答え願ひたいと思ひます。

○中會根國務大臣 この事件直後、益田総監から
私に口頭の報告がございましたが、それ及びその
後の調査によりますと、三島君が、二日前であつ

たと思ひますが、電話で面会を申し込んでしま
して、そのいわれは、新しい学生を紹介したい、ま
たあいさつもしたい、こういうことによつたので
うです。三島氏はどの有名な人でもありますから、
それを承知して、そしてその約束の日の十一時ご
ろに、これから行くという電話もあつて、それで
待つておつたやうです。それで玄関の立哨にも三
島氏が来るからというので連絡をしておいた。

それで自動車でも乗りつけたものですから、立哨も
許可をした。そして庁舎の前に来まして自動車か
らおりて、たしか業務関係の幕僚が案内をして総
監の部屋に入れた。しかしその前に、軍刀を持つ
ておつたので、それは軍刀ですかというふうに関
いたところが、いやこれは指揮刀です、そういう
ことでもそのまま通過させた。それで部屋に入つて
おのおのすわり合つたらしいので、初めはそこ
はかたなく世間話みたいなことをして、学生を紹
介して、うしろにすわらせたやうです。そのうちに益
田総監が、三島さん、それは軍刀ですかと言つた
ら、軍刀です、そういう物騒なものを持つて警視
庁からおとがめがありませんか、そういう趣旨の
ことを言つたら、いや、携帶証を持ってあります
といつて携帶証を見せたかといふことであります。

関の孫六とかいふことで、お見せしましよ
かといふので、見せてくださいと言つて刀を受け
取つた。そのとき、三島君が学生にハンカチを持
つてこいと言つて、ハンカチを持ってこさせて刀を
ぬぐつた。そして渡したやうです。学生は、その
刀を見ているときに、自分も一緒に見ておるよう
なかつたやうにして總監を取り巻いて、そうして總
監が刀を返したその瞬間にがごとく押えて、一人が
首を締め、他が手足を持って、そうしてやにわに
くりくりつけて口もきけないやうにした。ばたばた
して、冗談をするな——初めは冗談と思つたらし
いのですけれども、冗談をするな、そういうことを
言つて、ついにいすにくりつつけられてしまつ

た。そういう情勢でこの事件が起つたのでござ
います。よもや三島という人がそういうことを

するとは何びとも思わなかったのではないかと
思います。電話もかけてきて、アポイントメントを
とってきたことでもございますから、油断もあつた
のでございましょうけれども、遺憾なことではあ
りませんが、まことにやむを得ない不可抗力に近い
事態であつた、私はそのように思います。

○加藤(陽)委員 その辺の事情はわかりました。
次にお伺いしたいことは、益田総監は縛られて
おつたのでございましょうけれども、三島氏に演
説を許したという点については、妥当の筋であつ
たと思いますか、そこらの点をお伺いいたします。

○中會根國務大臣 私は当時、参議院で天皇をお
迎えし、それが終わりました、私の事務所まで洋服
を着かえておつたときに、たしか十一時半ごろ幕
僚長からその第一報が入りました、そのときすぐ
事務次官に連絡をしまして、犯人を逮捕しろ、それ
からこれは社会人の有名な人の事件で自衛隊員に
よるものではないから、できるだけ警察を表に出
したほうが賢明だろう、そういうことを指示して
おりました。それと、隊員に話をさせろというこ
とを聞きましたが、できるだけそれはさせるな、
もしやむを得ない場合には幹部だけにさせること
を考慮せい、そういうことをすぐ指示いたしました。
それで防衛庁にすぐかけつけまして幕僚以
下、次官以下を呼んで対策を練つたのであります
が、その当時はすでに幕僚副長以下八名が相当な
深手を追つて負傷されておりました、それから三
島君の要求書というものがばらまかれて中身がわ
かつて、これはもう覚悟の事件である、それで異
常な決意をもつて、もし失敗した場合には益田総
監を殺して自決するといふことがはつきり出て
おつたようですから、幕僚側がその場で判断をし
て、これはもう呼び集めて益田総監を救出する以
外にないだろう、それをやれば殺害はしないし、
事態をおさめる、そういうような感じを持ったの
でありましょう。やむを得ずこの緊迫した事態を
緩和するためにマイクで呼び集めた。私がそうい
う命令を出したときには呼び集めの行為に入つて
いた時期ではないか。それはもう現場の責任者の

指示でやつておつたと思つたのです。そういうこと
をやつておつたといふことを私は庁舎へ行つてから
聞きまして、その情勢全般を聞いて、それはやむ
を得ないだろう、そういうことを言明いたしました
。ある雑誌でしかか新聞でしかか、私のところ
へ通知する前に沖繩にいる幕僚長に電話がいつた
とか通知がいつたとかいふ記事が載つておりました
が、そういう事実は全くありません。沖繩にい
る幕僚長のところへいつたのはそれよりずっと後
刻のことでもございます。

○加藤(陽)委員 いまの長官のお話はわかりまし
たけれども、その次にお伺いしようと思つておつ
たのですが、実はあの事件については、これは明
白なる現行犯であります。私の記憶によりま
す、警察と自衛隊との協定で、自衛隊の隊内にお
ける犯罪については警務官が担当するようになつ
ておつたように思つておりますが、あの場合に
、そういう協定にかかわらず、自衛隊でなしに
警察のほうに処理をさせられたという点につい
て、もう一ぺん長官の考えを聞きたいと思いま
す。

○中會根國務大臣 あの事件が勃発しますと、直
ちにあそこの警務隊長一名前はあとで正確に申
し上げておつたのですが、二佐が部下をひき連
れて現場へ急行しまして、取り巻いており、容を
破つて中へ入ろうといふようなこともやつておつ
たようです。たしか警務隊長が二個隊くらい行つ
ておつたように記憶しております。しかし私の判断
では、あの時間だいたい対峙しておりました、ま
あの一行為が内部でバリエードをつくらせて入れない
ようにしておつたりしておつたものですか、対
峙しておつた。若干時間があつたようです。その
間に私は、ともかく警察を表に出せ、自衛隊内部
の自衛官による行為であるならば警務隊長がいつ
てもいいけれども、あまりにも高名な、社会
的な性格を持った人の事件であるから、警察と連
絡がつきさえすれば警察を出すほうが賢明であ
る、そういうふうに判断をして指示したわけでご
ざいます。それで事件勃発と同時にあそこの所轄

の警察に東部方面総監部から通知がいつたよう
であります。それから一〇番を使つたというのも
ございまして。それからあらゆるルートを通じて警
察に知らせるといふ行為をやつたのです。正式の
ものはあそこの牛込警察でございまして、そこへ
東部方面総監から急報が直ちに入つていたのでご
ざいます。

○加藤(陽)委員 いまの問題につきましても、こ
れは長官のお考えだといふことならそれでいいの
ですが、そうしますと、今度の事件について、益
田総監の行動につきましても、長官は、何も責任
はない、彼としてはやむを得ざる事態であつたと
いふふうにお考えになりますか。責任ありとお考
えになりますか。

○中會根國務大臣 行政上の問題としては、あれ
はほとんど不可抗力に近い問題で、私は責任を追
及する気持ちはありません。やむを得ない事態で
あつて、あれだけの高名な人があつていふ手続で
入つてくれば、だれでもあつていふふうによられ
るだろう、むしろ彼が縛られたながらも、非常に沈着
に三島君に対して命を大事にしろとか、あるいは
自刃後学生に対してお参りをしなさいとか、ある
いは自首をせなさいとか、非常に沈着に冷静にあ
いいう誘導といふことが、勧告をしたといふこと
は、相当胆力のすわつていふ人間ではないか、そ
う思います。しかし、ともかく自衛隊の内部であ
るという事態が起きたこと自体はまことに遺憾で
ございまして、この点は今後ともそういう事件を起
こさないように大いに戒心しなければならぬ、
かように思います。

○加藤(陽)委員 次にお伺いしたいのは、楯
の会と自衛隊との関係でございますが、若間いろ
いろ新聞や雑誌で書いておられますが、実際のと
ころ防衛庁ないし自衛隊と楯の会とはいままでど
う関係があつたのでございましょうか。

○中會根國務大臣 楯の会といふのは三島由起
夫個人を中心とします学生の集まりでございま
す。防衛庁とは特別の関係はございません。体験
入隊を何回かやつておられますが、これは三島氏か
らの依頼によりまして、一般に体験入隊をいろい
ろな団体の方によつておられますが、それと同じ意
味で体験入隊を何回か許しているという関係はご
ざいまして、隊そのものと自衛隊との関係がある
といふことはございません。

○加藤(陽)委員 体験入隊のことにつきまして、
いつ何日間くらい入隊したか、また入隊中にどう
いう作業をいたしますか、体験をさせたかといふこ
とについてお答えを願ひたいと思ひます。

○中會根國務大臣 楯の会と称する学生グループの
体験入隊の実績で申し上げますと、約四週間程度
の体験入隊を五回ばかり富士駐とん地滝ヶ原分と
ん地で行つておられます。それから三日から七日程
度の、数日程度の体験入隊は、やはり富士駐とん
地滝ヶ原分とん地五回程度やつておられます。ま
た、ごく短い時間ですが、二時間程度の体験入隊
を、これも五回程度市ヶ谷駐とん地で行つてお
られます。大体一回に人数にして二十人から五十
人程度でございまして。体験入隊して訓練した内容
は、訓話とか一般服務とか、通信とか、地図判読
とか、体育とか行進、武器見学、そういう種
類のものでございまして。

○加藤(陽)委員 今後防衛庁におかれましては、
体験入隊——いまのように一つの団体がたいへん
たびたび体験入隊している、これも必要があつ
たのかもしれないけれども、体験入隊につい
ていままでのようなやり方でいられるか、この
際体験入隊という制度またはやり方を検討する
といふお考えはありますか。その辺お聞かせくだ
さい。

で、できるだけ御便宜をはかっております。

件数にしますと二千数百件、人数にしまして十万人近い人たちが毎年体験しておられます。非常に自衛隊の理解のために効果があるというようにわれわれは考えております。したがって、一般的には体験入隊の制度は今後も続けてまいりたいと考えております。ただ、三島氏を中心とする橋の会、先ほど申し上げましたような回数がございますが、これは世界的に有名な三島氏から依頼されて、今度のような事件のことは全く夢想もありませんで便宜をはかっております。これは全く橋の会と特別な関係なしに、三島氏の依頼という特別な要請でやったこととございまして、こういう事態が今後出るとも考えられませんが、一般的には体験入隊を続けてまいりたい。しかし、もちろんいろいろございまして、これから、今後ケース・バイ・ケースで十分調査検討はしなければいかぬ、かように考えております。

○加藤(陽)委員 大体、昨年の例でもいいのですが、体験入隊の人数、件数はどれくらいあるのですか。

○宍戸政府委員 四十四年度で件数で二千五百四十七件、人数にしまして九万三千五百人、四十三年度で二千六百件、九万八千四百人ばかり、こういう状況であります。

○加藤(陽)委員 相当たいへんな人数が体験入隊していらつしゃるようでございます。そのこと自体は問題ないかわかりません。しかし、今回の三島氏のような事件がありますので、私は今後の体験入隊の運営につきましてはよく慎重にお考えになる必要があるのじやないかと思っております。

もう一つ、この事件について関連をしてお伺いをしたいのは、事件のありました翌日かあるいはその翌日か新聞で見ただけですが、愛国党総裁ですか、赤尾氏が、のほりを立てた車に乗ってきて防衛庁の構内で演説をやったというふうな記事が出ておりましたが、これは事実はどういうこととございませうか。

○宍戸政府委員 日本愛国党の赤尾敏が防衛庁に

参りましたときの事実関係を申し上げますと、十一月の二十七日でございますが、午後二時ごろ赤尾敏が数名の者と宣伝カーに乗りまして防衛庁の正門に参りました。そうして長官に会わせるといふことを言ったわけです。当時正門の守衛に当たっております警備係長、いわゆる守衛さんですけれども、正門のとびらを閉じまして中には入れなかつたわけです。それで入りたいといふことにつきまして条件をつけまして、宣伝カーを外に置きますと交通のじやまになりそうなので、すぐ横に入れるが構内では放送はさせない、その他当庁の指示に従うことという条件をのませまして、赤尾のほうはその約束をしましたので、宣伝カーを正門から内側に一人入れまして、そこに哨舎がございまして、門のすぐそばですが、そこへ停車させて下車するように指示したといふこととございまして、前にも赤尾敏が来たことがございまして、警備係長が似たような行動をとりましたときには、約束を守って庁内で放送するようなどとはしていません。警備係長としては約束を守って約束を守ってくれる、こう思ったようでございます。しかし、中にちょっと入りましてたところで突然マイクを持ち出して放送を始めましたので、警備係長は、二人おりましたけれども、直ちに放送を中止するように何回か言いました、同時に今度とは物理的に引っぱりまして下車させたという事実でございます。しかし、その間約三分にわたりますけれども、そういう行動をとっている間に赤尾は門のすぐ入ったところでスピーカーを使って放送した、こういう事実がございました。

以上が事実関係でございます。

○佐藤(文)委員 中曾根長官に三島事件についての関連質問をいたします。

長官は、若い集団の自衛隊の最高指導者であると同時に、大学教育にも関係されている、そういう立場でありますので、三島事件についての影響力と申しますか、そういう認識についてお尋ねをしたいと思っております。

その第一点は、三島事件についての国際的な反響について、私は私なりに調査をいたしましたので

が、長官も御存じのコロンビア大学の助教授であるジュラルド・カーチス君を直ちに私呼びまして、アメリカにおける反響というものは一体どういふ反響か――彼が取り寄せたニューズウィークとかあるいはその他の新聞あたりではトップにこれが載りまして、非常に大きな影響を与えた。隣国の韓国においても週刊誌あるいは新聞においてはトップに扱って非常に大きな影響を与えております。しかし、その内容を聞いてみますと、アメリカの一大学生は、ケネディだつてこういうことがあつたのだ、こういうことがあるのだからたいして影響はないよ、こういう返答がはね返つてきている面もある。しかし、かつて長官がアメリカに行つて、日本に軍国主義が復活しつづつある、あるいはフイリピンに革命が起こりそうになる、あるいはマレーシアに暴動が起こりそうになる、あるいはアメリカの国会議員のレポートの内容に示されておる日本の軍国主義復活について、それを私試してきた、こういうことをされたのです。この事件が一部のアメリカの有識者の中に、やはり日本に軍国主義というものが復活しつづつあるのだ、ということを言っておる面も出てきました。また、これだけ経済的に復興し、大きな経済大国になつた日本のこの姿の中においても、自決という、介錯という、野蠻的な行動が日本人の中にあるのだという痛烈な批判もアメリカの一部識者の中から出てきました。韓国においては、日本の軍国主義の復活と同時に先般われわれが行つたときに李東元が、金持ち必ずしも尊敬せずといふことがあつた。日本という国は経済大国になつたが、今後チンピラな国になるのか、われわれが尊敬する国になるのか見守つていきたい、こういう討論まで李東元の発言の中から出てきました。こういったふうな中でこの事件が起こりましたので、国際的な反響についてどのように認識をし、今後防衛庁長官として、また一政治家として中曾根長官は、そういう反響に対してどのようなお考

えを持つておるか、それが一点。

それから国内的な反響であります。自衛隊員にはさして影響がない、非常に冷静である、あなたは公人として、防衛庁長官としてお答えになつたと思つていますが、私は逆な立場を持つております。私は若き世代の者に深刻なショックを与えておると思つております。現にある事件が起りました翌日、議員会館の私の部屋に京都の産業大学の学生が二人飛び込んできました。三島に続くといつて自決のかまえて飛び込んできました。あるいは長崎大学からそういった学生が授業中抜け出してやつてきた。あるいは北海道の高校生の生徒会長は、三島事件で討論しようといつて生徒を集めたけれども、反響がなかつたので自決未遂をやつてのけた。その他事件が若き世代の者に三島事件のショックとして出てきております。私はこういうふうな若い世代の者に与える影響といふものは、長官が考えておられるような簡単なものでないといふ認識を持つておられるか、この点についてどういふ認識を持つておられるか。また政治家中曾根康弘氏として、若い世代の者にこの事件をどのように指導し、それを自衛隊の中に生かしていくかといふことを、公人といふ公のことはをひとつ脱ぎ捨てて、中曾根康弘氏として真剣にこの問題についてのお考えをお聞きしたい、こう思つております。

○中曾根国務大臣 三島事件の国際的反響につきましては、地域によって若干違ふように思われました。アメリカの反響は、当初は三島君をよく知つておる人から取材したものが多いために、非常に美術的に、美学的にとらえた個人的事件としてとらえて、わりあい軍国主義とかいふような感じのものが入つてこなかつた。むしろ日本の特派員がその後いろいろな人に聞いたりして、日本とかいふものがその次の段階に入つてきました。しかし、その後ニューズウィークやタイムやその他全般を見ますと、大体経済成長で近代化した日本にまだこういうものがあつたのか。腹切

りというものと、それから介錯というものが非常に大きなショックを与えて、ある意味においては日本はまだわが国である、こういうような印象を与えておるようです。そういうようなことは一部の人たちに、日本軍国主義化するという材料に使われる危険性はかなりある、そのように思います。それから、ヨーロッパ方面の影響は、概していうと、封建的な日本あるいは軍国主義の危険性がある日本という印象をやはり与えておるように思いました。東南アジア近隣諸国の関係は、やはりそれと同じように、腹切りとかあるいは介錯というような問題が、さむらい日本、軍国日本という過去の大東亜戦争のイメージをやはり少しゆり動かして起こしておる、そういうことを憂えておられます。これらはやはり日本にとっては非常にマイナスなことでありまして、われわれは、あらゆる機会を通じて現在の平和化し、民主主義化している日本の実相を伝えなければならぬと思ひます。しかし幸いに自衛隊が、クレーターを三島君がやろうとして、それに関して全然かわりがなかったという事はよくわかっておるようですし、またアメリカやその他の識者の間では、軍国主義的でないことを憤慨して三島君は切腹したんだ、つまりそれは、軍国主義化してないというのが日本の一般的な姿であるというふうにとつては向きのものがあるようです。ですから、これは受けとめる人の頭の水準とか認識力によつてかなり違いますが、われわれとしては、やはり外国に非常に誤解を与えているという危険性を前提としていろいろ考えていかなければならぬというように思ひます。

国内的な影響は、私はいろんな人と会つて話を聞いてみましたが、私の友人がこういふことを言うのです。青年実業家で、こういう問題に関心のある人ですが、自分が調べたところでは、日本の年齢層を全部調べてみると、一つのパターンがある。明治生まれで、明治四十年前に生まれた人は、日本にまだこんなやつがいたか、あつたべいなやつだという、やや感嘆の音が明治のお年寄りに

はかなり強い。それから大正生まれで、われわれと同じゼネレーション、戦争に行つてきた人間は、やはり非常に深刻な精神的ショックを受けた。なぜなら、お互い戦争に行つてきて、いろいろな体験をしてきておるから、そのショックはわりあいに純粋に入つてきておる。ところが昭和生まれの昭和十年ぐらゐまでの人たちは、あそこまで死なないで、総理大臣官邸でやつたらどうだとか、あるいは防衛庁長官のところへ行つたらどうだとか、そういう場所とかテクニクの問題がかなりある。それがまあ大体昭和十年前後の者である。戦後派になると、まづ二つに割れていて、ナンセンスと一言で片づける層と非常に深刻なショックを受けた層と、まづ二つに割れていて、中間層がない。そういうことを私に言うのを私も聞きまして、私もいろいろな人に聞いてみると、大体そういうような傾向があるように思ひます。したがつて、青年層に対しては、われわれの予想以上にある深刻なショックを与えておる事件であつて、これは三島君も前から言つておりましたが、思想とか精神という問題は、その当座はきき目はないけれど、しかし十年か二十年後にわかればいいんだ、本人もそういうことを言つておつたようですけれども、ある程度の懐妊期間を持つて、その間に人間がみん自分のことを自分で考へる、その問題を考えてくると、やはり思想的な事件としてはかなり重要視しなければならぬ事件、そのように私は受けとめております。

○佐藤(文)委員 私は、いまの長官のお話で、さうにお話だけでは、まだ私はもの足りないのてございませう。私は、この機会に、三島事件が起つた影響というものを重大視して、どのように若き世代の者を指導するかという政治家としての発言がほしいと思ひます。私は、この三島事件は、戦後二十五年の経済繁栄を続けた陰には、経済人のたゆまざる努力、労働組合員の一生懸命働いた労働力あるいはテクノクラートに代表されるような

技術革新を中心とした、そういうエネルギーが戦後の新しい日本をつくり上げたが、昭和元祿になつた、この時代に、人の心にとどく風が吹き込んでおる、それを三島事件は鋭いやいばで突きつけた、こう私は解釈します。その頂点の国家の秩序というものを私に教えたんじゃないかと思ふのです。

そこで長官は、国家の秩序というものは一体どういふことなのかということ、いま一回私はここで若い世代の者に教えてやつてほしい。私は私なりに、国家の秩序というものは、三島理論の中にあるような神、天皇絶対制そのものの中から生まれる団体というのではなく、一人の市民の中から生まれる連帯感の中から新しく国家秩序をいまこそ生み出さなければならぬ、そういうことを洗ひ教へるべきではないだろうか、そういうことを洗ひ直す必要があるのではないだろうか、こういうふうに私は三島事件から考へるのでありますが、国家の秩序に鋭いやいばを突きつけた三島事件について、国家の秩序についての長官の考へ方をお聞きしたい、こういうふうに思ひます。

○中曾根国務大臣 日本は、憲法によつて思想の自由が保障されておるのであります、憲法や法律秩序に違背しない範囲内においては、何人も自分で思想し、思索し、考へを持つておることは自由であります。しかし、これが直接行動に出で、社会に対してある限界を逸脱するということは十分規制されているところであります。それで、やはり日本全国民が基礎法である憲法というものをみなで約束して、そのルールでやつていこうというところで国家の基礎は法的にはできています。したがつて、そういう基本的ルールというものを守つていくということは、国民として最も大事な仕事である、責任であると思つておられます。どんなにえらい人であろうと、どんなに世界的に有名な人間であろうと、国民としてのルールを守るといふことは、国民である第一義であると私は考へ

ます。それは身分や有名度によつて差別があるべきではない、それがほんとうの平等であると私は思ひます。法の前の平等ということは、この際厳然として維持されなければならぬと私は思ひます。

それで、私は、あの事件が起きたときに、新聞記者会見をしまして、やはり平和的、民主的秩序を乱す直接行動はいけない、そういうことを言ひましたけれども、それは、あの二・二六事件が起きたあつたあとに、あのときに陸軍は、二・二六の将校たちと妥協しようとしたり、取引しようとしたり、いろいろいたしました。そういう政府側の不明確な態度が、ついに大東亜戦争にまで軍人の横暴を許した形に伸びていってしまったと思ひます。私はそれがすぐ直感にきました、これは政府としては右か左かはつきりしななければいけません、そういう直感を持ちましたものから、こういう直接行動は断固糾弾しなければいけない、そういうことを言つたのです。その結果、ずいぶん私のところをいろいろな人から電話があつて、おまえは三島に冷たいじゃないか、おまえを見よこなつたとか、二晩くらい寝られぬくらい電話があつた。ありましたけれど、やはり国家というものをみんながつくつておる以上は、基本的ルールは、どんなえらい人であろうと、どんなお金持ちであろうと、権力者であろうと守らなければならぬ。法の前の平等ということ、やはり厳然として為政者は貫かなければならぬ。しかし思想の問題となると、これは個人の心の内容の問題でありまして、他人が制するべきものでありません。私は三島君の考へ方というものは、彼の本を読んでいるから知つておるつもりでございませうけれども、たとえ彼の思想というものは理解することができたとしても、直接行動を容認することはできない。そういうことは、やはりはっきり申し上げておかなければならぬと思ひます。しかし、これを思想的な面から――私は拡大でこの間総長講演で言つてきたこととありますが、それを公人

を離れて一学究の徒としてこの問題を取り上げてみた場合には、これは相当日本の思想史、精神史に影響する問題であります。戦前では、昔は徳川時代の「大日本史」の水戸光圀とかあるいは賀茂真淵、平田篤胤とか吉田松陰とか、あるいは戦前においては東大で憲法を講じておられた寛先生とか、あるいは戦後においては三島君であるとか、そういうふうに出でてきている感じがする。それくらい影響力と力を持った思想的な事件である。これを美学的な問題としてとらえてはならぬ。それは彼の本を讀めばわかることである。彼は陽明学を信奉してやめたこと、ごさいます。そういうふうには感じまして、この問題をどういふふうになさしていくか、正しく青年たちを善導していくかということは、非常に深い姿勢で、そして非常に深いおもんばかりを持ってやっていかなければならぬ。単なる形式的なことやあるいはその場限りのつじつまを合わせるようなことだけで済む問題ではない、そういうふうな思いがあります。やはり青少年に与えた一つの大きな問題があるわけです。その問題に対して正しい説明が与えられる、これは政治家も全国民も一生懸命になつて協力して青少年のためにいい説明をしていかなければならぬ、そういうふうにお考えをおるわけです。

○佐藤(文)委員 最後に、長官もかつては関係しておられて、いまでも指導的な関係にある日本青年会議所において、二十代から四十代の経済人の集団であります。この問題の直後、国家問題として数日間検討会を行いました。その中で、若き者がこの事件に共感するところがある、どういふところだろう、という討論の中から出たのは、あの檄の中に「戦後の日本が経済的繁栄にうつつを抜かし、国の大本を忘れ」、「政治は矛盾の糊塗、自己の保身、偽善等々、日本の伝統が失われつつあることに歯がみしている。「われわれは四年待った。最後の一年は熱烈に待った。もう待てぬ。自ら冒瀆する者待つわけには行かぬ。しかしあと三十分、最後の三十分待たう。」という檄

文、そういう国の政治に対する激烈なる檄文の内容の面に三島の認識に対する一つの評価がおぼろげに若い世代の中にもあります。しかし、いま長官が言われた同感の点は、こういった右翼的な思想と言つてもいいと思うのですが、共感はできないのです。この事件が日本の歴史の中に残したとす黒い血というものは私は十分に氣をつけていかなければならない、こういうふうに思います。そこでこの若き世代に風が吹き通つていく、空虚な気持ちを持つておる青年が非常に多いということ。その多い青年の指導というものに自衛隊を通じて長官は一大躍進をして強い姿勢で指導してほしい。ということは、具体的に言わなければいけません。真の民主主義というものは、市民の連帯感を形成した根強い苦しい戦いの中から新しい民主主義というものが生まれてくるのだということを自衛隊員に強い姿勢を持って長官は御指導をお願いしたい、これが与える影響というものは大きいと思いますので、長官のお考えに私は賛成をいたしまして、私の意見を述べて関連質問を終わりたい、こう思つております。

○中曾根(文)大臣 いまの点に關連しまして青少年にどういふおことばでございましてから、私の考えをもう少し述べさせていただきますと、三島君の考えは、思想のタイプから見ますとやはり尊王攘夷的なものがあると思つておられます。幕末の尊王攘夷というふうな思想は、外国の侵略とかあるいはいままでの封鎖国家というのから出たおびえというものが私にはあるのだらうと思つておられます。中にも生まれた思想は非常に純粋度も高いし、きりめくようなところもありません。明治になって開国をして、西洋文明を取り入れて外国に追いつこうという姿勢をとつてきたときには当然ぶつかるわけです。そういうものが神風連に出てきたので、三島君はこれに本にまで明らかに書いておられます。しかし明治の時代がばか時代だと思つたかと思つたか、ちよつとそうは思

えない。やはり西洋文明を取り入れて近代化をやるために、いろいろな事件もあつたけれども、日本民族は明治天皇の指導のもとに非常な努力をして、近代性を取り入れて、日本民族の偉大な消化力が外來文明を消化して明治文明をつくり上げ、世界の一流国家に入らうとしてきたわけなんです。これが今日東南アジア諸国から敬愛されている一番のものであります。明治がなかったら日本は尊敬されていらないと思うのです。そういう貴重なものをつくり上げたのは、外來の文明を取り入れて近代国家をつくることであつても、士魂商才といわれるように、昔からの日本固有の精神を基調にしてそれが行なわれたということではないかと思つておられます。

第二には、平和を維持するというのが無上の命法になつて世界人類に要求されてきておりました。核が出てきて平和共存という形にそれがなつてきた。平和共存という形は、人類が生きていくところという生存本能からそういう英知が生まれてくるのかもしれない。動物が迷彩したりカムフラージュして生き残ろうとすると同じように、核抑止力や部分的核停約にすらそういうものがあつて、さみだれみだれな、平和共存の世界というものは、さみだれみだれな、曇天でグレイブな中にも生き抜いて新しい時代を待

ち望んでいかなければならない。そういう非常に沈うつな、そしてあまい時代に耐えられないのが潔癖な人でしょうけれども、それを耐え抜いていくところに次の人類の新しい光が出てくると思つておられます。

そういう核抑止力下における平和維持という問題や国際関係を離れて日本は生きていけないということも国民諸君によく認識してもらつて、そして明治の同胞が外來文明をみごとに消化して明治時代をつくり上げたように、今日のわれわれが同じような形で外來文明も消化するし、新しいわれわれの戦後の時代をつくり上げていくという理想に向かつて邁進しなければならぬ。それには世界的な、国際的な視野を広めて、日本の座標の位置がどこにあるかを認識させれば新しい勇氣も生まれてくるのだらうと思つておられます。そういう点についてわれわれは大いに国民諸君と語り合ひべきである、そのように考えておられます。

○加藤(陽)委員 それでは、これから法案の内容について質問していきたいと思つておられます。

まず今回の改正案で二等陸海空士、二万五千五百円、管外手当七千三百三十円というのが出ておられますが、この根拠を教えてください。

○江藤(文)委員 先生も御承知のように、自衛官の俸給表は二士の場合をとつてみますと、公安職(七)の七等級一を基準にしておられます。この基準号俸が今回一般職におきましても格段の改善をはかられておりました、二万九千五百円になつておられます。これに對しまして超過勤務手当相当額二十一・五時間を加算しまして三万三千一百円、さらに従来地域手当と申しましたが、調整手当を加えて四万二千五百円、一応本俸を考へまして、隊内に居住します関係で一般の私生活相当の経費が節減されますので、その分として食事分の六千五百六十円と、管舎経費分八百四十円並びに医療費分五百二十六円というものを控除しまして、合計約二万五千五百円ということになつておられます。この改定は、先ほど申し上げましたように、一般職のほうで公安職の俸給表が格段の配慮が加えられており

ますものをそのまま準用いたしておりますので、したがって、中堅以下の自衛官の俸給表、特に曹士の俸給表が、今回また格段の向上をいたしておるといふことになっております。先ほど申し上げました控除額の食事分六千五百十六円、営舎分八百十四円というものを加えたものが管外手当となるわけでございます。

○加藤陽委員 そのでお伺いしたいのは、隊員の食費は、いま一日幾らですか、月に何ほですか。

○江藤政府委員 手元に資料がございませんが、新しく改定になりますのは二百九十八円でございます。

○加藤陽委員 二百九十八円としますと、隊員の給料計算から差し引かれた金額は、これはポリーナス分も加えなければいけないと思ひますけれども、大体二百九十八円全額が隊員の負担ということになるのじゃないですか。

○江藤政府委員 二百九十八円ということになりますと、一カ月三十日としまして、八千九百四十円でございますが、そのうちの約七割余りの六千五百十六円を、本俸の計算をする場合に控除いたしております。したがって、毎月の給与そのものから申しますと、糧食費の約七割程度が個人負担で、約三割近くが国の負担ということと俸給表は作成されております。しかしながら、御指摘のように、それがポリーナスのほうにはマイナスにはね返ってまいります。一方、調整額とか地域手当というふうなものがある場合にはプラスにはね返ってまいりますので、全体として年間給与を考えた場合には、従来より、ここ数年間とてまいりました給与改定方式と変わっておりません。特に改悪されたというふうなことはございません。

○加藤陽委員 いまの二百九十八円で計算しますとそういうことになるわけですが、私問題としておられるのは、やはりこれはポリーナスにはね返るといふことですね。実際上は、隊員が隊内で食

事をする負担が、給料の中からほとんど引かれておるといふことになると思ふのです。これは、隊員として必要なカロリーを供給しなければならぬですけれども、もしも自由にカロリーをとるとすれば、自分で好きなものが食えるわけですね。ところが、隊内では、献立をきめて、強制的ということでは悪いですが、そういう食事を与えらる。にもかかわらず、その費用を全額給料から差し引くというのには、私は、隊員のためを思つて、これは長官ひとつお考えいただきたいと思ふのですが、どうでしょうか。

○中曾根國務大臣 その点は、私もかねがね考えておるところでございます。改善に努力したいと思つております。

○加藤陽委員 その次に、営舎費の八百二十円ですが、これは現在國費のほうで光熱水料とか、この前長官は、部隊を回つてみたところがトイレトペーパーを私費で出しておつたというふうなことをここで申しておりました。そういうふうなものは、全部、隊員の給料計算の中からおつたものでまかなうということになっておられるのですか。

○江藤政府委員 営舎費のほうは、従来から、この数年間、大体三分の二を個人負担、三分の一が國負担ということと、この八百十四円というものが計算されております。

○加藤陽委員 そうしますと、営舎費八百二十円が長官のおっしゃつたことは今後なくなるのか、それか。これはだれにお尋ねしたいのかかわらないけれども、経理局長か、人事局長か。トレットペーパーなども全部國のほうで支給してやれるようになりますか。

○田代説明員 ただいまの御質問は、営舎費等々の問題に關連した御質問だと思ひます。これにつきましては、御案内のとおり、四十五年度予算におきましては、相当大幅な増額をいたしましたわけですが、まだ十分ではないと思ひますので、今後とも、毎年、細心の注意を払ひながら増額につとめるといふことをやつていきたい、かように考え

ております。

○加藤陽委員 ぜひそういうふうにお願ひしたいと思ひますが、次に、給料の計算の中で医療費を五百二十六円差し引いてあるわけですね。これは、どういふ根拠で五百二十六円という金額を出されたのですか。

○江藤政府委員 従来から、医療は國が負担するものであるという前提でございます。したがって、自衛官が病氣になりました場合の療養費はすべて國が負担いたします。しかしながら、一般の健康保険法にしまして、あるいは共済組合法にしまして、やはりある程度個人が負担するといふ基本原則がございまして、年間疾病率、その衛官の場合に當てはめまして、年間疾病率、それにおおむね俸給表に対して千分の二十四程度の額を俸給から一応控除しまして、一方、國庫負担金も加えて医療関係の経費に別途予算として計上いたしております。

○加藤陽委員 まあ千分の二十四ということですからそんなものかもしれませんね。ときに、これに關連いたしました、現在の自衛隊の隊員の衛生状況と申しますか、病氣の状況はどのようになつておりますか。

○浜田説明員 ただいま御質問の自衛隊員の健康の状況はどうかというところでございまして、いろいろな指数をあげることがございます。いろいろな指数をあげることがございまして、一例として、隊員が隊務を休んでおられる率というふうなものを一応の資料として考えますと、昭和三十三年には隊員千人当たり二〇・五という数になつておりましたが、昭和三十六年度が一五・八、昭和四十年が一三・三、それから昭和四十四年度が、一番新しい数字でございまして、一〇・四というところで、三十三年に比べますと約二分の一程度に減つております。したがって、隊務を休んでおられる者の数は年々減少の傾向にある。したがって、この数字だけをとりまして、一応健康状態は全体としてはよくなつておるといふふうには判断されるのではないと思ひます。

○加藤陽委員 たいへんけつこうだと思ふのですが、隊員の病氣の種類、どういふふうな病氣が多いのですか。

○浜田説明員 この休んでおられます患者さんの疾病分類を、一体昭和四十三年を例にとつて率を出してみますと、最も多いのがかぜ引きでございます。これが約四二％でございます。それから下痢等の消化器疾患が二番目でございます。これが二％、したがって、六割ちよつとの大部分のものはかぜ引き、下痢等の疾患でございます。こういふふうなものが大部分を占めておりますために、わりかた早くお終つて、したがって勤務率としては改善の傾向にある。これに比べまして、結核でありますとか、あるいは新生物のような慢性の疾患は比較的少ないというふうなことが言えると思ひます。

ただ、不慮の事故が第三番目に位置してございまして、これが疾病の中の約二三％という数になつております。

○加藤陽委員 次に、私一つ大きな疑問があるのです。というのは、今度の給与は五月一日にさかのぼつて施行されるわけですね。そうすると、隊員は、新しい給与をきめられました。その中から、いまのお話ですと、食糧費にしても、営舎費にしても医療費にしても、五月から差し引かれるんです。これは具体的に隊員にどういふふうな還元しようかと考えていらつしやいますか。

○江藤政府委員 御指摘のとおりでございますが、従来からも、方法としては、これまで控除しました糧食費を、給与改定以後来年三月まで、年度末までの間に、この額全体を割り振りまして、相当糧食費の改善になります。こういふ方法で全額を隊員に分配するという方法をとつております。

○加藤陽委員 私、いまでもそれに近いことをやつていらつしやるといふことは知つておられる。ただ今度の場合、五月にさかのぼるわけでしょう。これはたいへんな金額です。これを十

二月、一月、二月、三月で消化できるかというところを疑問に思う。思うからお尋ねするのですが、どれくらい金額になりますか。

○江藤政府委員 先ほど申し上げました六千五百十六円相当分の十一・二倍というものが、糧食費として一月以降隊員に分配すべき予算になります。したがって、今回非常に額としては大きくなりますので、特に正月とか、その他他隊記念日とか、そういうものの際に、十分糧食費の質の面を配慮しまして、できるだけ隊員に全額はね返るような方法をとってまいりたいというふうに思っております。

○加藤(陽)委員 これはもし自衛隊に組合でもあったら、当然たいへんな交渉問題になる事項だと思っております。いま急にはお答えができませんが、わかりませんが、これくらいの財源が隊員に返すべきものであって、この三月まででどういふふうな隊員に還元するかという具体的な計画を、防衛庁の名においてぜひ私にお示しいただきたい、これをお願いいたします。

その次に、食糧費の問題であります。これはこの前も申し上げたことがあるのですが、いまのうちに隊員の給与計算から食糧費を差し引く、しかも残飯が出るということになると、やはり隊員としては何か損をしているような気になると思うのです。前に私が防衛庁におりましたときから考えておったのですが、昔の軍のように委任経理というやり方はとれないものでしょうか。これは経理局長にお願いたします。

○田代説明員 旧軍隊に委任経理という制度がございます。私も実は昨晩古い文書をさがして勉強をしたわけです。明治二十三年の法律でございます。陸軍給与に関する委任経理の件、法律になっております。この経理のしかたは、主として給与関係について、行なわれる経理でありまして、給与の定額を部隊に交付して、その経理を給与実施の責任者である部隊長に委任するというところであります。したがって、一種の渡し切り経費みたいなかっこうになりまして、予算の支

出というものがかなり弾力化するという問題であります。もう一つは、たとえばさつき御指摘がございましたように、残飯問題でございます。その売り払い金が出ますと、それをまた使うことができるという、二つに特色があったように考えられるわけでございます。

そこで、いま御指摘の残飯という問題が出ておりますけれども、これは実を申し上げますと、現在の財政会計法規の考え方から、昭和二十二年にできました財政法に従ってやっております。その第十四条におきまして予算総計主義というのがあります。これは従来、ともすれば財政を乱すものである歳入、歳出を混濁するというものないようというところで、その年度中の歳入は全部歳出にあける、歳入は全部歳入にあけるといふ立場がとられております。そういう点もございまして、確かにおっしゃった問題につきましては、今後検討する問題が幾つかあるかと思っておりますけれども、そういう一つの財政法規的なもの考え方からいって、そういう税外収入というもので歳出をまかなうというものはいろいろ問題があるといふうに、現在の段階では考えております。なおこの点につきましては、今後とも検討させていただきます。

○加藤(陽)委員 次にお伺いいたしますのは、今度航空手当が増額になっておりますが、私疑問に思っておりますのは、航空手当の引き上げはどのような理由でおやりましたのか。とにかくいいことだと思っております。いいことだと思ふのだが、同時に同じような手当、乗り組み手当とか落下傘の隊員手当とか、こんなものがあるわけですね。これはやはりほかの事情はいろいろありましようが、部隊内の給与として見た場合に、航空手当だけ引き上げればかの手当は引き上げないというところは、隊の規律上いいことでしょうか。この点をお伺いいたします。

○江藤政府委員 今回の航空手当の改善は、一般職の乗り組み手当の改正と歩調を合わせて修正したものであります。その他の艦船、潜水艦乗り組み手当とか、あるいは空挺隊員の落下傘降

下手当というもののベース改定とは関係ございません。今後予算の面で配慮していくべき問題でございます。ただ、乗り組み手当とかあるいは潜水艦乗り組み手当というものは、隊員の現在受けておる本俸に対しての率でございます。毎年毎年本俸の平均額がかなり上がってきておりますので、その点、航空手当が初俸俸に対するものであるとの比でだいぶ差がついてまいりますので、実質的には乗り組み手当はかなり改善されておるといふことは言えると思っております。

○加藤(陽)委員 その点わかりました。ただ、落下傘手当のようなものは人事院で研究しようにもしようがないわけですね。やはりこれは防衛庁自体でお考えにならないければいけない問題でありまして、来年度予算で増額になるのでしょうか、その点期待しております。

その次に伺いたいのは、今度の俸給表で事務次官と統幕議長は幾らになるのですか。

○江藤政府委員 事務次官は現在指定職の甲の五号俸になっております。統幕議長も同じでございます。これが新たに指定がされて、指定職の甲六号になります。現在甲の五号は本俸が二十九万五千円でございます。これに調整手当も六割つきまします。新たに指定がえを受けて、新しい本俸は三十八万円、これに調整手当が八割つくといいことになります。

○加藤(陽)委員 これはひとつ長官にお聞きしたいのですが、統幕議長は、長官も御承知と思いたいますが、防衛庁設置法の中で、陸海空自衛隊の最高位とするということが書いてあるわけですね。さつきもちょうと特別職ですか、検査官の俸給表を見ておりましたら、検査官は別として、次長検査官が三十九万円です。三十九万円で認証官になっておる。統幕議長の待遇というものは、長官、もう少し考えられぬものですか。自衛隊の士気の上にもこれは非常に影響するのではないかと、端的に申し上げますと、統幕議長を認証官にする、あるいは給与を引き上げるといふようなお考えはいかがでしょうか。

○中曾根國務大臣 同感でありますので、努力してみたいと思っております。

○加藤(陽)委員 時間がなくなりましたので、最後に一つ。住居手当が今度新設されたことは非常にけっこうだと思っておりますが、現在の自衛隊の、防衛庁の公務員宿舎の充足状況、これはどういふふうになっておりますか。

○田代説明員 ちよっと手元に資料がございませぬが、現在のところ、おおむね六〇%くらいだと思っております。

○加藤(陽)委員 これはほかの役所に比べてどうなんでしょうか。ほかの役所よりはまた悪いのですか。ほかの役所の標準までいっておられますか。

○田代説明員 ほかの官庁につきましては正確なデータがなかなか得られないのですが、やはり率直に申しましてよくないといふうにわれわれは考えております。

○加藤(陽)委員 いままで、私ももおりました間にこれを努力してまいりましたのでありますが、まだまだほかの役所に比べて足りないようでありまして、来年度の予算以降におきましても、宿舍の問題についてはさらに力を入れていただきたいと思っております。

若干まだ質問が残りましたが、時間が来ましたので、これで私の質問を終わります。

○天野委員長 大出俊君。

○大出委員 ただいま加藤さんから質問がありました。三島君の問題でございますけれども、事の事実関係というのを、まず明らかにしていただきたい。私は思うわけでございます。そういう意味で、これはこの問題について、調査あるいは捜査されました警察庁の關係の方に御出席をいただきたい。最初いろいろとお調べになつた経緯並びにその結果につきまして、事件の概要についてのひとつ御説明をまず承けておきたいのであります。關係の方から御答弁をいただきたいと思っております。

○山口(廣)政府委員 それでは、事案の捜査状況について申し上げます。

先月二十五日午前十一時十二分ごろに、自衛隊の東部方面総監部から、私どものほうへ一〇番で通報がされて事件の発生を知ったわけでございます。警察庁といたしましては、直ちにパトローラー及び機動隊、あのそばに第四機と第五機がございまして、四機の機動隊一個中隊を現場に派遣をいたしております。そのあと引き続いて制服員、私服員を派遣いたしました。制服員の合計が五百十一名、私服員が六十名で配備につきましては、所轄の牛込警察署長が現場の指揮に当たったのでございます。

現場では、当時の状況から申しまして、強引に総監室に踏み込むと、総監に危害が及ぶと判断されましたので、総監部の建物を包囲、警戒の上、自衛隊側とも十分協議をいたしまして、これは説得による事態解決への努力をすべきであるということ、その努力をいたしたのであります。ところが、そうした中で十二時十五分ごろから同二十分ごろの間に、三島、森田の両名が自決をいたしました。それから二十二分ごろ小川ら三名が総監室から出てきたところを、警察官が協力をして逮捕して、警視庁に引致いたしました。こういふことでございます。

なお、警視庁では、直ちに牛込の警察署に公安部長を長とする約九十名編成の特別捜査本部を組織いたしました。今日に至っておりますところでございます。

この間、当日の夜から翌二十六日にかけて、令状を得まして、現場の検証を行ないますとともに、これと並行いたしまして事件当日の夜三島邸等六カ所の捜索を実施いたしました。証拠物件百三十三件を押収いたしました。証拠の確保に当たったのでございます。

一 方面、当日は午前十一時から市ヶ谷会館の中で、橋の会の会員三十二名が例会を開催をいたしておりましたが、午後一時五分ごろ事件を知りました。会員三名が総監部へかけつけようといまして、会館付近で警戒に当たっていた警備部隊に突っ込み、なぐったりけったりというよりな暴行

事件がございましたので、会員三名を公務執行妨害容疑で現行犯逮捕いたしました。四谷警察署に引致して取り調べを行なったのでございます。他の二十九名につきましては、新宿、四谷、麩町の各署に任意同行をいたしました。事情聴取を行ないました。いづれも当日の事件とは無関係であるということが判明をいたしました。なお、この公務執行妨害容疑で現行犯逮捕された三名は、現在拘留中でございます。

それから、二十五日に逮捕して取り調べの上、二十七日に、この総監室から出てまいりまして逮捕いたしました三名を、囑託殺人、傷害、監禁、建造物侵入、暴力行為等処罰に関する法律違反、それから銃砲刀剣類所持取締法違反の六つの罪名で東京地検に送致をいたしました。このあとは検察庁の手によって取り調べが行なわれておりますが、今月の十六日まで拘留が認められておるといふふう聞いております。

この事件は目下捜査中でございますので、あまり具体的なことは詳細なことにつきましては目下のところはひとつ控えさせていただきます。思いますが、被疑者らの供述によりますと、今度の事件は三島を中心とした五名だけの、限られた者によって計画をされ、敢行されたものであるということが明らかになっております。被疑者らの友人、知人、それから橋の会会員等も全く知らせられなかったというのが実情であるようにあります。自衛隊をその舞台に何かやらうということ

ターをやろうというよりなことは全然出ておりません。三島は憲法改正のために自衛隊が立ち上がってくれることを気持ちの上では期待をいたしておったようでありまして、しかし、そのために具体的な準備をしたというよりなことは取り調べの上では出てきておりません。とにかく三島としては、自分の気持ちを自衛隊員の前で訴えて死んでいくというのを最初から心にきめておったようでございます。それ以上は考慮をいたしていません。

このことは、犯行当日三島が家を出発直前に、森田を除く三名に渡した命令書に、三島、森田の自刃が書かれていたのを見ても、三島のその意図がうかがわれると思っております。大体以上でございます。

○大出委員 幾つかあわせて聞いておきたいのでありますが、この新聞によりますと、これはおそろしく皆さんがお話になったのだと思っておりますが、この新聞の取り上げ方も、このクレーダー計画と称するものがあつて、失敗したからこうなつたのだという言い方になってるのであります。けれども、いまの話をお聞きしますと新聞にあるのとは違つて、クレーダー計画が自決によって明らかになつた、こうなつておられますが、時間がありませんから長い質問はいたしません、その点が一つ。それからもう一つ、先ほどもちょっと話が出ましたけれども、五百人からの機動隊の方々が出かけていったわけでありませぬ、私の時間の聞き違いかどうかわかりませんが、それから多少の時間がここにある。ああいう結果になり、つまり切腹するなどということになる。皆さんが集まった、つまり取り囲んだ時間、どのくらいあったのですか。この点二つだけとりあえずお答えをいただきたい。

○山口(廣)政府委員 最初の御質問でございますが、私ももとしましては、三島のこの春ごろからの心の中のいろいろな微妙な変化を顧慮することはできませんからわかりませぬけれども、残りました三名の取り調べから出てまいりますもの、それか

らその他いろいろな文書等から見まして、そういうクレーダーの計画はなかつたということが、私どもの取り調べの結果でございます。それから、機動隊が参りまして、三島が自決して三名が出てまいりまして逮捕するといふまで大体一時間前後の時間ではなかつたかと思ひます。

○大出委員 これは警察のほうで取り調べをされて、最初は何も東部方面総監室で自刃するんじゃないかというところは明らかでしようね。これも承りたいのですが、市ヶ谷の宮田さんというのですか、ここに名前が載つておりますけれども、途中で宮田隊長に対するもの考え方が最初あつた。つまり実践連隊長であるこの宮田隊長を、ことばを悪くいへば脅迫して全体を動かす、こういうものを考へ方があつた。ところが数日前になつて、二十二日ですか、市ヶ谷に行つておられるのですか。ところがどうも二十五日はいない、これは明らかになつた。変更をした。つまり宮田隊長を同様に監禁をする、脅迫をする、そして動かすというこの計画が冒頭にあつた。これはおたくのほうの調査でもはっきりし、新聞が伝えるところでございます。これは取り調べ当局でないのですから、どういふ目的かは、おたくに聞かなければわからぬけれども、これは明らかに実践連隊長——昔の近衛連隊長ですか、これをねらつた。これは何か目的がなければならぬやしない。ただ単に宮田隊長をそこで押えてその前で自刃をする、初めからそういう計画を立てることではない。微を見たらつて、ついでこないのですから、そこらのところ、どうもいまのあなたの説明ではわからない。そこらのところをもう一べん承りたいのです。

○山口(廣)政府委員 おっしゃるとおり、最初は三十二連隊長を人質にして、その部下の隊員に訴えるということであつたようでございますが、詳細は防衛庁のほうからまた話があると思ひますけれども、その二十五日には、三十二連隊長が不在であるということで、急遽東部方面総監に対象を

変更したというところのようでございます。三十二連隊の隊員に訴えを申ししても、これは今日までの取り調べのところでは、ただ訴えるというだけであって、そしてその場でかれは自刃する、こういふのがずっと変わらない計画のようでございます。

○大出委員 これは、あとで防衛庁のほうからお話があると思いますが、取り調べをしたのは、おたくじゃないですか。防衛庁じゃないでしょう。どうなんですか。

○山口(廣)政府委員 さようでございます。それで私どもの調べでは、三十二連隊長は当日演習か何かのために不在であるというように聞いております。

○大出委員 そのところ、あなたも少し調べた結果を言えないのですか。この書いてある中身をいろいろ読みますと、三島が事前に連隊に行つたのですよ。行つたところが連隊長不在で、そこで一体二十五日とはいつのことで聞いているのですね。二十五日にはいない、いつ帰ってくる。演習の終わりの後ですかね。それで変更したんですね。そうすると、あなたのおっしゃっているのとつじつまが合わない。取り調べているのは、何も防衛庁が調べているのじゃない。警察のあなた方が調べている。そのところ、どうもそうあ

いまいに答えられちゃ困るので、これは捜査中といふのでしたら、そこから先のことはいいですけれども、現在わかつて、新聞に発表されていることを的確にお答えいただかぬと、事柄が問題ですから、これははっきりしていただきたい。

○山口(廣)政府委員 三十二連隊に行つたのは、私どもの調べでは、森田が行つておりました、それで森田が死んでおりましたので、その辺のところは、大体いま申し上げたようなことで私のほうとしては、ちよつと申し上げかねるのでござい

ます。

○大出委員 それはわからぬということになれば、いたしかたありませんが、しかし考へ方とし

ては、三十二連隊を中心に置いていたことは間違いない。それを急遽計画を変更した、こうなつていふわけですね。二十七日に帰ってくるわけであつて、なおかつ変更しているわけですが、こころのところは、あなたのほうで調べなければならぬ。われわれにはわからぬ。あなたのほうで残つた人を連れていっておられますから。そこをあなたが答えられないというなら、あるいは死んでしまつてわからぬというなら、これはやむを得ないということになります。

もう一つのほうの一時時間があつた、この間の警察の判断はどうだつたのですか、もう一ぺん聞きたい。

○山口(廣)政府委員 先ほども申し上げましたように、自衛隊側と緊密な連絡をとつて警備警戒に当たつたわけでございますが、短兵急に踏み込みますと、総監のお身に危害が及ぶということで説得活動を続けたというところでござい

ます。

○大出委員 もう一歩立ち入つて聞きますが、具体的にどういふ説得活動を警察はおやりになつたのですか。あなたは警察は一時時間があつた、この間説得活動をおやりになつたとおっしゃるのだから、これは三島由紀夫君という人だつて、憲法上保障されている個人の尊厳もあれば、一人の人間に間違いない。結果論だけれども、命が失われているということについては、自分がやつたにしても、これはなかなか簡単な問題ではない。そうすると、その間に警察の責任もな

ない。だから私は、一時時間があつたのだとすると、どういふふうによつたのかということはお聞きをおかぬと、あとあとの問題もあつた。だから説得をなされたとおっしゃつておられるから、どういふふうにおやりになつておられるのかということをお聞きするのであつて、お答えをいただきたいわけであり

ます。

○山口(廣)政府委員 先ほど申し上げましたように、牛込の署長が現場の指揮官として現場に参つておりましたから、その三沢署長を中心にし

て、バルコニーのほうに向かつて、何度も早くこ

ういふ状態をやめろ、出てこい、こういふことを説得したように聞いております。

○大出委員 そうすると、三島君がバルコニーにおつた、その総監の部屋には何人かいたのかもしれませんが、窓を破つたり何かしておつたわけですから、そこを取り巻いておつたわけですから、中の様子は見えるわけですね。そういう状況でござい

ましたか、そのところを確認しておきたいのですか。

○山口(廣)政府委員 総監室の内部は、おそろくわからなかつたと思つて

います。

○大出委員 それではバルコニーでしゃべつてい

るのにおつてこいといふ説得したわけですか、そういうことになり

ますか。

○山口(廣)政府委員 バルコニーにいるときだけではない、もう中に入つてい

つたあとも、下のほうからマイクが何かでいろいろしゃべれば、総監室の中におそろく聞えるであ

りま

せん、あつた。廊下あたりのちよつと遠いところから、そういう説得を続けたと思つ

ます。

○大出委員 先ほど五百十一名の制服の方、私服六十名の皆さんが取り巻いたとお

っしゃつたから、それは総監室に益田総監なんか

がおいでになるから、その状況はおおむねわか

つてい

る時点ですから、それを取り巻いたとい

うことになると、ずいぶん警察も能ない話だとい

う気がする。そこで私は、いまこ

うことを聞いておられるので、さ

つぱりいまの話はわけがわかりませんが、私もお目にか

たからあわてて中に入れたと言いが、そこから何かしら仲間意識みたいな感じがする。私語んでそう思う感じがする、時間がないから私ここであらためて読み直さなければ、それは私非常に不意に思ふのです。仲間意識というか、そこを私気にするのでもないような質問をしたわけなんです、なくなつた方がよかくじゃなくて、そういう意味で非常に考えなければならぬ問題だと思つてゐるのです。

そこで先ほどの点に戻りまして、防衛庁の皆さんとの関係を承りたいのですけれども、これは前にここにおいでになる横路君のおとうさんが質問したこともありまして、警察と防衛庁の間の関係、つまりどういふ形での警備、警務というふうなものを分けてどうされておるかという点ですね、あらためてこの際承つておきたい。

○山口(廣)政府委員 捜査関係につきましては、防衛庁の施設内で行なわれた犯罪とかあるいは自衛官に対して行なわれた犯罪につきましては、自衛隊の警務官が受け持つということになっておりました、ただいろいろ社会的影響等考慮して警察がやったほうがいいというような場合には警察がこれをする、こういうことになっております、今回はそういうことでやられたわけでありまして、警備全体の面につきましては、これは格別そういうあれがございませんで、そのつど連絡、協力をしておるわけでございます、平素のそういう出入り等はもちろん自衛隊の責任においておられるわけでございますが、ただこの三三年來、御承知のとおり、たとえば過激派学生が防衛庁を襲うというふうなことがありますれば、私どものほうとしては防衛庁にそれを連絡するとともに、警察独自の立場でその周辺の警備、警戒に当たる、こういうふうなことでございまして。

○大出委員 もう一つ伺いたいのですが、翌日、総監室の、この事件のあったすぐそばの廊下ですか、その周辺に菊の花をリボン巻いてささげてあったというのですね。これはこの地域は、この新聞等によりまして、翌日も警察の皆さんが捜査の必要上固めておられたはずでしょう。まさか警察のほうをそこに持つていったのではないと思つて、またどけたというふうなことはどういふか、承りたいと思つておるのか、その辺も気になるので承りたいと思つておる。

○山口(廣)政府委員 ちょっと私もそのことを承知いたしておりましたので、お許しをいただきますと思つておる。

○大出委員 その点防衛庁のほうでおわかりになっておられますか、その間の状況をこまかく書いてあるものがございまして。

○大出委員 なぜ私この質問をするかといふこと、中曾根長官は二十五日の午後の記者会見でもの言われたわけですね。これは非常に早いわけでありまして、まことに迷惑千万であるといふことで、自衛隊はこのことによつていささかも影響を受けまい、こういうふうに言い切つておられる。これはこの事件があつてきつめて短い時間の間にございまして、これは何か言わなければならぬ長官の立場がわからぬわけではないけれども、一体いささかの動揺があつたか、いささかも動揺がなかつたのかは、そう簡単に判断のできる筋合ひではない。この種のことにはやはり先々のことを考へて、世間一般の受け取り方を考へて、本来ならば相当慎重にものを考へたいだきたい時点だと思つておる。ところがいささかの動揺といふことになりまして、さういふさういふ動揺といふことになりまして、花がさきげられておつたというので、これはクラブの記者諸君がおそらく書いておるのだと思つておる、非常にあつてこれを皆さんのほうで取り片づけた、こういうふうになつておるのではありませんか、そこら辺非常に気になるので、そういう意味でさつき質問したわけなんです、これは長官は御存じありませんか、この間の事情は。

○中曾根国務大臣 私知りません、そういう事實は。

○大出委員 もう一つ承りたいが、翌日の新聞を見ると——翌日だろうと思つておるが、さつきも外でしゃべつておられた赤尾敏さんが防衛庁へ入られて演説をぶつていたよな記事。さつき外でしゃべつたのがそれでしたけれども、何で一体中で演説までぶつたのか、私もまことに奇異に感ずるのであります。しかもその演説で、迷惑千万だとたわごとを言つた中曾根などは殺してやりたいといふことを言つておられる。これは新聞記事だからわかりませんが、私見では新聞記者の諸君がおこるかもしれないといつてしまえば記者の諸君がたわごとを言つた中曾根などには殺してやりたのでしよう。そういうことになりまして、赤尾さん、官房長におなりになつて間もないので、やりとりを新聞で見ますと、赤尾さんに警備の方かどうか知りませんが、先生やめてください、やめてください、こつ言つた。ところがさつきでしゃべり始めた。あなた出てこられて、それから例の辞任要求書ですか、辞任勧告書ですか、何か知りませんが持ち込んだ、こういうわけなんです、これは私も常識からすると、いささかどうも仲間意識があつて、しようがないといふことになつておつたのか。普通ならば私ども——実は私用事があつて翌日おたくに行つたことがあつた。ところが、たいへんな固め方をしておられたはずです。ちつとやそつとで入れる状態じゃなかつた、私が見た限りでは。だとすると、何で——しかもあなたも知つておるはずで、私もよく知つておるはずで、ですから、そういうことが行なわれると、国民一般の受ける疑惑がどうしても出てくる。私自身もそういう疑惑を持つ。まづさつきもつてこれは仲間意識が多過ぎるわいといふ気がする。いままでのいわく因縁で入れざるを得ないといふことであつたのならあつたように、この際、はつきりしておいていただきたい。

○大出委員 まづ結論から申し上げますと、仲間意識といふことは全くだいせん。先生も御存じのように、門扉を嚴重に固めて、あそこでちゃんと言可を得て入るようになっておる。先

ほとんどもちつと申し上げましたけれども、宣伝カーで乗りつけました。そこで、あそこでためたわけですね。ただ、車がある場におりますとしゃまになるものですか、現実には、門にちつと入つてすぐ横にどけるようなことにはなりません。門のすぐそばには守衛の控室があります、そのうしろに回すわけですね。そして通行のじやまにならないようにする措置をとつたわけですね。その間に守衛も注意はしたわけですが、突如そのマイクを使つたといふことで、守衛もあつてそれを制止にかかつたといふことが事実でございまして。仲間意識といふようなことは、全く守衛にも、もちろん何もございせん。

○大出委員 別に私もこまかいことをとりたててどういふ言おうといふものではない、そういう先ほどのお話、これは牛込の署長さんがどういふふうにお話になつたかわかりませんが、あるいは私が色めがねで見ているからしらぬけれども、人の話をちつと聞いても、事の処理のしかた、あと処理のしかたについても、何かしらぬけれども、どうも普通の状態ではない、そういうふうな受け取れることがちよちよ出てくる。私は先ほど警察の方と話しておりましたが、かくて、警察関係の方々に責任はないといふことになる。さて、先ほどのお話を聞いておつて、そうなる、では防衛庁の皆さんはどう考へておるかと、益田さんを含めて、あるいは警備隊の関係の方々を含めて、皆さんこれは全く責任がないといふ感じに受け取れる。そうなる、これはどうちを向いても、これだけ、週刊誌といつたら、あなた方ごらんになればわかる、これは充らんかなで書いていることもわからぬわけではないけれども、至るところ三島三島で、三島問題ばかり書いてある。ずつと国際的な反響なんといふものを一ぱい新聞に載せておる。これは世間を相当に騒がせておることは事実です。いろいろな意味の、逆の意味のショック、あるいはまた反対の意味のショック、いろいろある。ごらん下さい、その

ところ永田町から向こうへ行けば、黒いビラがずらりと張ってあるでしょう、追悼会をやるうといつて。それでしよう。これだけのことになつてゐるのですけれども、この件に關する責任といふのは、どなたもわがほりに責任があるとはおっしゃらない。全く責任がない。これでは一体どういふことになるのですか、その責任の所在といふのは、そこどころふしぎな気がするのです。私は、自衛隊といふのはその簡単に——それは身元が明らかであつて知つてゐるからといふことになつるのかもしらぬけれども、その簡単なものかといふ気がするのです。ふしぎに思ふのですけれども、その点、これは抽象的な聞き方だけれども、とりあえず承つておきたいのです。このところはどつちいふことになるのですか。

○中曾根國務大臣 まことに遺憾な事件でありまして、ああいう有名な三島君のような人が、よもやああいふことはやることはない、おそらく全國民の皆さんも思つておつたんじゃないかと思つておつたとは思ひます。しかし、前後をいふ調べてみますと、だれも考えもつかんやうな、二百年に一ぺんか三百年に一ぺんくらい、もつと確率のない事件かもしれないが、そういう意味においてやむを得ない事件であつたといふふうに私は思ひます。

○大出委員 私は実は、やはり責任は中曾根長官にあると思つてゐるのです。これはやはり、実はうかつであつた、ぬかつていた、まさかと思つたといふことはいつだつてあり得ることです。たとえば、増田甲子七さんが防衛庁長官のときに、山口空將補という方がなくなつた。あんなところで死ぬとは全く夢にも思わなかつた、思わなかつたのだからしかたがない、そういうことにはならぬと私は思ふのです。すべてあらかじめ予見ができれば、こつちの結果にはならぬのですから。だから、予見しにくいことであつても、突発的にいふ事件であつても、そのことについて対処し得るよつちな形にしておかなければならぬといふの

は、ある意味では當然なことで、それでなければならぬわけですね。そういう意味では、よしんば全く予見がたかつたことであつても、責任の所在といふものは明らかにある。

ところが、それだけじゃないのです。私は、これは長官におやめいだけなければならぬくらいに気がつてゐる。長官が、私はやめる気はないといふことになつてゐるようですから、それ以上言つてもしかたがないかもしれませんけれども、なぜかといふと、順々に承つてまいりたいのでありますけれども、先ほど体験入隊の話が出ました、ここにある資料によりますと、最初が四十二年七月、新人コースといふことで三十五人、四十三年の三月一日から四十三年三月三十日まで三十日間、これが二十人。これは先ほどの四週間より長い。それから四十三年七月二十五日から八月二十三日まで三十日間、三十三人、四十三年三月一日から三月二十九日まで二十九日間、二十七人。もう一回申し上げれば、一番最初が三十五人、その次が二十人、その次は三十三人、その次が二十七人、その次が三十三人、四十五年三月一日から三月二十八日まで二十八日間、三十人、これで百四十六日ちよつとになります。百七十五人、これは楯の会の方々がかりです。それからリフレッシュャーコースといふのがありまして、再入隊、これが四十四年三月十一日から四十四年三月十五日まで五日間、二十四人、四十五年三月八日から三月十五日まで七日間、これはことしですが、これが三十五人、そして六月二日から六月四日まで三日間、三十五人、昨今になりまして九月十日から九月十二日まで三日間、五十人、十一月四日になつてまた入つておりました、十一月六日まで三日間、四十五人、これが合計百八十九人、楯の会の方々です。しかも、事もあらうに、本年の六月からは楯の会の例会と称するものを自衛隊の隊内でやる、市ヶ谷の三十二連隊の庭でやる、こつちのことになつて、こつちで例会をやつておるわけですね。ですから、宮田連隊長の発言によれば、この

ときには三島氏に会つたといふよつちなことになつておるよつちでありますけれども、しかしその楯の会の例会を自衛隊の、しかも第一線部隊である三十二連隊の隊内でやることを認めてゐるなどといふことが——私は、そんなことをいへば、ほかのほりの青思会の皆さんだつて、そつちいふいは認めるを得なくなるはずであります。こつちのほりも相当人数が多いよつちでありますけれども、そつちいふことになると、自衛隊といふのは一体どういふことになるのだ。それは郷土防衛隊を百万人つくれと言つた方もある、三島民兵だ、こつちいふ認識、そつちいふことになると、これを仲間意識といわずして一体何だといふことになる。しかも別な書類によりますと、長官、これはどういふよつちにお考えか知りませんが、防衛庁のあつた広報紙に、長官と三島さんの対談が載つたりしておりました。かつて私は見たことがございまして、ここに書いてあるのを読みますと、これはあつた人が書いておられます、中曾根防衛庁長官も、三島に肩入れしてあれこれ便宜をはかつたりしてゐたが、三島の自衛隊びいきを利用したつつもりが、逆に手をかまれたかつちとなつたのは皮肉だつた、こつち書いてある。三島は中曾根長官の選挙区である群馬県によく出かけて講演をしたりしてゐた、こつち書いてあります、こつちで長官が三島さんといふ人の民兵意識をお考えになつて、あるいは國際的に有名な文学者であるといふ意味もあつたかもしれません、群馬に行つて講演をやつておられたといふよつちなことを書いた人が間違つてゐるのだといへば別ですけれども、こつち今日こつちいふことになると、つまりそつちいふ機会を相手方に与えなければこつちいふ結果にはなつていないわけでありまして、そつちのところが非常に大きい問題だと私は考へておられます。だからこれは長官に大きな責任がある、こつち申し上げざるを得ないといふことを私はさつき申し上げたのであります。それを長官は、何か知らぬけれども、だれもがやらぬと思つたことができたんだからしかたがないといふお話なんです、そつち簡単なことではないはずだと私は思ふのですが、いかがでござい

ますか。

○中曾根國務大臣 私が三島君に頼んで群馬県へ演説に行つてもらつたなんといふことは全然ございませぬ、いま初めてそつちいふことを聞くわけあります。

それから体験入隊といふのは私も三回ほどやつてゐます。青年を連れて私も一泊ずつ二回、あとは泊まりませんでしたけれども、やはり青年の精神修養、しつけ、訓練等のために非常に有益だつたと私思ひます。また青年も非常に希望しておられます。そつちいふことは決して悪いことではない。自衛隊としては広報活動の一環として、自衛隊の自身を知つてもらふといふ意味で体験入隊という制度をもつて、それは相應の成果をあげてゐるだらうと思ふので、それをやめるつもりはありませぬ。しかし、一つの団体がある考へ方を持つて繰り返してやるといふよつちなことは、今度わかりましたから、そつちいふことについては今度大いに戒心してゐる規則してまいりたいと思つておられます。

自衛隊が三島君に肩入れたといふよつちな事実がございませぬ。私は、座談会とかあるいは研究会とか、そつちいふことで個人的に三回くらい会つただけで、そのほかは個人的にも公にも会つたこととはございませぬ。しかし彼の作品はほとんど読んでゐるつもりです。そつちいふ意味では三島君といふものには非常に注目しておりました。しかし個人的に肩入れたとか、自衛隊が特に肩入れたといふよつちなことは、あつて考へてみると利用されたといふ感じがしておられます。

○大出委員 利用されたか利用したかといふことは個人認識の問題ですから、これはまた三島さんに言わせれば利用されたか向こうも言ひかもしらぬ。それはわからぬことですが、ただ私の言ひたいことは、先ほどお答へがございましたが、ここに数字が正しければ、昭和四十四年度の例だけあげれば二千五百件、約九万三千九百人、これだけの方が入つておられます。長官もいま体験入隊をおやりになつたとおつちいふのですが、つまりこ

れだけ入っておりますが、どんなに長くてもほとんど全部一週間が限度なんです。ところが楯の会の皆さんについては、これは富士学校の滝ヶ原分とん地というところの例がここにありますけれども、再入隊、断続的な入隊、これをずっと仲よくなる程度の長い間何回かやって、非常に異例なんです。しかもこの制度、体験入隊というのは、三十五年の七月に広報活動に關する防衛庁長官訓令の形で出て、いまだかつてこういう例はほかには一つもない。しかも、なぜこれができ上がったかという、長官はおやりにならなかつたかもしれない、長官の時代じゃない前の時代でありますけれども、当時の三輪次官はたいへんな肩入れをして、これは具体的な肩入れでございますが、事務次官の三輪さんは、三島さんたちの方が体験入隊をするのについて長いという異論が広報課の方々から出た、これに対して、体験入隊は広報活動だから、まあいわば料理屋のメニューのように、ワンコースいくのもあるし、フルコースいくのもいろいろある、いずれにしても広報が目的なんです、フルコースいきましようという注文が出たら、これは私の考えとしてはそのコースを体験入隊させるべきである、特例だけれども、そうしなさい、こう言っておられる。つまりこれは他に例がない限りは、第三者である私が考えれば、明らかに楯の会の皆さんにたいへんな肩入れを前任者の皆さんがされている。さらにそのあとのほうを見ますと、市谷の三十二連隊の庭で例会をやることまでお認めになつていられるのですから、そうなる、中曾根長官になつてからもその意味での頻度はますます重なつていっている、こういうことになるのです。だから、皆さんのほりも全く警戒心がない。それは何ですか、と言つたら、軍刀だと言えばあるいは気がついたかもしれぬというよりなことを当面のその衝に当たつた方が言つておられますけれども、指揮刀だと言つたら、ああそりですかと言つたと言つていられる。しかも車からおりではない。こういうことになつてしまつてわけですね。こういうことがなければこれは何でもない

く済むことかもしれませんが、やはり理解者であるという意味の仲間意識があつて、こういうところが非常にルーズに行なわれてきている。こういうところが今日のこういう結果になる一つの大きな責任があつた、私はこういうふうな考へる。そのところはいいがですか。

○中曾根国務大臣 体験入隊の中にはいまお話しのようにいろいろコースがありまして、レインジャー訓練をやりたいところまで三島君は言つてきています。そういう学生を育てたいという話のようでもあります。そこでレインジャー訓練というよりな強度の訓練まで受けるというのは奇なことだといふくらいに思つたのでしよ、そういう意味で長期のレインジャーコースをやらしたのであるだろうと私は思います。まあ結果論から見ますと、ともかくもつと注意をしてやるべきであつたと思つておられます。今後とも大いに扱いたいと思つています。

いまの市ヶ谷の問題は、例会は市ヶ谷会館でやつていたらしい。それが終わつてから徒手訓練をやるといふので市ヶ谷会館の屋上でやつていたが、場所が狭いのであの営庭を貸してくださいというので、あそこで体操をしたり徒手訓練をしておつた。例会ではないようであります。

○大出委員 これはもの受取り方でありまして、例会の行事といふことで楯の会はそういうていましてけれども、いま長官の言つていられるような理屈も成り立つのかも知れませんが、とにかくそれが例会をやる日の訓練であつたにしても、それを隊内で認めてやらせることは、私はいへん間違いだといふふうに思つています。

それから、結成一周年記念パレードに音楽隊とか観閲官を派遣してほしいといふようなことを楯の会の諸君から自衛隊に申し入れる。こんなことが申し入れられること自体にすでに問題があつたといふふうには私は思ふ。幸いにして皆さんのほうはこれはお断わりになつたようであります。しかし長い間入つたり出たりしていますから、すっかり仲よくなつていられる。富士学校の校長さん、こ

の方は現在日本ビクターにおつとめになつておられますが、自衛隊の現職といふのではまずいといふ御判断をされたのかもしれませんが、この方が、昨年十一月三日に国立劇場の屋上で結成一周年記念のパレードをやつたときに、現職ではないから観閲官にはならぬと思ひますけれども、出かけていかれておる。だから育ての父である、母であるのになつてしまつたと思つておられる、母であることになつてしまつたといふことになると、私は、私が立場が違ふからといふことを離れて見て、これは非常にたいへんなことだといふ気がして、これは非常であります。そういう意味で、もうこれ以上長官に何べんも、たいへん遺憾なことだと言わしてみてもしようがありませんから、そこからは全体的に皆さん方が考へていただかなければならぬ筋合ひだ、こういうふうな思ひわけであります。

次の問題は、長官の記者会見における発言によれば、今回の事件について隊員はいささかも影響を受けない、こういうふうな言つておられるのでありますけれども、その後またどういふわけです、これは官房長に承つたほうがいいと思ひますが、隊員の意識調査を千人ばかり、あなたはどういふ意味でおやりになつたのですか。

○中曾根国務大臣 あの事件が起きてつとつに、何か関連があるのかつと調べなければならぬと私は思ひましたから、三自衛隊にすぐ命じまして、とりあえず調べてすぐ報告しろ、不隠な動きをする部隊でもあればたいへんだ、そう思ひまして、つとつに命令を出しまして間髪を入れず情勢報告を受けたいわけ。そして確信をして、安心をして発言をした。それから、しかし一定の時間がたつと、あれは一つの思想的事件でございますから、だんだんいろいろな反応が出てくる。時間がたつてみなければ思想的な問題といふのは出てこない、そういう意味である時間がたつたら面接その他によつて大体どういふ反応を持つていられるか調べてみないとつとつて調べさせたいわけでございます。

○大出委員 これはどのくらいの範囲でお調べになりましたのですか。

○宍戸政府委員 各部隊合わせまして千人近いもの、その程度のものから調べたようでございます。

○大出委員 その結果はどういふ結論が出たわけですか。

○宍戸政府委員 ほとんど一〇〇近く、九十数%までが、三島氏の行動も考へ方も、いわば否認といひますか、賛成しがたいといふ結論でございます。

○大出委員 そうしますと、千葉であるとか習志野であるとかの部隊あるいは東京周辺の近郊の部隊千人程度、その結果、大部分の隊員の皆さんが三島機の機文には共鳴をする、少数ではあるけれども、大いに共鳴をするといふ人もあつた。ただしかし、この行動にはとてもついていけないという声が最終的についている、それで安心をなさつた、こういうふうには、これは関係の記者の方が皆さんに近いから調べてつとつておられるわけでありまして。だから心情的には三島氏の機文といふものについてはほとんどが共鳴をしていられる。大いに共鳴するといふのも少数はある。ただし、行動的にはとてもあんなものはついていけないものじゃない、そういう認識、私は長官とその点は同じ考へ方に立つたのですけれども、この種の考へ方、ぼくらは戦争中ですから長官と同じように一緒に兵隊に行つたほうですから、ずいぶん読んだり読まされた機会がありました。当時の日本の軍国主義といわれる時代の若い方々の気持ち、つまりそういう思想家の思想に大きく影響を受けていつたのはまぎれもない事実です。してみると、三島氏の書いておられる数々のもの、私も一、二読んでおられますけれども、やはり結果がこうなると、何となく読んだもの、あるいはフィクションだと思つて読んだものが相当思想的には大きな影響を持つ時代がくるかもしれない。ときには世の中の動きによつてこれは変わつてくると思ひますけれども、そういうものの考へ

方をぼくもしたいのです。だから長官のシビリアンコントロールのたてまえでお流しになられた訓辞というか、長官の何になるのかわかりませんけれども、隊員に与えたもの、この中で政治というものは政治の分野の諸君に一切まかせるといふ原則に立つ、そういう趣旨のことを言っておられることは私も賛成なんですけれども、しかしそれにもかかわらず、これから日本という国、世の中の移り変わりに、時過ぎてみれば非常に大きな影響を持つかもしれない。そこまで実は慎重に考えていかなければならぬ話、だろ、というふうに思われ、あります、そういう意味では、そう簡単に実は影響がないとっておられるものでもないし、こういう結果が出て、行動的についでいけないから安心だ、といつていられるものでもないから、より慎重に考えなければならぬ。

もう一つは、自衛隊というのを見る国民の見方が両極に変わってきていると私は思う。ある局面ではそんなことでもないといふことになり、そうだといい、ますます危険だといふ見方になる人もあるし、あるいは憲法改正だといふ言い方になる人もあるし、ある意味ではいろいろ分極化すると思ふのです。そのことも慎重に考えなければならぬと思ふのです。そのことも、それらのところを長期的な面で見てもう一ぺん承りたいのですが、この意識調査というものの結果、いまの御答弁は全くなかったと、こう言うのですけれども、心情的に賛成者が相当あるといふことになる、全くなかったわけではない、そこらのところを承りたい。

○中曾根国務大臣 この間の調査では非常に健全で、いまの情勢ではよろしいと思つています。しかし、いろいろな思想的な問題といふものは若干の懐妊期間がありまして、それが社会的反応を受けて成熟していくという要素があります。ですから、常時そういう思想関係等々を注意しまして、健全な状態を維持するように今後とも努力してまいりたいと思ふます。特に年の若い初級幹部等につきま

しては、深甚の注意をしまいたいと思つておられます。

○大出委員 もう一つそこに問題があるのは、私は昨年の本会議でございまして、一昨年でしたか忘れましたが、防衛大学をお出になる若い方々、階級にしてちよと三佐、昔でいへば少佐になるのでしよう。したがって、そういう意味でこの方々は戦争体験といふものは直接的にはない。そのよると旧軍にあつた方々が、これは宮田さんにもなつたようでございまして、当時少尉でおいでに交わらぬところにおつたんだと思ふのでございませうけれども、それなりの認識があつたはずであります。それでないだけに、最近名前入りで防衛大学の学生さんのもの考え方が、どこまでどういふふうになつてきたかかわりませんが、もの本などに出るようになつておられますが、そこらを含めて私は氣をつけなければいかぬ、という考え方、相当慎重に考えなければいかぬ、ということを総理に私は質問したことがありますけれども、そこらまで含めて自衛隊の現状、これらの調査を長官の立場でござらぬに、名前をつけて発表したことについて、とやかくといふ斥内いろいろの問題もあつたように聞きますけれども、はたして一体どういふふうにお考えでございませうか。

○中曾根国務大臣 先ほど来申し上げましたように、時代に敏感な若い人たちが、特に初級幹部等の動向は非常に注意を要しますと私思ひます。そういう意味において、これからはよく調査点検をいたしまして、万が一にも間違つたことがないようになつてまいりたいと思ひます。

○佐藤(親)委員 関連して一問だけお伺ひしたいと思ひます。大出委員のいまのたび重なる質問の中にありましたように、やはり橋の会に対して自衛隊がかなり肩入れをするといふとあれになるかもしれませぬけれども、便宜をはかつていた点は、私はいなめなと思ひます。それで三島が檣の中にも、「われわれ橋の会は、自衛隊によつて育てられ、いは

ば自衛隊はわれわれの父でもあり、兄でもある。」「われわれにとつて自衛隊は故郷であり、」そういうふうになつて書いてある。そして現実には、あとからまた横路委員のほうから質問があると思ひますけれども、体験入隊にしても異常に長い間、異常な数にやられてゐる。この便宜をはかつてゐる。さらに大出さんからもお話しありましたように、例会といふものを、先ほどの話では例会でなくて、あとの訓練だといふことですけれども、一つのこういう思想的団体が市ヶ谷の駐とん地の中の訓練を行なつたといふこと、私は、これは何といつても自衛隊との関係といふのは切れないと思ふのです。こういう精神的あるいはいろいろな面での便宜をはかつてゐることに、もう一つ私は非常に重大な事実があると思ふのです。

それは宮田一佐、いわゆる三十二連隊の隊長であります宮田一佐が三島由紀夫と会つたときに、これは何で会つたかと申しますと、本年六月二十九日、三島が東部方面總監部の許可を受けて、第三十二普通科連隊が訓練用に使つていたヘリポートを橋の会が訓練に利用させてもらったことのお礼のあいさつだと思ふわけです。これは事実ですか。これがきっかけになつて三十二連隊の隊長宮田一佐と三島由紀夫が會つてゐるわけです。こういう自衛隊の機材を、御存じのような橋の会——もう御存じだと思ひますけれども、左翼と対決するために、量と質が必要な時代である。武器もある。武器を入手しても使い方を知らなければならぬ。したがつて、自衛隊に体験入隊一カ月の人が結成するといふ、こういう会に自衛隊のヘリポートを貸したといふ事実、どういふふうにお答えになるか、お答え願ひたいと思ひます。

○大出委員 橋の会の者が市ヶ谷駐とん地で二時間程度の体験入隊したといふことは、先ほど申し上げましたとおりで、市ヶ谷の中でその徒手訓練とか体育なんかを二時間はかりやるわけですが、その場所がヘリポートであつたといふ事実でございませう。

○佐藤(親)委員 それで、先ほど長官は、つまりそれが橋の会の例会ではなくして橋の会の例会が終つたあとにやられたのだといふことでございませうけれども、ただそれだけではたして済むものかどうか。いま私が読んだように、橋の会といふものがそのような会であること、過激的な、現在の憲法も否定するよな会であることは当然御存じだと思ひます。そういうものにヘリポートを貸した、場所を貸した。これは一体どういふ御見解か、どういふお気持ちか、はつきりとお伺ひしたいと思ひます。

○大出委員 体験入隊させたことは先ほど申し上げましたとおりですが、その体験入隊の中には座学もありますし、外での徒手訓練なり体育もあります。市ヶ谷の場合は、連隊の敷地の中で数十名の者が訓練をするのに、たまたまあつてゐるヘリポートが適当な場所であるといふこと、そこを三十分なり一時間なり使つたといふだけのことでございませう。

○佐藤(親)委員 時間もございませぬので、最後にもう一度だけお伺ひしますけれども、その際、橋の会に三つの大きな項目があり、反共であるとか、その他の項目がある、こういう過激な団体であるといふことは御存じの上でございませうか。

○大出委員 そのことは全く知らないで、有名な三島氏からの依頼によつて体験入隊を許した、こういう事件以前の認識は全くさうでございませう。

○佐藤(親)委員 私は当然そこは知つてゐるというお答えが出てくると思つたのですが、これはちよと意外でした。知らないといふことはないと私は思ふのです。そして先ほどの官房長の御答弁の中で非常に明らかになつたのですけれども、有名な三島氏の依頼だつたから直ちに体験入隊をさせたのだ、たしかさういふおことばがございませうけれども、ではお聞きしたい。今後体験入隊は続けられる、さうしたらどういふ人の紹介ならば体験入隊、さらにはいままでも橋の会にしたような便宜をはかつてもらへるのですか。

○宍戸政府委員 体験入隊は、こちらの業務に支障がなくて一般の方々が御希望があればなるべく便宜をはかりたいというふうな思っております。ただ今度のようないふふうな思っております。あつちのほうで、教訓として、ケース・バイ・ケースでもあつちのほうで検討しなければいかぬと思っております。先ほどから繰り返して申しておりますが、事件以前の三島氏につきましては、全くわれわれは常識としていろいろ行動に出られるという事は予想もしなかつた。世間的に全く信用のある方だということでは。

○大出委員 いまの件ですが、記録がここにいろいろありますが、楯の会結成以来いろいろなことをやっております。はでな方だから、その中には財界の第一線の方じゃありませんけれども、何人かの方が資金援助を申し入れたりいろいろなことがありました。それを、一年にもなるのに宍戸さん、あなたは知りませんでしたということを言えられた理じゃありません。そんなことを言うならば、体験入隊をさせる時にはどういう相手かということをおぼろげに全然調べずにやるのですか。そんな無責任なことをやるはずないです。楯の会というものが結成されて、隊服をつくって週刊誌にも一ぱい載つた。いま始まつたことじゃない。前から載つてゐる。楯の会の目的も当時週刊誌に載つてゐる。そうすると、それをあなた方知らぬとはいえない。だから私はさつぱり仲間意識があり過ぎるといふ。もしほんとうに知らなかつたとすれば、これは重大なあなたの責任だ。だから口先で知る、知らぬと言つて結果が出ているのですから、こういう団体を体験入隊云々といつてさせたことは非常にまずかつたということをおぼろげに率直にお認めにならなければいかぬですよ、宍戸さん。

○中曾根国務大臣 体験入隊させたことはいまから考へるとほんとうにまずかつたと思つて、ただ楯の会というものの性格を調べてみますと、一部の週刊誌に出ていたような現憲法下の体制を否認して直接行動に出るとか、そういうような暴力的、右翼的性格は必ずしも出ていない。何か精神修養する団体のようなものが出ておつて、週刊誌その他に出ておつたのが、どこにそういうものが出てゐるのかと調べてみましたら、私の知つてゐる限りではないようです。それから警視庁においても楯の会というものを右翼団体として取り扱つてなかつた。いわんや破防法としての対象として取り扱つてない。そういうことが頭にあつて安易なことをやつたのではないか、いまから考へるとそつと思つて。

○佐藤(親)委員 どうもやはり知らぬということに關しては氣になるのですけれども、楯の会は一つの大きな項目の中に暴力是認を入れてゐるわけですから。そうしてこれが結成されたときに、警視庁は三島由紀夫のところへ聞きにいつてゐるわけですか。そうしたら、三島由紀夫は笑つて、いや、現在ではまだどういふことはいたしませんというところを言つてゐるわけですか。それで警視庁もそのまゝ帰つてきたということをおぼろげに聞いてゐるわけですか。せつぱく警備局長さんもいらつしやいますし、その辺どうなのかお伺ひしたいと思います。

○山口(廣)政府委員 楯の会の性格につきまして、防衛庁長官もおつしやいましたように、私どもとしては、その綱領というものがございませんで、ただ規約にきつめて事務的なことが書かれてゐるにすぎませんから、それからは何もうかがえないわけではございませんが、三島がいろいろ申しておりましたところから推察いたしますと、国家危急の際に警察や自衛隊で事が処理し得なくなつたときに事を起こすとか、あるいはそういう場合に自衛隊の後方支援的な民兵組織であるといふようなことを言つておりましたので、あの時点において現実具体的にあらあう危険なことをする団体であるとは私どもはさらさら考へておられません。もしさうな危険な団体であるならば、もちろん防衛庁のほうにもさういふ御連絡もいたしますし、またいろいろ御相談しなければなら

なかつたと思つておられます。そういうことはなかつたのでございませぬ。

○大出委員 いまの質問の結論ですが、これはやはりいま長官がおつしやつたように、当然国民に責任を負ふのですから、さうすると、どういふ団体であるかといふことは調べるのがあたりまえであります。いま警察庁お答えのように、警察庁でさえ氣になつて聞いておるのですから。だとすれば、防衛庁がそれを知らぬはずがない。それを知らぬとお答えになるところにそもそも問題がある。ただ長官がその点をまずかつたとおつしやつておられるから、時間もありませんから縮めくつておきますが、これはやはり宍戸さん、あなたそのところは氣をつけたい。

時間がありませんから、あとかけ足で給与問題についてお答えいたします。先ほど加藤さんから防衛庁関係の給与のお話が出ましたから、同じ防衛庁所管であります。かつまた公務員給与に準ずる形になっております。駐留軍におつとめになつていらつしやる皆さん、この方々について承りたいのであります。その前提となりますのは、この基地の大幅な整理統合という問題が、リーサー陸軍長官の証言以来、何べんか私は本会議等で質問してまいりました。が、續いてまいつておりました。江藤さんのところと思つてますが、私が沖繩に参ります前に、おたくのところ、小幡さんがアメリカに行つて歸つてこられる、長官がおいでになる、さうしてお歸りになる、そのあとで百二十カ所ある基地について、大体おおむね予備基地を入れて十カ所くらいといふことで検討されたといふ新聞記事が出ていたのです。以来今日正式に相手方から話がなされてゐる。さうして今日公式か非公式かは別として、アメリカ側といふ話が進んでゐる、やがて合同委員会その他の機関を通じてもう少し具体的におきめになる、さういふ過程であると思つておられますが、この間どういふ動きになつておられるかといふ事情について、まず前提になり

ますのでお答えいただきたいのでございませぬ。

○島田(豊)政府委員 ただいまお話がございましたように、在日米軍基地の整理統合の問題につきましては、かねてから日米間で公式、非公式、いろいろな形で打ち合わせが行なわれておるわけでございますが、大體の傾向といたしましては、新聞等でも報せられておりますように、米軍基地の縮小、整理あるいは米軍の削減といふような方向に進むことは予想されますけれども、個々の問題につきましてはまだ現在それを申し上げるという段階にはございませぬので、御了承願ひしたいと思います。

○大出委員 と言われても、それだけでさうでございませぬかといふわけにいかぬ。なぜかといふと、首になるのですからね。これは生活にかかると、それだけの用意をやはりしませんと、いままでもちよいちよい例がある。防衛庁が知らない知らないといつてゐるうちにすぱつといきなり出てしまふ。てんやわんやの大騒ぎになる。それでは困るのです。今回は一万人にも及ぶかもしれないといふ予測が立つ世の中です。しかも相手方からさういふふうなことになる雲行きは正式に防衛庁に話がついてゐる。さういふわけですから、さういふ意味で、事がめんどうになりますから具體的に承りますが、あらかじめ各基地における状況といふものを質問通告の際に差し上げてあるつもりでございませぬので、まず空軍関係で申せば三沢の飛行場、これにつとめておられる方二千人ばかりおいでになる。この三沢の飛行場は、すでにファントムの三中隊、さうして偵察中隊、これは韓国に行つちやつてゐない。移動済み。九月ごろまでに突貫工事をやることになつてゐた兵員宿舎、これも建設中止。三沢の空幕が同居をしてゐる、さういふことですね。この三沢飛行場といふのは一体ゼロになるのかどうか。それから関連をいたしまして、三沢の対地射撃場がさうなつてあります。ここにもわずかながらございませぬがつとめてゐる方があつた。当然これは三沢の飛行場との関連で、なくならぬはこもなくなる筋合いにな

つておられるから、時間もありませんから縮めくつておきますが、これはやはり宍戸さん、あなたそのところは氣をつけたい。

時間がありませんから、あとかけ足で給与問題についてお答えいたします。先ほど加藤さんから防衛庁関係の給与のお話が出ましたから、同じ防衛庁所管であります。かつまた公務員給与に準ずる形になっております。駐留軍におつとめになつていらつしやる皆さん、この方々について承りたいのであります。その前提となりますのは、この基地の大幅な整理統合という問題が、リーサー陸軍長官の証言以来、何べんか私は本会議等で質問してまいりました。が、續いてまいつておりました。江藤さんのところと思つてますが、私が沖繩に参ります前に、おたくのところ、小幡さんがアメリカに行つて歸つてこられる、長官がおいでになる、さうしてお歸りになる、そのあとで百二十カ所ある基地について、大体おおむね予備基地を入れて十カ所くらいといふことで検討されたといふ新聞記事が出ていたのです。以来今日正式に相手方から話がなされてゐる。さうして今日公式か非公式かは別として、アメリカ側といふ話が進んでゐる、やがて合同委員会その他の機関を通じてもう少し具体的におきめになる、さういふ過程であると思つておられますが、この間どういふ動きになつておられるかといふ事情について、まず前提になり

る。あわせてこの点が一体どういうことになって
いるのかというところが一点。

それから横田の飛行場、これが三千五百十人ば
かり勤務されておられる方がおります。ここはすでに
ファントムの三中隊、これは移動済みでございます
すが、昨年末山田弾薬庫から運送した弾薬類、こ
れはもうすでに韓国の烏山に移送済み、残ってい
るのはM.A.C.つまり輸送隊関係だけ、こういう
ことになっておるので、三沢、横田、この関
係のところをどういうふうな防衛庁のほうは
確たる結果でなくていいから、三沢、横田、この
まの動きとしてどうとらえておられるか、そこら
のところを、対象が大きいですから、お知らせい
ただきたいと思っております。

○島田(豊)政府委員 たいだいま申し上げましたよ
うに、こういう問題につきましてもいろいろ日米間
で協議を進めておるところでございますし、また
内局におきまして基地管理協議会を設けましてい
ろいろ検討いたしておるところでございますけれ
ども、残念ながらそういう個々の基地がどうい
ふふうになるかということにつきましては、まだ今
日の段階においては申し上げる段階でございませ
んの、その点はよろしくひとつ御了承いただき
たいと思っております。

○大出委員 島田さん、これはあなたに幾らそう
言われても、これだけ新聞紙上をにぎわして
いて、どんなふう動いているかぐらいのことが
出てこなければ、委員会で審議している意味がな
い。そんな無責任な話がありますか。片っ端首に
なってしまうという大騒ぎになっている。長年、ほ
くはこの間ストライキのときに寄って来たけれど
も、みんなもうそれこそ平均年齢四十七歳です
からね。朝六時に一ぱい柱を持ってきたり木を持っ
てきたりして積んで、たき火してみんなあたた
まっているでしょう。かつて二十万人もいたの
から、皆さんは切られ切られて残った方ばかり
でしょう。あなた、もう少し、そんな木で鼻をく
くったようなふざけた答弁しなさんな。

○島田(豊)政府委員 在日米軍基地の整理がかな
り進められていく趨勢でございますので、当然わ
れわれといたしましてもその従業員の人員整理と
いうことは予想しておるわけでございます。た
だ、まだ今日の段階におきましては、個々の基地
につきましても、どういふ職種について解雇があ
るか、またそれが期的にどういふふうな段階で
行なわれるかということについてはわかつており
ません。したがって、私どもとしては、いず
れ大量の整理が予想されますので、それに対する
対策というものは十分考案しなければならぬとい
うことで、その認識は持つておるつもりでござい
ますけれども、そういう個々のケースにつきまし
て、数量あるいは時期、そういうものが判明いた
しておられないので、その点はひとつごかんべん
をいただきたいというふうに申し上げておる次第
でございます。

○大出委員 これは何も私は無理なことを聞こう
というのではない。具体的な内容として新聞に一
ぱい載っているでしょう。いま私があげた三沢、
横田というのは新聞記事になっている。間違いな
らぬというわけでもない。何回も何回も
記事はみんな見ているのですから。何回も何回も
載っているのですから。私も出ていないことを聞
いているのじゃない。三沢、横田、厚木、横須
賀、板付、ここまでは新聞に出ている。それをい
まの段階で、ここまでは——もつとも考えてみ
れば、島田さん施設庁長官になって間もなくだか
ら、あるいは防衛局長、官房長をおやりになっ
ていたのだから、いまここで私が言ってもいささか
無理なものでないか。知らぬなら知らぬで、江藤さん
もそこにいるのだから、折衝の張本人がいるの
から、少しはものを言わなければおかしきじやな
いのですか。新聞に出ておるものを言っておださ
い、江藤さん、あなたから。

○中曾根国務大臣 いまの米軍基地の整理統合の
問題は彼我でいろいろ折衝している最中でありま
して、個別的な基地のそういう問題は、まだ非常に
流動的な情勢になっている。それでここで言明す
るべくまだ熟しておりません。したがってこの点

は御容赦願いたいと思う。いずれ発表して適当な
ときが参りましたら発表したいと思っております。
す。しかし、従業員の問題は非常に大事な問題で
ありますから、大出委員前からわれわれにお申し
つけの予告期間の問題であるとか手当の問題であ
るとか、そういう問題についても、それを込めて
先方と強く折衝している最中なのであります。
す。

○大出委員 どうしても長官が、折衝中であるか
ら、かつまた流動的であるから、何がしかの支障
がどういふ方面にある、だから言うわけにいか
ない、こうたつておっしゃるなら、私もきくや
きよじやありませんから了解してもいいので
す。いいのですが、いままでの例からす
ると、新聞にはいろいろ載る。ところがなかなか
防衛庁というのものはごごはつきりしない。突
然ずばつと首切り何人出てくる。そのたびに切
られるほうの身にとつてみれば家族を含めてたい
へんな目にあつておる。だから、今回大量なこと
になりそうだと現実があるのですから、その
ときになってしまふ前にできる限りこれはあなた
方のほうでも努力をされて、いつ何日に何人やる
というのがきまつた、国会審議をやつておるの
すから、やっぱり言える範囲のことをつくつて言
言つてくれるのがあたりまえじゃないですか。私
はそう思うから、くどいようですが言つておるの
です。たいへんなことになりそうだとする予測を
するのですが、間違いですか。相当な首切りが出
る。アイクの時代、あの例の声明以来、たいへん
な数の首切り、一つ間違えば一万人前後の首切り
になる、こう予測をしなければならぬと思つてお
るが、間違いですか。そのところはどうか。

○中曾根国務大臣 ある程度のは出そうです、こ
う折衝している最中なのです。
○大出委員 ある程度のは出そうです、こ
う折衝している最中なのです。今回の場合は共同使用という形の

ものも一面ある。そうすると基地は返つてきてし
まうのではない。基地になつて残る。にもかかわ
らず、そこに居る人はやめろ、こうなる。そう
なんだ。旧来と違って、返つてくるならいたした
ないという面がありますけれども、基地はそのま
ま維持をするという形にもなるところがある
すから、しかし居る人間はやめろ、こうなるの
すから、それだけに、やはり政府の立場という
のも、そういう方々を、ではどうするかという
ことを旧来より以上にお考えいただくかなければなら
ぬ時期に来ている、実はこういうふう思つてお
る。

そういう意味で、以下幾つか承つていきたいの
でございませうけれども、いつごろになれば大体煮
詰まることになりませうか、年内でございませうか。
○島田(豊)政府委員 いづらうございませうか、な
かなか申し上げられないのでございませうけれども、
おそろく年内には何らかの結論が出るという段階
が来はしないか、そういうふう考えてお
る。

○大出委員 皆さんがいま非公式な形でやつてお
られるとすれば、それが公の形になつて取りきめ
が行なわれると表へ出るわけですが、それが年内
にはおそろく何らかの形で出る、いまこつてお
話でございませうから、そうしますと、本日は九日
でございませう。年内、これは何日もないで
す。年内に出るのだということになるとすれば、
その予測が成り立つということになるとすれば、
これはほんとうに日にちがないということにな
る。そうすると、何の予備知識もなくいきなり
ばかつと出る。あなたのほうでまとまつて表へ出
るときには、どこの基地から何名、どこの基地は
何名、こういうことになつて出てくるわけでは
ない。そう見ているので、違ひますか。そこ
のところ、そうだとすると、いささかもつてこ
れは不親切過ぎやせぬかという気がするのですけ
れども、そのところをお答えをいただきたい。
○島田(豊)政府委員 米側の事情によりまして、
結局予算がきままして、それに基づきまして全

第一類第一号 内閣委員会議録第四号 昭和四十五年十二月九日

体の整理の数がきまり、それがそれぞれの困あるいはそれぞれの基地に割り当てられまして支出をされる、こういうことにならうかと思ひます。

そこで私どもとしては、先ほど大臣からお話がありましたように、九十日の解雇予告期間というところ、これは厳重に守ってもらふように再三申し入れをしております、また外ルートを通じてもそういう努力をいたしておるわけでございます。また一面、米側のほうも、極力運用の面においてそういう九十日の予告を実施するよう確認をいたしておるところでございます。ただ現在のところ、さつき申しましたように、どうやら段階で出てくるかということについては、実はまだわかつておらないというのが実情でございます。

○大出委員 そりすると、予告期間は守る、この点はよろしゅうございませうか。

○島田(豊)政府委員 この問題につきましては、御承知のとおり、基本労務契約の中で、九十日というところを、米側のほうはそれをいたしてまいっておりますが、米側のほうはそれに対してなかなか難色を示しております、結論は得ておりません。この問題につきましては引き続き努力をいたしたいと思ひますが、米側の申し出ておりますのは、この原則については極力順守していき、こういうことを確認をいたしておるわけでございます。

○大出委員 極力その方向に向かって努力するということを確認して、いる、こういうことですか。――防衛庁としては、何が何でも整理前九十日の予告期間というのは確保する、この点について責任を待とうとお考えでございますか。

○島田(豊)政府委員 これは、ことしの一月に事務次官と在日米軍参謀長の間でそういう原則については確認をいたしておるわけでございます。その後も私どもしばしば機会あるごとにその点は申し入れをしております、また外ルートを通じても申し入れをしておりますので、しかもそれにつきましては極力順守をする、こういうことでは

ございませうので、われわれとしてはそういうものが順守されるというふうに期待をいたしております。

○大出委員 私はこれは期待でなくて、やはり九十日の予告期間というものは、防衛庁の責任においてはっきりさせるという決意で、何が何でもそうさせる、こういうことで責任を持ってもらわないうと、期待したらそうならなかったとあとで言われたら、切られる方は困るのですから、家族をかかえてはいるのですから、この点はそういういかげんでなく、やはり私は防衛庁は責任を持ってもらいたい、こう思ふのですが、くどいようですけれども、いかがですか。

○島田(豊)政府委員 できるだけ努力をいたします。

○大出委員 できるだけなう、またよけいなことをあなたはくつつける。あなたは新施設庁長官なんですから、やはり責任を負うということ、これはおやりいただきたいのです。くどいようでありませうけれども、念のためにもう一べん答えてください。

○島田(豊)政府委員 努力をいたします。

○大出委員 これは私は実は心配だから、前のときにも個々に話してみてもいふん困ったことがありまして、それでこんなにくどく申し上げるので、御容赦いただきたいのです。

それから、日米協議がいろいろな形で、公式、非公式を問わず、表に出さぬを問わずいろいろ進んでおるのでありますが、年内にははらばらとあつちこつちで出てくるというところが予測されますか。

○島田(豊)政府委員 整理が漸次行なわれまうと思ひます。そこで、われわれとしましてはできるだけなうと、たまたま時期にまたまた人数が出てくるというところを期待いたしまして、米側にはそういう旨を申し入れをいたしております。

○大出委員 もう一つ承りたいのですが、この整理をする、さてその仕事を民間に請け負わせる、

こういうケースが、たとえば横浜の營繕なんというところにあるのですが、そういうふうなこともお考えですか。

○島田(豊)政府委員 そういうことのないことをわれわれとしては期待をいたしておりますし、民間の業者に業務を委託するといふ、そういうことを前提として解雇が行なわれるといふことは非常に困りますので、そういうことのないように、これも米側にはしばしば申し入れをいたしてあるわけでございます。

○大出委員 それに基づきまして二つ問題がある。さつき長官がお答えになりましたが、そこをもう少し具体的に聞きたいのであります。

この予測される整理というのに対して、防衛庁は二つの問題で予算措置を、四十六年度については防衛庁原案の中でいまお考えのようでありまうが、そこで特別給付金の増額といふ面が一つありまう。もう一つは、これは何と云つたらいいか、また折衝段階がありますから正式名称がどうつけられるかわかりませうけれども、特別休職手当、こういふたらいのかと思ふのであります。両方予算措置をされておると思ふのであります。御答をいたしたか、どのくらいずつ予算を計上しておられるのか、承りたいのであります。

○島田(豊)政府委員 特別給付金の増額につきましては、昭和四十六年度は約七億五千四百万でございます。特別休職手当、これは中高年齢者に対する特別休職手当でございますが、これにつきまうしては一億八百万を要求いたしております。

○大出委員 七億五千四百万ということになりまうと、旧来の給付金は増額措置でどの程度の見込にふえることになりまうか。平均でけつこうです。

○島田(豊)政府委員 これは勤務年数によりまして従来は二万円から二十七万円の額でございますが、来年度は七万ないし三十五万といふことを要求いたしております。したがって五万ないし八万の増額要求といふことになりまう。

○大出委員 さてそこで大蔵省に承りたいと思ひ

ます。中川さんにはお忙しいところをお待たせいたしましたして申しわけないのですが、本会議で私が福田大蔵大臣に承りたいと思つて質問いたしましたら、四十六年度については給付金なりあるいは休職手当なり、防衛庁原案によつて要求を受けている。したがって、積極的に取り組みたい。こういう御答弁なんです。いま額を言つていただきましたけれども、わずかな額なんです。もう残り少ない方々になつてしまつておりました。私はこれは最後の機会だと思つておるのです。したがって、この程度のことには事の性格上何としても防衛庁が要求するものは認めてやつていただきたいと思ふので、そういうことをひとつ前提にして、そのところをどうお考えかというのが一つ。

さらにもう一点。たまたま本会議に中曾根長官おいでにならなかつた關係があつて、その分の質問を省きました。そのことも前提にして承つたところが、大蔵大臣の答弁は、四十六年はさうなうだけれども、さて四十五年については予測されるところがあるのだけれども、防衛庁がまだお出しになつていない、いなから実は本意だけれどもお答をいたしたか、どういふことになつておる。だから積極的に取り組みたいといふ御趣旨からすれば、四十五年度に、年度内にとおつしやつておられるのですから、三月までが四十五年年度だとすると、当然予告期間その他を考へてみても、四十五年度で処理をしなければならぬことになるという方々が相当数出るのではないかと思ふ。これは防衛庁がさういふ意味じゃありません、大蔵大臣の答弁がさうなんです。して見ると、これと、いまおつしやつておる四十五年に出るというのでありますから、この關係を防衛庁の側でつかみ得て、このくらいといつたときに、四十五年度分、何らかの予備的な措置を講じていたか、これまた大きな問題になるので、そのところがいかがお考えになりますか。

○中川政府委員 四十六年度について、先ほど防衛庁のほうから説明のあつた数字の増額要求がなされたといふことは事実でありますし、大蔵大臣

が答弁いたしましたように、積極的に取り組んでおりますが、まだ結論はどうか得ておりませんが、積極的に取り組んでおることは事実であります。ただ、昨年四十四年に、御承知のように大幅にこれは増額したばかりであります。（大出委員「たいして大幅じゃないよ。」と呼ぶ）数字の上では大幅になっております。

そこで、四十五年度はさてどうするかということでありまして、先ほど来質疑応答の中にありましたように、まだ時期も、したがって人員もはつきりしておらないので、十二月末になるかもしれないということになり、しかも三ヶ月間は期間を置きたいということになりますと、四十五年の中にどれほど入ってくるか、この辺もまだ数字的にもわからない段階でありますので、それらが詰まった段階において考えてみたい、このような態度でおるわけでありまして。

○大出委員 この暮れにある種の決着がついて発表されるとすれば、三ヶ月の予告期間、九十日の予告期間を置けば、年度内にならざるを得ぬと思うのです、さっきの島田さんの答弁からすれば、そういう予測を進めておられるということになるわけなんです、そこでいまの点承ったわけですが、防衛庁のほうとしても、そこらのことがあつたから四十五年こうだ、ということも言えずにいる。だからここで非常に詰めにしたいのです。おまけに中川さんは私と同期生だからあまりががが言いたくないのです、そこらところは困るのですけれども、ひとつ言つてほしい。それは年齢制限です。これは休業手当の年齢制限の件は、人事院總裁の言によれば、冷徹むぎさんとははしないといういい表現がありました、いささかこれは冷徹むぎさんではないかという気がする、ということ、長年つとめてこられた基地従業員の皆さんの平均年齢は四十七歳なんです。そうすると、五十歳という年齢制限、これは五十歳以上でなければ見ないということになると、首切るのは四十くらいから切るので、そういう意味では若い人はあまりいないのですから、そうすると五十と

いう年齢制限はいささか私はふに落ちない、こういうふうにも思ふのです。そこでこれは私の一人言になるかもしれませんが、聞くところによると、大蔵省というところはうるさいところで、そろばん勘定が高いから、さいふの口を握っておるからいきなり年齢制限なしにぶつけると、ぼんとけられたら困るというふうなことで、大蔵省というものは強いのですから、そこでとりあえずはまあ五十歳、年齢制限もつけたんですからといって大蔵省に来年度は認めていた、そうしておいてさらにその先年齢制限を取つばすべしということがあるのですけれども、もう目の前にきた、情勢かわつた、そんなけちなことを言つちゃおられない。平均年齢四十七なんです、ほとんど四十五以上なんです、だからそこらところはひとつ年齢制限はなくしていただきたい。大蔵政務次官がおいでになるところで、防衛庁長官がおいでになるところで、施設庁長官がおいでになるところで、このところは何かひとつ施設庁のほうから長年つとめた方なんです、最後に残つてきた方なんです、そこを含めてひとつ御答弁いただきたいのですが、どちらからでもひとつ……

○中川政府委員 実はそのことについてはまだよく承知しておりませんので、防衛庁の考え方を聞いた上で正式にお答えしたいと思つております。○島田(豊)政府委員 来年度要求いたしております特別休職手当、これは初めての制度でございますけれども、これは先ほど先生おっしゃいましたように、五十歳以上につきまして三ヶ月間のいわゆる待命の制度でございます。五十にいたしました理由は、五十歳ごろになりますと再就職が困難になるという度合いが非常に強いということで一応その辺で切つたわけでございます。われわれとしては来年度できるだけ関係機関と協議いたしまして実現に努力いたしたいというふうに考へております。

○大出委員 これはまた別の機会に申し上げますが、この年齢制限だけは、私はこの出た結果を——これはもう出る前に島田さんのほうでどの

辺の範囲でどういふ人員がということはおわかりになるのですから、そういうことその時点でどのくらいの方かというところはおわかりになるはずなんです、そこらところは私には、こままできつて年齢制限をというの、これは本人にとつてみたらたいへんな不公平な話になると思つたので、これはひとつ中川さん、詰まっていなくてもそれ以上無理な聞き方はしませんけれども、十分御考慮をいただきたい、いかがでございますか。

○中川政府委員 十分考慮してみたいと思つております。○大出委員 個々の基地につきましては、実は厚木の飛行場なんかの件につきましても非常にこれは問題がございまして、これはどうやら運輸省あたりは民間の飛行場にしたという気持ちがあるけれども、非常に強い。ところがどうもこれは、中曾根さんがアメリカに行かれてレアドさんと会つてどうされたかわかりませんが、何かあつたときには使えるようにという一つの話がありますから、ここがどうも民間にという気持ちがあるけれども、そうではない、自衛隊が、こうなると、これも非常に問題がある。そこらも非常に心配になるのです。だから私は何もかも、たとえば上瀬谷の通信基地なんか長年問題になりましたが、あそこだつて長年みんなつとめていたのですから、駐留軍の方はみんな知つていて、地下施設もほとんど運び出してどこかへ持つてしまつて、通信のポールなんか取りこわして運んでおる。現にそやつておるので、現実には、そうすると、やはりそこらつとめておるので、それから、おれの首が、になる。だから私はわかる範囲のことくらいは、くどいようだけれども、たとえは厚木あるいは上瀬谷、そういうくらいのこところは、どういふ傾向を持つかというふうなことを、こらへて出てきて、もうより前に思つたのです、ね、重ねて伺いますが、そういう点は一切この際にも明らかにならない、こういうことでございますか。

○島田(豊)政府委員 個々の基地につきましては、現在の段階でまだ流動的でございますし、きょう申し上げてもあつた変わるという可能性もございまして。その辺は今日の段階ではまだ申し上げられません。

○大出委員 きょう話してもあつた変わるというのじゃ、これは言つてもらつたつてしようがないですから、せつかつ話が出たけれども、あつたは変わりますというのじゃ意味がありませんから、その点は次の機会に譲ります。そこで最後の問題、簡単に承りますが、自治省の方お見えになっておられますか。この公営企業の問題はやはりどうして最後に残るのでございまして、それとどう一つ人事院のほうに關連する退職手当の問題があるの、特に公営企業の問題、この点だけ、ひとつ中心点だけ承つてまいりたいのであります。

再建計画その他の方式をおとりになつてもう少しにわたる。三十八、九年ごろからずいぶん長い間私どものほうも論争を、自治省の皆さんとも話を続けてまいりました。したがつて、おっしゃられるとおりの合理化措置というものもずいぶんたび重なつてやつてまいつたわけでありまして。そこで、ここから来て、一体地方公営企業というもの、交通であれ水道であれ病院であれ、特に交通、これをどうしたらいいかという点についてのお考え方、もうそこらがあつてしるべきだと思ふのであります、どうにもならぬとお考えならそのように、こうすればいいというように考へておられるというならそのように、まずお答えをいただきたいのです。

○佐々木説明員 公営企業の中におきましても、その経営収支の状況は、事業の種類によつて相当な差がございまして。現在の公営企業で経営上非常に問題がございまして、御承知のとおり交通事業、それから病院事業というものが、大きい赤字をかかえている事業の二つの大きなものでございまして。そのほか若干の問題が残つておりますが、工業用水道といったようなものがござい

す。水道事業等は、全般的に見ますならば大体経営収支は採算点にあるというふうに考えております。

○大出委員 いまの状態をながめて、自治省が考えられているような形での将来の再建、これは可能だとお考えでございませうか。

○佐々木説明員 公営企業の再建団体は各事業を通じてございませうけれども、再建が非常に困難であるという事業は、まず大都市における交通事業、それから病院事業のうち特に僻地にあります病院事業というものの再建をはかります場合、その計画遂行が相当むずかしい事業だというふうに考えております。

○大出委員 六大都市を中心にお考えいただいで、いま交通事業という話が出ましたが、再建の方法がない、こういってお考えになりませんか。

○佐々木説明員 六大都市の交通事業は、事業としましては路面電車、バス、地下鉄というのがおこな事業という事です。そのほかトローリー等もございませうけれども、まずこの三つの事業に限定して考えてみますと、路面電車は、現在の交通事情の關係から次第に撤去の計画を進めまして、すでに大阪市におきましては四十三年度末において廃止いたしております。そのほかの都市におきましては、大体四十七年、八年ごろでこれを撤去いたすという事になっております。としまして、残り残りますのがバス事業と地下鉄事業でございませう。最近の都市の道路交通の事情から見ますならば、やはり路面電車の撤去という事はやむを得ないものとして考えていかなければならぬだろう。それで、その撤去の過程において発生する赤字というものは、その事業のいわば撤退作戦の最中ではございませう、何らかの措置をもつて、その地方団体としては処理をしていかなければならぬという事になると思ひます。

それから、六大都市の都市交通の主力は、地下鉄並びにそれを補充する事業としてのバス事業というふうに考えられるわけですが、地下鉄につきましては、御承知のとおり昭和四十五年度

から、その建設に対する補助制度というものが、相当抜本的な対策をとられたわけではございませう。これによりまして、現在建設計画の作成中でございます。今後の交通需要の状況から見まして、長期的には、地下鉄事業というものはある程度健全な経営が将来可能になるというふうに考えております。バス事業につきましては、やはり道路混雑の状況から見て、その経営は相当考えていかなければならぬ、こういふふうに考えております。

○大出委員 簡単に承ります、バスというものは、御存じのとおり道が非常に混雑いたしてありますから、走行キロという意味等を含めての収支、企業体効果などということになってまいりますと、どこを向いたってそう満足にいかない。さて自治省の方針もございまして、自治体の経営者側にすれば、ワンマンにしようというからワンマンにする。さて合理化をいって数々おあげになるから、一々やってくる。片一方じゃ、いまお話がありまして路面電車はほとんど撤去する。撤去計画を立てたら、急げというからさらに急いだ。

やれることはみんなやってきましたわけですね。さて民間と同じように、たとえば洗車なんかにしても、何合に一人なんていってみたら、これは民間が正しいのか官庁が正しいのかといったら、そこにも問題がある。市営バスでこんなことは何だといわれるから、そう簡単にこれもいかない。そこへ持ってきて、貸金体系を、初任給がもうちょっと高くならぬと民間から入ってこないといわれて、上げろといわれても、てっぺんをカーブを落とせといわれても、民間と違つて長い歴史があるとする、年齢の高い人もあるから、そう簡単にいかない。まさにてんやわんやをしなから、私は横浜だから、わがほろの市長だからかもしれないけれども、苦心惨たんをしてやってきました。歴代まことにまじめな交通局長さんがすわつていらつしやるから、あまりまじめだから、組合のほうも文句の言いがたいといわれながらやっていますので、それぞれ努力をしておりますので、自治省の皆さんに努力をしない

じやないかといわれる義理は私はないと思ひます。そうすると、さて問題が残るのは何か。料金だ。それでは料金値上げをしたらどうなるかといへば、料金で今日の経営の赤字というものを食ひ切れるか。これは限度があります。そんなに毎年毎年上げるわけにいかない、こういふわけですね。そうすると、これはやはりそこに何らかの方法を考へなければいかぬ時期に來ている。それじゃ一般會計から――これは事は簡単ですが、一般會計財源はそんなに急激にふえるかといふと、これはまた限度がある。そうすると、国の責任に立ち返つて、当面現在の地方公営企業の各自自治体の企業側に、経営者側に責任があるといふことはまぎれもない事実だけれども、しかもなおかつその上に立つて何らかの用途を国が考へなければ、再建しようにもしようがないといふ時期に來ている気がする。この状態は必ずしもよくなつていない、こう言わざるを得ない。そうすると、この辺で自治体でやれではなくて、国として法制措置をするなり何なりといふことをやつて、その上で自治体にやれといわなければ、たとえばアメリカなんかでやつていられるような受益者負担の形で、周辺の企業なりあるいは百貨店等の商店なりから目的税的に金を取るという事を考へるにしても、それは一つの市だけではできない。あるいは原因者負担といふことで、交通混雑をするのだからそちら側から金を取ろうとしても、これまた一つの市だけではできない。そうすると、そこらのことについてはやはり国が責任を負つてくれる、責任を負つて政策を出してくれ、それでなければやりようがないところに來ている、こういふふうに思ひます。このところはどうお考えですか。

○佐々木説明員 交通事業は、再建計画の策定以來相當な合理化を進めてきたことは御指摘のとおりであります。そうした合理化がこれでもう全部し終つたのかといふと、まだ必ずしもそこまでいっていないところもあるかと思ひます。またその企業内部におきまして、現在の道路交通の現状から見て、たとえばバス路線の再編成の

問題にいたしましても、まだまだ検討すべき余地はあるだろうというふうに考えております。しかしながら、それだからといって企業の外部環境の悪化といふことは、あらゆるそれに対応する対策をとりましたも、企業としては、努力にはまた限界があるというふうに私も考へております。そうしたところからの交通事業をどういふふうを持つていくかといふことは、やはりそれぞれの都市の問題でございまして、いたずらに国に対して依存するといふような体制ではなしに、やはりその都市の交通問題として十分に都市の中で考へあわせていく必要があるだろうというふうに考へております。ただ、私も、そういうふうな地方団体の内部の問題であるけれども、その考へ方の中には、企業會計と一般會計との区分があるという問題もあるわけではございませう。そういう点をそれぞれの都市の事情等も十分聴取いたしまして、適切な方策といふものをともどもに考へていきたいという事で、いま検討を進めておる段階でございませう。

○大出委員 結論を急ぎますが、ここに私は一つ持っておるのを見ますと、次は何々商店前、こゝろ見出しなんです。これは中身を読んでみると、市電の停留場がC Mつきになっているという事です。宣伝広告つきに。これは京都ですが、市電がとまると、次は何々商店前でございます。こゝろ商店の名前を放送する。商店側からC M料を取ります。これは古都京都の例ですが、いわゆる三百七十億ぐらい赤字があるというのですけれども、まあつけもの屋さんから始まって私立の高校までこのC Mに登場して、一つの電車の中に二十本くらゐC Mのテープがあつて次々とかけていく。そうしたら、お買ひものはどうぞ当店にといふのが入つていたら、陸運事務所からそれだけだめだといふクレームがついて、そこを切つたといふのです。これを大阪でもやろうかといふ。こゝまで正直なところ各都市ともに苦勞し抜いていくわけですね。こゝろ思つて、横浜市だつて、私のいるところだつて、きのうも承つてみると、路面電車を撤

問題にいたしましても、まだまだ検討すべき余地はあるだろうというふうに考へております。しかしながら、それだからといって企業の外部環境の悪化といふことは、あらゆるそれに対応する対策をとりましたも、企業としては、努力にはまた限界があるというふうに私も考へております。そうしたところからの交通事業をどういふふうを持つていくかといふことは、やはりそれぞれの都市の問題でございまして、いたずらに国に対して依存するといふような体制ではなしに、やはりその都市の交通問題として十分に都市の中で考へあわせていく必要があるだろうというふうに考へております。ただ、私も、そういうふうな地方団体の内部の問題であるけれども、その考へ方の中には、企業會計と一般會計との区分があるという問題もあるわけではございませう。そういう点をそれぞれの都市の事情等も十分聴取いたしまして、適切な方策といふものをともどもに考へていきたいという事で、いま検討を進めておる段階でございませう。

去した。急げというからまた急いで撤去した。さて今度はベースアップがまた出てきた。十一貫と称する、いまの一・六七に見合うものをという、六億から金がかかる。さて財源はという、自治省にまたおられるからさがしてみたら、電車の線路を取った線路敷きが、これは横浜市の土地である、財産である。横浜市の土地だといって、いま自動車走っているんだけれども、これは横浜市の土地だから、これを国に買ってもらおうというので、かつて買うようになっておったんだけれども、そういうわけで、わずか七千万、来年度一年含めたって一億ぐらいのものを何とか建設省に買ってくれ。そんなことは頭から知らない建設省は言う。冷酷むさんですよ、こんなもの総裁がいてぐあいが悪いけれども、ところで、自治省の皆さんのほうも、とにかくそうなれば建設省に話さざるを得ないということになるという、お互いに苦しいところにあるわけですよ。それは横浜市の交通会計、赤字のところから見れば、二年間通算して一億という金はなみなならぬ金ですよ。だから線路を撤去したその下の線路敷きが市の土地だから国に買ってくれ。これは全くCM流のことだけれども、それも買わないといわれちゃ困るわけですよ。私はこれは建設大臣にも言いたいと思うけれども、そこまで苦勞しているのですから、そこをひとつお互いに認識しあつて、もう理屈は言うことはないですけれども……。

さて、そこで当面従業員の皆さん方はやれストライキだなんという。年内に片をつけたいという。来年は四月の統一地方選挙もある。その先には参議院選挙もある。ずるずる延ばしていただかなくていいかわからない。こういうわけなんです、この暮れというところを使って、年度内にめどをつけるという気持ちには私はない、ただだいたいいという気がするのです。そのところ、いかがですか。

○佐々木説明員 都市によりまして、現在いわゆる十一貫の団体交渉を持っておると思いますが、その再建団体の市によりましては、何とか年度内に

に片をつけたいというよりな考え方でいろいろ検討しているところもあるかと思ひます。また、市によりましては、とてもいい案が思い浮かばないというところで、現在の段階では思案投げ首というよりなところもあるかと思ひます。ただ私どもとしましては、現在の段階におきましては、本年度の収支見直しということもまだ十分わかつておらない段階でもあります。管理者としましては非常にその解決は思い悩んでいる状態ではなからうかと思ひます。私どもも、いたずらにこうした問題の解決を延ばすということは好ましいことではございませんので、それぞれの市の実情をよく聞きまして、適切な対策を講じてまいりたい、かように考えております。

○大出委員 年度内という一つのめどを置けば、そういう目標を立てれば、年内におおむねの大筋はきめられると思ひます。年度内解決という目標をお互いに立てれば、何とかひとつ詰めようじゃないか、春になってのんびりやったりこれは双方に問題があるわけですよ。私は、そういうことで努力をしてみたい、いたずらにここで、市長選挙でも終わって三月末日の告示だということになると、市長は、自治省の考えている給与体系に、下をちょっと上げて上をおろしてと言われたって言えないだろう。だから、選挙が終わって、新市長になってからのほうがいいというお考えかもしれないけれども、そうではないに、新市長になったって同じことです。新市長になって、さて料金額上げをからめていったら、佐藤経済企画庁長官は公共料金ストップだといふのだから、これは同じこと。そうすると、そこまでいかないで片づけなければならぬわけですよ。どうせやるのですから、だからひとつ年度内という一つの目途をつくって、この暮れのこの時点で一つ見直しをつける、こういう御努力をいただきたいのですが、そのところ、いかがですか。

○佐々木説明員 再建計画をこの給与改定を織り込んでどういふふうにつくっていくか、そしてま

た給与改定財源をどうするかという、その処理のしかたは、六大都市をとりましても、それぞれの都市によりまして事情がみな違つております。したがって、各都市がそれぞれの実態に応じた方策というものを考えていただかなければ、また私どもが一人で張り切つておつても何ともならないというのがいまの現実でございます。やはり各都市がそれぞれの市の実態に応じた対策について、十分私どもと相談をしていただけるような機会ができるだけ早くあればよろしいというふうに考えております。

○大出委員 これは私も、前提を置いているのは、しよつては市長も申上げておられるので、私どもも努力していると申し上げておられるので、これは相互努力をしなければ、ここまでくれば、お互いにさんざん言ってきたことだから、言うことはお互いに、組合も含めて、努力をしよう、そして何としてもこの際ですから、こういう時期ですから、何とかひとつ再建の方途をこの年度内ぐらいにすめどを置いて、そうすれば年内何とかなる方法をきめなければならぬかという進み方はしませんから、そういう努力をする。いまの御答弁も、まあ早く努力はしたいと思うのであります。そういう意味に受け取りたいと思うのであります。ぜひこれは御努力をいただきたい。

そこで、結論でございますけれども、方法なんですけれども、私は本会議で秋田さんに、特交方式の解決のしかたが前例としてある、だからそういう意味でものを考えられないかといふことを言つたら、これはわけがわかつて言っているつもりなんだけれども、そういう方向はなじまない、しかし積極的に努力する、こういうお話だった。そうすると、これは責任は自治体にある、これははっきりさせたい、これは自治省のお気持ちだろうと思ふ。ただし、どうひねくつてみても、またそこに一つの大きな支障がある。これもまた事実だと思ふ。そうすると、即貸金という形の入れ方はできないにしても、何らかの形でそ

の自治体の努力に依つてお考えをいただくところは、前には進まない。これは普通交付税の方式をとるにしろ何にしろ、そう思ふわけですよ。そこらのところを、考え方として、事情はおのおの違ふけれども、一体どの辺に中心を置いてお考えになるかという点は、これは言つておいた方がいい、こう思ふのですが、そのところはどうですか。

○佐々木説明員 給与改定財源を特別交付税で措置するということは、前例もありませんし、今後ともするつもりはございません。考え方としては、公営企業の給与改定というものは、やはり企業会計の健全化、合理化を通じて生み出されるべきものだといふふうに考えておるわけです。ただ、現在の交通事業が非常な経営の悪化の状況にあって、いろいろなまた企業の外部からの要因で悪化しておる。こういうものについては、はたして公共的な負担というものが、料金負担以外の公共的な負担というものが、あり得るかどうかという点について検討しながら、それが一般会計の措置として適切であるということであるならば、その点についての財政需要というものを交付税の算定を通じて見ていくというのがたまたまええらうと思ひます。そこで各都市ごとにそういう方式を見ても、考えます場合に、そういう方式が一律的にとれないというところに非常に問題があるわけでありま

六大都市の中では、御指摘の横浜市などの場合には、企業会計としては一番悪い状況にあるわけですよ。横浜が解決できませんならば、六大都市のほかの都市は、またそれに見なつてできる状況にあるかと思ひます。この点は各都市とも、そうしたものについていろいろな筋道の立て方ということが非常に困難じゃなからうかといふふうに私も感じます。それで別な機会を通じまして、いろいろその内容につきましての検討会をいまやっておる段階でございますが、直ちに特別交付税でどういふ措置をとるかということになりますと、いまここではお答えしにくい問題でございます。

○大出委員 佐々木参事官がおっしゃっていることは、私はわからぬわけじゃない。一番悪いところにおるから私がものを言っているのです。そうすれば、ほかは出すんだから、一番悪いサンブルなんだから。そしてそれは長い間の歴史があって、横浜には基地もいっぱいあって、路面状態がたいへん激しいところだし、そういう意味での財産もないし、当然理由があるわけですけれども、長年やってきたわけですから、それを言っただけでしようがない。結論は、事情が違ふというの、ただ単にバス路線一つ考えても、市議会では、地域住民のやはり利益、不利益がありますから、その要望にこたえていろいろ市の委員会で発言が出てくる。そうすると、政策路線ということになってしまふ。つまり不採算であつても、たとへば本牧にコンテナパスができて、A突堤、B突堤とたくさんできると、そこに港湾の労働者の皆さんの住宅もできる。そこにバスが行かなければどうにもならぬ。そうすると、その間、路線の採算もあつて、採算のとれる七十円というものできまる。しかしその七十円というのは住民はたまらない。そうすると、赤字路線を入れていかなければならぬのでございませうけれども、そういう問題が—あるいは団地がたくさんできると、それも不採算路線だけれども、とりあえずやらなければならぬ。民間でやるといってもできつこない。そうすると市のバスでやらなければならぬ。そういう例が各所に最近たくさんあるわけですよ。そうすると、おっしゃる意味における企業努力も必要だし、あるいはそれに見合う職場努力も続けなければならぬけれども、採算の問題、売り上げその他の問題も考えなければいけませんけれども、しかしながら、残るのは一般の何らかの形の公共負担がやはり必要だということになる。そのところを、あなたが話しになりましたが、お考えをいただいで、しかもできるだけこれは早期に、いま検討会でやっておるものを精力的にやっていたら—来年は地方議会にしても

何にしても、そうでございますけれども、地方議会選挙のまっただ中にそんなことを国会でやっていると人はいない、政党政治だから。そのあとに参議院選挙がやはりあつて、選挙区で走り回りますから、そうすれば、それをやるのと延ばされたのではあるわけという気持ちで一般従業員の奥さん方にもある。だから、そういう意味でできるだけ早く進めていただきたい。それでいまからする延ばしていただきたい—やはり料金値上げができてからとお考えにならないで、そのところは、ひとつ早急な処理をお考えいただいで、料金値上げ、料金値上げだけではなく、料金値上げが一般的に認められれば、それをやらなければならぬときはやらなければならぬのですから、そういうふうにお進めいただきたい。これは私の気持ちです。

○佐々木説明員 確かにバス路線の中には、いわゆる政策路線といふことが、行政路線といふことが、そういうものもあることは事実でございます。ただ、そういうような路線について、現在のより均一的な料金算定制度というものがいいかどうかという点も一つは問題があるだろうと思ひます。やはりその内容によりましては、場合によつては利用者負担というもので一部かぶつてもらわねばならぬものも出てくるだろうと思ひます。また、市の全体の立場から考へて、これでは一般行政費を入れなければならないというふうな問題もあるわけでありませう。いま、そういう問題につきましても、できるだけその問題の検討をやつておきますし、また大体の考へ方がまとまつてまいりました場合には、またそれに対して具体的にどういう措置をとるかということも検討しなければならぬ。しかしそれかといつて、料金を適正化するといふ問題について、これをなおざりにしておくといい問題もできないわけでございます。そういう問題を総合的に検討しながら、できる限り私たちが適切な措置を考へていきたい、かように考へております。

○大出委員 最後に、さつき時間の関係で省いた

問題がありますので、一、二点何つて終わりにしたいと思ひますが、一つは人事院に伺いたいと思ひますが、他の委員からも出ましたが、退職手当制度に関する問題、これは人事局の方々にもお願ひしたいのですが、この問題は、できるだけ早く御調査をお願いしたいという気がするのです。ですから四十六年度予算に入るとするならば、そこらにめどがあるわけですから、そこらをお考えいただいで、できるだけ早く手をつけていただきたい。これはお願いです。できれば、これは附帯決議くらいつけていただきたいと思ひますが、その辺は理事会のほうで御相談させていただきますが、これが一点でございます。

それからもう一点は、島田さん、先ほど私はたいへん失礼にかつ性急なことを言いましたが、陰ながら事情を知らぬで言つておるわけではないが、もう少し事情が言えるだろうと思つておりましたが、岸根の陸軍病院ですが、これは私、本会議で中曾根さんに御質問をして御答弁をいただいた前国会以来継続している問題ですが、これは延々とそのままに御質問をされているわけですが、それで地域住民の皆さんも、歴史がありますので、きょうもおそらくバスが何かで防衛庁に出かけていったのじゃないかと思ひますが、このところからは、アメリカの会計年度の標準予算編成その他にからんでほほ明らかになる筋道だと思つておられますが、その辺はちよつと切り離しまして、この問題は一体どういふふうになつていくかを、御存じのところでお答へていただきたい。

○島田(豊)政府委員 これは一応閉鎖をされましたが、現在一部医療機械をそのまま何しているようでありませうが、これを管理しておりますのは、ごくわずかな米人と日本人でございますが、これについては、米軍のほうは条件つき返還という条件を出してありますし、われわれのほうは全面的に返還されることを希望しているわけでございます。その間の調整も実はついておらない、鋭意協議中である、こういう段階でございます。

○大出委員 条件つきでというものは、その条件は

話してさしつかえないでしょう。目下の条件はどうなつておるのですか。

○薄田説明員 多少のリロケーションを含んでおりますが、実際機能を停止しておりますので、いま長官が言われましたように、リロケーションにはちよつとなじめないのではないかと、このことで強く単純返還をたびたび要求しております。向こう側に入られてまだ返事がこない。先日も催促したわけでございます。

○大出委員 だいぶ長時間恐縮でございます。先生おっしゃる通りに、二十六日、事件のあくる日に総監部の廊下に黒リボンをつけた花があつたというの、事実でございます。これは、だれがどういふ意図でやつたかは、目下調査中でわかりませぬ。

○天野委員長 横路孝弘君。

○横路委員 長官が来るまで人事院のほうに少しお尋ねしたいと思ひますが、寒冷地手当の問題ですが、この公務員給与の体系そのものが、少し勉強したところではわからない。いろいろな経過がありまして、その辺のところを踏まえてお尋ねしたいと思つておるわけですが、今度の勧告で、いわゆる石炭手当加給について勧告がなされなかつたわけですが、最初に公務員の寒冷地手当に関する法律の二条の「次の表に掲げる額を加算した額とする」ということで甲地、乙地、丙地、そのほか分けて額があるわけですが、これの算定の基準というの、一体どこにあるのか、その辺のところから明らかにしていただきたい。

○尾崎政府委員 現在の寒冷地手当につきましては、いま御指摘のように非常に沿革的な問題がございまして、現在はいわゆる定率分と定額分と、それを加算したのになつておるわけでございます。それで定額分と申しましても二つございまして、一つは、昔から沿革的に申しますと、石炭手当であるいは薪炭手当という形のものがございます。それからもう一つは、前回の昭和四十

三年度改正のときに定率分の約半分を定額化したものという、その三つの部分に分かれていたわけでございます。そして全体として寒冷増高費に対応する部分ということで支給されているわけでございますが、四十三年の改正前におきましては、いわゆる石炭手当あるいは薪炭手当相当分につきましては、石炭価格の調査をいたしまして、その動向を見て改正してきたといういきさつがございます。

○横路委員 回りくどいお答えをなさると、こちらからよつと理詰めで質問していかなければならぬ。質問する趣旨はもうおわかりのことなんで、要するに報告がこの部分出なかつたのはなぜなのかということが究極の目標にあるので、それはそちらのほうも十分御承知だろうと思うのです。そこで結局、たとえば甲地で扶養親族のある場合には二万九千八百円、これは一体何を基準にしてこういう額が出てきたのか。それはいろいろいままでの経過はあります。経過があるから、そこそこをきちんとお答えいただかないと、議論があとに進まないわけなんです。この二条の表にいうところの金額が一体何を基準にして、どういう計算方法で出てきた金額なのかということがお尋ねの趣旨なんです。

○尾崎政府委員 いわゆる昔からの石炭手当でございます。いまは定額分という形で法律に規定されております。その関係は、昭和四十三年におきましては、当時の北海道における石炭価格を調査いたしまして、それに北海道の中の地域別に何トンというトン数が従来ございましたので、それに乗じて得た額をここに規定してあるといういきさつがございます。

○横路委員 ですから、結局石炭一トン当たりの価格に運賃を計算して、トン当たり合計で八千二百八十二円というのを基礎にして、甲地の場合には三・六トン、乙地の場合三・三トン、丙地の場合は三・一トンということで算出されているわけですね。そこでこの算出は昭和四十三年当時ですからその当時でけっこうですが、石炭のカロリー

は何かカロリーを基準にしてやられたのか、それはいかがですか。

○尾崎政府委員 当時昭和四十三年の報告におきましては、四十三年の春と申しますか、そのころにおきます北海道における石炭価格を調査いたしまして、そのときの結果が平均的なものとして六千六百七十六カロリーで、運賃五百二十四円を込めまして八千二百六十五円で算定されたといういきさつがございます。

○横路委員 そこで、これは北海道のほうの人事委員会の調査ですね。調査当時からすでに食い違いを見せてきているわけですね。四十三年当時、北海道人事委員会の場合は八千七百円、これは公労委の調査委員会のほうでは八千七百円、これはカロリー基準が七千二百カロリーになっているようですね。それから二年前に二年たっているわけですが、そこでもお話があったようなことを基準にしてやられたとすれば、一体本年、昭和四十五年度において炭価の調査を行なわれたかどうか、行なわれたとするならば、その結果はどういう結果になっているか、それを答えたいでございます。

○尾崎政府委員 最近の関係は現在集計をいたしております。まだ最終的な関係がはっきりはいたしておりませんが、約九百円程度上がっているのではないかとしようなことではチェックしているところでございます。

○横路委員 北海道の人事委員会がことしの七月一日調査したところによると、小売り価格は九千七百四十四円、運賃のほうは六百二十二円、持ち込み料三百五十円ということで一万七千六百六十四円という数字が出てきているわけですね。トン当たりですよ。そうすると相当な差、トンについては千八百円程度の差というのが出てきているわけですね。こういう現実を見ると、当然勧告対象にしてしかるべきではないかと考えるわけですね。その辺のところ、今後のおたたくの作業についてお答えをいただきたいと思っております。

○尾崎政府委員 御指摘のとおり石炭価格につき

ましては最近若干の値上がりが見られます。これは統計局の調査でも出ておりますし、私どものほうの関係でも若干出ておるわけでございますけれども、それによって従前の計算をいたしました場合よりどれだけふえるかということになりますと、大体二千元から三千元弱ということだろうと思っております。一方におきまして、最近寒冷地手当はいわゆる本俸にスライドしているところが相当ございまして、それによりまして、最近のベースアップが相当大幅にございまして、それによる支給額というものが相当出ているわけでございます。七千円ほど出ている面もございまして、全体といたしまして寒冷地手当と申すものの性質といたしまして、寒冷増高費というのに対応して支給される性質のものではなからうかといったようなことで、その寒冷増高費というものがどの程度のものであろうかといったような関係をいろいろ考えておりました。民間の支給額もどうだろうかといったような調査をしておるわけでございますが、そういう意味合いで総合的に現在いろいろ検討しておるということでございます。

○横路委員 その総合的にいうところを持つていられるとこれは困るわけなんです。いまはね返りがあるというお話でしたけれども、それは結局寒冷地帯全体の問題ですね。いわゆる二条による加算というのは北海道だけの問題なんで、その辺のところを考えると、そこは区別してもらわないと困るという感じがするわけなんです。一本にまとめて考えようというお考えはわかるのですけれども、現実に額の計算方法というのは明確に分かれていますね。明確に分かれていて、北海道の場合だけ二条の適用になっているわけなんですけれども、そのところを寒冷増高費云々というところの議論になると、また一つずつやり直した議論をしていかなければならぬということになります。きょう何か非常にお急ぎのようなので議論を省略して結論のところだけを実はいま求めたわけなんです。ひとつついでにお尋ねしておきたいのは、調査ということをお話しになりました

ね。統計局の調査というおことばだったのですけれども、統計局の調査だけで、人事院独自として調査をやっておられないわけですか。

○尾崎政府委員 先ほど申し上げましたように、人事院といたしましては毎年石炭価格の調査をいたしております。先ほど申し上げましたように、人事院の調査は最終的な結果は出ておりませんが、大体九百円程度上がっているのじゃないかというふうな感じをいま詰めております。統計局の調査と申すのは、石炭なり石油なり灯油なりにおきまして小売り物価を毎年毎月調査しております。これはまあ一つのオーソライズされた値段でございますので、そういう動向も見ておるといふことを申し上げたわけでございます。

○横路委員 寒冷地給としては一本化されているわけですね。現実にはその計算の方法というのは、やはり石炭の炭価をもとにしてこちらのほうの加算額というのはきめられているわけですね。そして運賃も上がっているわけですね。さらに北海道の場合は持ち込み料というののも常識化されているわけでありまして、たとえば北海道の人事委員会の調査によっても、ことしの場合、トン当たり第一回の場合二百五十円、二回になると千二百円、三回になると八百円、四回になると千二百円というふうな結果も出ておる。それも皆さん方十分御承知だろうと思っております。そこでそういうふうなことを考えて、それは確かに全体の問題もあるでしょうけれども、こういう事情を考慮してやはりこれは検討していただくべきではないかということ、これは人事院総裁のほうからも御答弁をいただいて、まあこの件に関しては終わりにしたいと思います。

○佐藤(憲)政府委員 ごもつともな御疑問だと思っております。これを大きな立場から申しますと、ちょうど二年前のいまごろでございますが、四十三年に相当の根本的な改革をやりました。その改革をやりますときに、従来石炭とか薪炭とか別に与られておったものを、これを定額分に総括しまし

て、それで片や定率分、片や定額分と大きく二つに分けたわけです。そこでいまの御疑問は、定額分を見ると何百何十円というところまで、こまかくきわめて精密な数字が出ておる。そうすると、これは時の変化によってだんだんふえていくなりなんなり変わるのじゃないかという御疑問だと思ひます。私もこの四十三年度の改正をやりますときには、定額分、定率分と分けまします。この一応の算定の基礎がありましたから、こういふはんばの数字のものが定額分に出てまいりますけれども、結論は両方、定額分、定率分を合わせたいものが寒冷地にお住まいになっておられる人の、たとえば薪炭のためとか、着物をよけいお着になるとかいろいろな寒冷増高費の關係でそれをカバーするものであらうということになりますから、この二つ合わせたものが、寒冷増高費に対処するに對して足りるか足りないかという問題でわれわれはこれを見ていくべきだということになりますから、ただいまの石炭の上がりとかそのほかの諸物価の上がりは、われわれ常に注視しながら今日まできておるわけでございます。しかし局長が申しましたように、定率部分の關係で、去年、ことし、まあ二けたの大増上げがあつたりいたしました、それからくる金額というものは相当のものがございますので、また寒冷増高費を割るようなところまでいっていかないのじゃないか、そういう問題で現在物価の上がり等を注視しながら常に臨んでおる、こういうかまえておるわけでございます。

○横路委員 北海道もだんだん石炭から石油に切りかわつてきて、しかもこれは一冬、ドラムかんりして十本くらい私なんかのところは使つてゐるわけですね。そのほかもちろん石炭もたいいてゐるわけなんです。その辺のところも全部含めて、ともかくあらゆる面で値上りをしてゐる、運賃から持ち込み料から石炭の炭価から、ということではやはり検討をしていただきたいと思ひます。その点はいかがですか、ぜひこれは再検討して

ていただきたい。
○佐藤(運)政府委員 先ほど申しましたような立場で常にそういう点の検討は怠らず注視を続けてまいつておるといふわけでございます。
○横路委員 どうもはつきりしないのですが、注視されておられるのはけつこうなんですけれども、見守つておられるだけでは困るわけなので、現実にこういう計算の方法をされておられる以上、しかも先ほど御答弁があつたように、これは石炭の炭価をもとにしてこの二条の額というのがきめられておるといふことであれば、それを基準にして考へていただかなければ困る。それを全体にまよめて、寒冷増高費がどうこうということではなくて、やはりこの二条の金額というものが実情に合致しているのかしていないのかということ、石炭から石油にかわりつつあるという現状も踏まえてひとつ調査をして検討していただきたいということなのです。最後にそれだけ御答弁を願ひたい。

○佐藤(運)政府委員 御趣旨はよくわかりました。先ほど申しましたような立場で、注視ということばはちよつと積極性のないことばで反省いたしますけれども、もつと積極性のある意味の注視をしてまいりたいというふうに考へております。
○横路委員 今度は防衛です。
最初に警察の方にお尋ねしたいと思ひますけれども、楯の会のような、こういういわゆる民族派学生団体といふものは、右翼の学生団体、これは現在どのくらいありますか。その団体名と大まかな組織人員みたいなものを最初に御報告をいただきたいと思ひます。

○山口(廣)政府委員 いわゆる反共ないし民族的な主張をいたしております学生団体の勢力は、大体現在七十五団体、一万二千名ぐらゐと推定いたしております。しかし、この数字はあくまで現段階のものでございます。その代表的な団体といつたしましては、日本学生同盟、これは略称日学同といつておられますが、大体約四百名、などでありまして、統一組織といつたしましては全国学生自治体連

絡協議会、これは略して全国学協といつておりますが、大体二千八百名ぐらゐでございます。
○横路委員 そこで防衛庁のほうにお尋ねしますけれども、こういう団体は相当たくさんあるというところで、七十五団体一万二千名ですね。いまその日学同と全国学生自治体協議会だけ名前をあげられたわけなんですけれども、こういう団体で体験入隊しているケースというのはありますか。
○宍戸政府委員 調べてみないと正確にはわかりかねますが、警察等から情報がありましたら、そういう団体はお断わりするというのが趣旨でございます。

○横路委員 今回の事件で、楯の会の団体の性格をいいますか、方針というのは、軍事技術の修練をするのだ、軍人精神の涵養だ、いろいろあるわけですね。これはやはりそういうことを目的にしてゐる一種の右翼的民族派団体だと思ひます。今度の事件を通して、私は先ほど来議論を聞いておつて、中曾根長官のおことばの中から、いわゆる今度の事件で自衛隊が一体何を反省したらいいのだろうか、今度の事件から何を学ぶべきなのかということが、先ほど来いろいろ議論があつたけれども、その辺のところはどうも伺うことができなかったわけなんです。いまの官房長の御答弁でも、まだよく調べておられない、ただそういう団体についてはお断わりをする方針だ、こういうことですね。しかし、これは現実に体験入隊をしてゐるケースがあるのです。たとえばことしの七月二十三日から二十五日まで、日学同の正統派の学生が朝霞と伊丹と江田島でやはり体験入隊してゐるではありませんか。この事実御存じありませんか。

○宍戸政府委員 その事実は私は存じておりません。
○横路委員 しかも、この団体は去年も防衛庁に体験入隊の申し込みをしたのです。去年は七〇年安保の前だからといって防衛庁のほうで断つた。ことしは安保が終わつたからというので七月に認めてやらせてゐる。やらせてゐるのですよ。

これは広報課長さんでもけつこうですが、そんなこと知らぬなんということをおつしやられても困る。
○宍戸政府委員 先ほどお答えいたしましたように、年間二千五、六百件、人数にしまして十万人程度の者が体験入隊いたしております。方針としては、自衛隊に支障のあるような、全般的に社会にとつて、また社会の常識に合わないような者を体験入隊させようとしたも思つてゐるわけではございませんけれども、一々それを内局で審査するといふふうな手続はやつておりませんので、個々具体的な団体がいつどこに入つたかということ、官房長としましては広報課長としましては即座にはお答えいたしかねる、こういうことでございます。

○横路委員 日学同のケースの場合、毎日グラフの九月二十七日号、つい先日の号ですが、これに出ているわけですね。安保の前だからというので昨年断つたというのです。軍事訓練だといふような受け取り方をされたら困るというので断つた。ことしになって認めておられる。実際に銃剣術をやつてゐる写真が写つてゐる。今度の調査を通して、あれは間違ひのなきことだ、突然のことで、体験入隊については何も考へないことではない、こういう先ほどの御答弁だ。しかし少なくともどういふ団体が一体いまままで体験入隊してゐたのかといふことくらい調査されてしかるべきことではございませんか。長官どうですか。

○中曾根國務大臣 大学によつては銃剣道部というのがあるのです。その銃剣道部というのが普通の運動部と同じように銃剣道の練習を自衛隊に教えてもらひたい、そういうので体験入隊する例といふのはあります。私は、銃剣道部の連中、日学同なんかに入つてゐる人たちも多少あるのではないかと思ひます。そういう人たちがあつては体験入隊してゐるということはあるかもしれませぬ。しかし日学同としてそれは正直に名のつて入つてゐるのかどうか、これは調査を要する

これは広報課長さんでもけつこうですが、そんなこと知らぬなんということをおつしやられても困る。
○宍戸政府委員 先ほどお答えいたしましたように、年間二千五、六百件、人数にしまして十万人程度の者が体験入隊いたしております。方針としては、自衛隊に支障のあるような、全般的に社会にとつて、また社会の常識に合わないような者を体験入隊させようとしたも思つてゐるわけではございませんけれども、一々それを内局で審査するといふふうな手続はやつておりませんので、個々具体的な団体がいつどこに入つたかということ、官房長としましては広報課長としましては即座にはお答えいたしかねる、こういうことでございます。

○横路委員 日学同のケースの場合、毎日グラフの九月二十七日号、つい先日の号ですが、これに出ているわけですね。安保の前だからというので昨年断つたというのです。軍事訓練だといふような受け取り方をされたら困るというので断つた。ことしになって認めておられる。実際に銃剣術をやつてゐる写真が写つてゐる。今度の調査を通して、あれは間違ひのなきことだ、突然のことで、体験入隊については何も考へないことではない、こういう先ほどの御答弁だ。しかし少なくともどういふ団体が一体いまままで体験入隊してゐたのかといふことくらい調査されてしかるべきことではございませんか。長官どうですか。

○中曾根國務大臣 大学によつては銃剣道部というのがあるのです。その銃剣道部というのが普通の運動部と同じように銃剣道の練習を自衛隊に教えてもらひたい、そういうので体験入隊する例といふのはあります。私は、銃剣道部の連中、日学同なんかに入つてゐる人たちも多少あるのではないかと思ひます。そういう人たちがあつては体験入隊してゐるということはあるかもしれませぬ。しかし日学同としてそれは正直に名のつて入つてゐるのかどうか、これは調査を要する

これは広報課長さんでもけつこうですが、そんなこと知らぬなんということをおつしやられても困る。
○宍戸政府委員 先ほどお答えいたしましたように、年間二千五、六百件、人数にしまして十万人程度の者が体験入隊いたしております。方針としては、自衛隊に支障のあるような、全般的に社会にとつて、また社会の常識に合わないような者を体験入隊させようとしたも思つてゐるわけではございませんけれども、一々それを内局で審査するといふふうな手続はやつておりませんので、個々具体的な団体がいつどこに入つたかということ、官房長としましては広報課長としましては即座にはお答えいたしかねる、こういうことでございます。

○横路委員 日学同のケースの場合、毎日グラフの九月二十七日号、つい先日の号ですが、これに出ているわけですね。安保の前だからというので昨年断つたというのです。軍事訓練だといふような受け取り方をされたら困るというので断つた。ことしになって認めておられる。実際に銃剣術をやつてゐる写真が写つてゐる。今度の調査を通して、あれは間違ひのなきことだ、突然のことで、体験入隊については何も考へないことではない、こういう先ほどの御答弁だ。しかし少なくともどういふ団体が一体いまままで体験入隊してゐたのかといふことくらい調査されてしかるべきことではございませんか。長官どうですか。

と思ひます。

○横路委員 日学同正統派関西支部として二十人、三十人とまとまっているのですよ。

○中會根國務大臣 そういふ名前で申請したかどうか調べてみましょう。

○横路委員 この団体ばかりではなくて、警察庁のほうだってそういう右翼学生のリストみたいのがあるはずですから、札つきの人だっているわけですよ。そして軍事訓練はやはり軍事訓練です。この団体なんか、たとえはことしの八月十八日から二十三日まで八丈島で軍事訓練をやっている。いろいろある右翼的な学生グループの中でも特に過激なグループだ、こういうグループを堂々と体験入隊させている。しかも問題は、去年断わってことし認めた、七〇年安保の前だからだめだと言つて、ことしになってこれを認めたということ

は私は重大な事実だと思つたのです。だから先ほど体験入隊については何も反省する必要がない、考え直すことは何もないということをおっしゃつたけれど、私はまだ調査が不十分だと思つた。やはり再検討すべきだと思つた。どうですか。

○中會根國務大臣 再検討するということは私は前から言っているのです、体験入隊については今後個別のいろいろな点検をしてみます、そういうことを申し上げているわけでありませう。

○横路委員 そこで橋の会なり三島なりの入隊ですが、体験入隊で一体どういふことを行なつたのか。先ほどは行進とか地図を読むこととか、いろいろあげられておつたけれども、もう少し具体的に、自衛隊の隊員と一緒にどういふ訓練を受けたのか、ほかにも四週間も入っているケースがあるわけですから、その中で一体どういふことを一緒にやつたのか、お話しいただきたい。

○宍戸政府委員 具体的に申し上げます。まず、自衛隊員と一緒にどういふ訓練ではございませぬ。学生のグループを入隊させて、そして指導官等をつけてまして、次に申し上げるような科目の訓練をいたしておる。ただ日課、六時から六時に起床、何時に朝めしたというふうなのは

一緒にやりますが、訓練そのものは一般隊員とは別になつております。

科目として具体的に申し上げますと、まず一般科目として、内容は訓話とか服務とか、いろいろな予備の知識とかいろいろのがあります。いま申し上げますのは長い四週間のグループの内容でござい

ますが二十時間。それから基礎的な科目として基本の教練、戦史の教育、地図の判読それから通信、こういうものをやっておりますが五十時間。それから野外の訓練科目として野外勤務の要領、行進が四十八時間。それから体育、これは徒手のものとか体力検定とか銃剣術などが内容でございまして三十時間。その他映画を見たり装

備品の見学をしたりというのが合わせて二十四時間。こういうのが四週間のやりました場合の科目の内容でございませう。

やり方としまして、初めにちよつと申し上げましたが、学生の中で大体十名ぐらいの班をつくりまして、交代して当直を置いて世話役をやらしております。それから教官、助教等二名なり三名をもちつて指導してやるといふふうなやり方をしております。これが四週間のコースの内容でございませう。

それから、三日ないし七日のコースもございませうが、これを縮小したような内容になります。科目で申し上げますと、一般科目それから基礎科目、野外訓練科目、体育といったような科目になります。内容は先ほど申し上げたような内容でございませうが、これが逐次時間が少なくなつていくということでございます。それから市ヶ谷駐屯地で二時間だけやりましたのは、体育とか徒手訓練程度のもので、こういうのが内容でございませう。

○横路委員 たとえば行進なんかの場合、一泊二日というふうな徹夜行進なんかを含めたそういう行動も、これは自衛隊員と一緒に一種のレインジャー訓練みたいなものも受けていたわけですか。

○宍戸政府委員 重いものをついだり夜も歩いたりというふうなものを、指導官が指導してやるというふうなやり方はしたようでございます。

○横路委員 そのとき、銃はどうですか。持っていますか。

○宍戸政府委員 銃は持つておりませぬ。

○横路委員 たとえば「国防」という雑誌、これに長官が三島と対談したのが載っているわけなんです。が、「国防」の二月号の中に、三島自身のことばによると、一泊二日ぐらい泊まり込みで訓練を受けながら、あちこちずつと回るコースがある。それを一緒に寝起きをしながら二、三日行動をともにする。いま言つた、いろいろ重いものをついでの訓練だろうと思つたのですけれども、重いものをついでの訓練というものは、昼間ではなくて夜通しずつとやる、そういうふうないわばレインジャー訓練のような範疇に入るものなんですか。

○宍戸政府委員 三島氏が長官にお話ししたのは、あるいは御自分で空挺団等に入られたから、そのときに、レインジャー訓練というほどはございませぬが、それを見学している、その内容をいろいろな場所で紹介されているということはあるかもしれませぬ。それから、その三島氏の紹介による学生の訓練は、先ほど申し上げたようなことで本格的なレインジャー訓練にはほど遠いわけで、ただ夜歩くとか、多少重いものを持たすというふうな程度のことばやっておるようでございます。

○横路委員 それから、いろいろ報道によりますと、小銃を使つての銃撃の訓練、これをやらせていたということなんですけれども、その事実はありますか。

○宍戸政府委員 いわゆる体験射撃と称しますものはやつております。部隊に小銃がございませぬが、自衛隊員が小銃の指導をしながら、こういうふうな指導を、一人一人つけてたまま撃つ体験をさせるということばやつておりました。

○横路委員 それは機関銃についてもやらしておるのですか。

○宍戸政府委員 小銃だけでございませぬ。

○横路委員 そういふ小銃だつて、これは国有財産で、自衛隊が管理しているものでしょう。そういうものについてやることのできる法律的な根拠というものは、一体何にあるのですか。

○宍戸政府委員 体験入隊一般が自衛隊法に基づく合法ということばやつておりました。それから小銃そのものをいじけるといいますか、操作することは一般の人には禁ぜられております。自衛隊員だとか警察官だとか、法令に基づいて所持、操作し得る者は限定されております。したがって、どの学生であれ、自衛官の身分のない者、警察官の身分のない者がかつてに銃をいじけることは法律上禁止されております。したがって、それを体験させるときには、自衛官の支配のもとに、一人一人自衛官がつきましてやるということであれば、銃砲刀剣類所持等取締法の違反にはならないというのが警察庁の解釈でございまして、その解釈のもとに指導してやらせた、こういうことであります。

○横路委員 たしか自衛隊法の八十七条ですか、武器は自衛隊が管理をするということになつてい

るわけですね。そうすると、日本の場合はこれらの扱いというものは特にきびしいわけでございます。いまお話しの出た銃砲刀剣類所持等取締法でございませぬが、しかし現実にもかく小銃に手をやつて引き金を引いて撃つわけはしょう。しかもこれは自衛隊管理なんだ。それはさばにだれかついておるかもしれない。確かに自衛隊の敷地の中でやることだとしても、しかしやはり一時は小銃の占有権は発射する人間に移るわけです。そうすると、いまお話ししたように明確に全然それには触れませぬということではない。すぐそこから違法だと言ふことはできなくても、やはり非常に大きな疑問というものは残るのじゃないか。しかもいまお話しのように、それを合法活動、体験入隊ということばやつておられるわけはしょう。

私はやはり銃の取り扱い——つまり橋の会でも軍

事技術を習得するのだということが一つの大きな目的になっている。右翼団体が入っていつて体験入隊するというのが、実は一つはそこにあるのだ。いろいろな軍事技術を自衛隊の中で習得したい。だからいまの体験入隊の、特に小銃のそういう訓練をさせているということは、それはいろいろそばについていたとしても、法律的にも疑義があるし、実際の問題としても私は妥当なことではない、少なくともこれはやめるべきだと思えますけれども、これは長官いかがですか。

○中曾根国務大臣 私はやめる必要はないと思えます。それはちゃんと管理者がそばにいてやるならば、銃ぐらゐ操作するというのは、昔は軍事教練でもやったことがあるので、私はちゃんとした管理者がついていけば悪いとは思わない。むしろそういうふうなものがいかに重いかとか、あるいはどういうふうな操作するとかいうくらいのことには、スイスでは国民がみんなやっているような情勢ですから、知識としても持っているのじゃないかと思ふのです。

○横路委員 いまの発言は、これはちょっと問題の発言だと思ふのです。スイスは徴兵制度をしいている。いまの発言はやはり徴兵制度につながっている。いまの発言です。そういうことですけれども、いま日本の場合、銃の取り扱いについて非常にきびしいですね。そのことは私はやはりいいことだと思つてゐるのです。あなたのお考えだと、いま国民全部が銃の操作技術を持っていたほうがいいというわけでしょう。いまそういうおっしゃった。それでよろしいですね。いまの発言で、私はそれはちょっと問題だと思ふのです。

○中曾根国務大臣 人間がちゃんといつていて管理してやれば、体験入隊で銃の操作とか、鉄砲をかついで歩くとか、その程度のことやっても私は悪いとは思わない、そういうことを言つてゐるのです。

○横路委員 あの三島由起夫と楯の会の一つの発想の中に、これは武器なき軍隊組織なんだということをやっているわけですか。何かいろいろな

治安上の問題があつたときに、自分たちはその先兵になつて死のうとすることがあつた中に書いてある。いまの長官の発言だと、体験入隊でどんな銃の操作を覚えさせておいて、いわば民兵組織みたいなもの、民兵組織といふかぬまでも、そういうようなことが頭の中にあるような感じを私は受ける。ことしのいつでしたか、この間、一年入隊の中卒の少年自衛官というふうな発言も新聞に報道されてゐた。そのことから、徴兵制度はなかなか憲法があつてできない、何かそれにかわる方法がないかという考え方がどうも長官の中からはかかれて、私は非常に気がかりなわけですが。長官、先ほどの右翼の体験入隊の問題も含めて、これは軍事訓練をして、それは言いかえれば民兵にしようという考え方があつたのじゃないか、どうですか。明確にしておいてもらふねと困る。

○中曾根国務大臣 そんな意味じゃ毛頭ありません。私は、やはり青年が非常な困難に遭遇したり、あるいは重いものを持つても不撓不屈の精神に耐える、そういう耐えるというところの精神を生む訓練はいい、そういう意味で言つてゐるのであつて、情弱になつてはいかぬという意味のことを言つてゐるのであります。重いものをかついだり苦勞したりするということ、若い時代にうんとやつたほうがいい、私はそう思ふのです。

○横路委員 関連。われわれが遠く過ぎ去つた昔経験した軍事教練をしてもいいとお考えですか。体験入隊では軍事教練をしてもいいとお考えですか。昔やつておつたからその程度のことはいいい、たしかそういう御答弁でございましたが……。

○中曾根国務大臣 中学時代に、あの若いからだでも鉄砲をかついだり非常に苦勞に耐えて、いろいろ演習をやらされたりして心身をきたえた。そういう艱難に耐えるという意味のことを私は申し上げたのです。

○横路委員 あなたのお考えの中で、軍事教練とどう違ふのですか。

不屈の精神を養う、そういう練成の意味で私は申し上げたのです。

○横路委員 軍事教練とどう違ふのですか。

○中曾根国務大臣 何も軍事、ミリタリーの意味で申し上げたのではないのです。要するに心身を鍛える、そういう意味で申し上げたのです。

○横路委員 それでは軍事教練とは違ふという意味ですか、あなたのいまの御答弁は。

○中曾根国務大臣 ミリタリーな意味でいへばそれは違います。そうじゃなくて、トレーニングという意味で申し上げた。

○横路委員 それでは軍事教練といふことはお取り消しになつたほうがいいのじゃないか。これは非常に今後問題を残していく重要なことばだと思ふのです。

○中曾根国務大臣 それは例で、トレーニングという意味で申し上げたので、もし誤解があれば取り消してもけっこうです。

○横路委員 先ほどの発言の趣旨は、スイスは国民皆兵で、みんな銃の操作ができるのだ、それくらい日本国民全体が銃の操作ぐらゐは覚えておいていいじゃないかということの中で、軍事教練といふことが出てきたのです。この問題はまた今後いろいろ議論していかなければならぬ。長官の発想、頭の中にあるものは、私は非常に危険な考え方があつたのじゃないかという気がするので

そこで今度のこの事件で感じたことの一つは、三島からの働きかけがあつたけれども、それに自衛隊員が付和雷同していかなかつたというの、これは自衛隊にとつても幸いなことだつたらうと思ふのです。ただしかし、そういう余地というのは、これはやはり一つの閉鎖社会で、しかもいろいろなあれはことしの五月でしたか六月でして、新潟県の新発田市の今東光の発言をめぐつていろいろ議論がされましたけれども、自衛隊の中でそういう教育の基調というものは非常に右翼的なものが実は中に入つてゐる。先ほど来いろいろ議論があつたけれども、それは講師の一覽表

を見れば、もうだれでも明確にこれは断定することのできるものだと私は思ふわけなんです。そこでひとつお聞きをしたいと思います。その前に警察庁の方にちよつとお尋ねをしたいと思います。三島の追悼集会というものが計画されておるよろうですね。どういふ人が発起人になり後援者になつてゐますか。

○山口(廣)政府委員 今後いろいろな形で出てくると思ふけれども、現在具体的にいつておられますのは、十一日の午後五時から豊島区の公会堂で一部の文化人が発起人となつて追悼集会が計画をされておるのをごさいます。この集会の発起人として私どもの承知いたしておりますのは、林房雄氏、山岡莊八氏あるいは五味康祐氏などが名前を連ねておられます。それから二十五日ごろに一部の右翼団体を中心になつて追悼集会をやるような計画もあるようでございますけれども、これはまだ具体化しておらないようでございます。また当然楯の会自体としまして、独自に三島、森田の合同追悼集会を考へてゐるようでありまして、これも、これも現在のところは具体化をいたしておらないようでございます。

○横路委員 そこで長官にお尋ねしますけれども、昨年の四月の一日からことしの三月三十一日までの一年間の部外の講師名簿を見ると、防衛大学において十人の人が行つてゐるわけですが、いま追悼集会の発起人になつてゐる作家の山岡さんですね、この人なんか、ほかにいろいろな問題のある人ばかり、名前をあげるのには差し控えますけれども、こういう三島の今度の事件の追悼集会の発起人になつたり、こういう集会に出たいと思ふをするような人を今後少なくとも防衛大学で呼ぶべきではない、防衛庁の中でそういう人の講演を私はやはりすべきじゃないかと思ふのです。これは個人の思想は自由だといつても、これだけ大きないろいろな影響といふものが考えられる事件ですから、これは自衛隊の中における教育全体を通して私は言いたいわけでありまして、今度の事件で、たまたま外のボス

ターを見ておつたらそういうことが目についたもので、これはぜひお願いをしたいと思うのですが、どうですか。

○中會根國務大臣 思想の自由を侵すようなことはやはり私は適当でないと思つて。ただ、その人によりけり、山岡狂八さんが防衛大学で話をするのに不適当な人であるとは私は思わないのであります。

○横路委員 三島追悼集の発起人になつて人です。それを防衛大学に呼んで話を聞くという事、これはやはり少しは不謹慎じゃありませんか。受当ではないという事は私は言えると思うのです。それを平然とこれからは呼ぶのだということになれば、一体今度の事件を、じゃ自衛隊としてどうとらえたのかという問題にもなつていく、どうですか。

○中會根國務大臣 昔、中野正剛さんが自刃したときに、緒方さんがあの中でお葬式のめんどうを見たりいろいろやつたという事を私聞きまされたけれども、やはりその人がりつぽであれば、特にこれはいけないという事が指摘されるようなことがなければ、私はいんじやないかと思つてます。

○横路委員 それじゃ、これからそういう人でもどしどし自衛隊に呼んで来て、特にこれは防衛大学ですが、そういうところに呼んで来て話を聞くのだ、こういうことではございませぬ。

○中會根國務大臣 山岡狂八先生を排斥しようとは思いません。

○横路委員 これはお答えをいただかなくてもいいのですけれども、「国防」という雑誌の中で長官は三島と対談をしていて、その中で長官は、自衛隊をあれこれ見た直後の対談だと思つてすけれども、自衛隊の中に、いわば隊員の活動の中に三島文学のような美がある、最高の美があるのだという事をこの対談の中で述べられておられるわけですね。三島自身も今度の機文の中で自衛隊の中にこそ真の日本の魂があるのだというふうなことを述べている。私は自衛隊を

認める、認めないという事は別にして、やはり軍隊というのは国家にとって目的ではなくて、あくまでも手段なわけですね。軍隊自身としての存在価値があるわけではなくて、毎日毎日農村でも都会でも汗を流して働いてる人々たちによって成り立っている。政治というのはそういう人々たちを大切にしていかなければならぬというふうに考へるならば、軍隊の中に最高の美があるという考へ方自身に、私はいわば軍国主義的な国家主義に走つていく、そういうことになるだろうと思つてます。だから長官が個人としていまの自衛隊の中に最高の美があるというふうにお感じ取られるのは、それはけっこうなんだけれども、しかし私は、長官としてそういう考へ方で自衛隊を統括したり動かしたりしてほしくないという感じをしてるわけなんです。その辺のところをぜひお考へをいたしたい、問題だというふうに思つておられます。

次に、一つお尋ねしたいのですが、これは三島事件とは関係ないのですが、右翼については、先ほどから親戚づき合いだとかいろいろ言われておりましたけれども、実はけさ北海道のほうから電話が来て、北海道の胆振支庁の相浦というところの駐とんだ陸上自衛隊百三施設大隊機別第一中隊の甲斐という陸士長が、苫小牧の朝鮮総連のある女子職員に意欲的に接近して情報収集をした。しかもその中で、いま在日朝鮮人の国籍変更運動が非常に大きな問題になつていて、北海道でもあちこちで書きかえの運動——苫小牧でもそういう動きがあるわけですね。そのいろいろな情報収集の中に、国籍変更運動の活動内容とか、これを支援する社会党なり労働団体との接触内容、そういうことを調査をした。これについては本人がそのことを認めたり文書まで書いてるわけですね。もう自衛隊のほうにも報告がきてると思つておられます。まさしくこの事実についてお尋ねをしたいと思います。

○中會根國務大臣 その報告を私は聞いておりますが、報告によりますと、おっしゃつたようなことと逆であつて、その陸士長は十時間くらい暴行脅迫を受けて、そして——本人同士は恋愛関係にあつて、一時は二人でかけ落ちしようくらいに気持ちにもなつておつたのですが、相手の親に反対されて、それでそういう関係から、それをスパイ行為であるというふうな誤解されて、そして十時間以上わたつて暴行脅迫を受けて、ほとんど脅迫の中にそれを書かせられた。それからテープレコードもとられた、そういう事実であるといわれれば報告を受けています。おそらく私はそれだと思つてます。ですから、もしそういうようなことと法に反する必要があるならば、こちらから法的手段を講ずる必要があるだろう、そう思つてます。本人の名譽のためにも必要だと思つておられます。

○横路委員 この隊員は十二月二十三日に除隊することになってるんですけれども、これはじゃどうしてですか。

○江藤政府委員 甲斐陸士長が相手の女性と結婚します場合に、結婚を申し出たわけではございませぬが、その場合に相手の親のほうで了承しない。どうしてもやはり自衛隊をやめなければという結婚できないのであろうというふうな思い詰めまして、九州の新日鉄のほうへつとめるといふことで就職試験を受けて合格しております。そこでなるべく早くやめて新しい結婚の生活に入りたいという事で退職の申し出をいたしておつたものであります。

○横路委員 いま暴行脅迫というお話がありましたけれども、私もこれはいろいろな事実の経過といたつても聞いてみた。たとえばちゃんと言つたら隊員に電話を入れてその晩帰るとか帰らぬといふことを連絡してあるわけですね。暴行脅迫なる事実はこれは明らかに認められない。この区という女性の話を聞いてみても、本人の話と合致するものであつて、いろいろな情報を提供したという事実を認めてるわけですね。事実の問題についてはここで議論しても始まりませんが、この問題は、実は新潟県の新発田市の例の今東光発言にからむところの手帳等、いろいろな問題が自衛隊の国内の情報収集の問題としてあるわけですが、このあとと

集の問題としてあるわけですが、このあとと榎崎先生が関連質問をされるということなんで、時間もございませぬので、今後さらに私は問題にしていきたいということをお申し上げて終わりにしたいと思います。

○榎崎委員 大出委員の基地に関する問題、それから横路委員の三島事件に関する問題に関連して、時間の与えられた範囲内で関連質問をさせていただきます。

まず基地の問題でございますが、いま米軍基地の縮小についてお話し合いがなされてる。縮小される場合は、全面返還、それは民間への場合あるいは自衛隊への場合、それからいわゆる地位協定二条四項(b)による自衛隊との共同使用、そういうことが考へられますが、そういう方向に仕分けされる、このように理解しておつていいですか。

○島田(豊)政府委員 まだ現在協議中でございませぬので、その形態そのものにつきては私どもまだ申し上げる段階ではないと思つておられます。返還の形態はいろいろあるかと思つてます。その場合、共同使用いたします場合にも、二条四項(a)の場合もありましようし、(b)の場合もあろうかと思つてます。それから全面返還、一部返還、その場合にもそれが民間に返還されるという場合もあろうかと思つてますので、いろいろな形態が考へられると思つてます。

○榎崎委員 全面返還あるいは自衛隊との共同使用の場合あるいは民間との共同使用の場合、この場合にいわゆる有事再使用ということが懸念されるわけでありませぬ。そのような場合の措置について一応お伺いしておきたいと思つてます。全面返還の場合は、有事再使用するときの法的な関係は地位協定二条一項による、間違ひありませんか。

○鶴崎政府委員 米軍の施設を返還します場合に、将来における緊急の事態の再立ち入りを条件として返還するといふ場合もあり得るわけですが、こういう場合、それをどのような形で確保

するかといひますと、現在の地位協定の条項でい
きますと、二条四項(b)という条項、米軍が必要
なときは随時一定の期間を限って使用できるとい
う条項によって、その将来の再立ち入りを保証す
るといふ以外には現在の地位協定上は方法がな
い、こういうことになると思ひます。

○榑崎委員 私がついていけるのは、全面返還の場
合をまず例にあげていけるのです。全面返還の場
合に二条四項(b)が出てくるわけはないじやないで
すか。全面返還されたものについて米軍が再使用す
る際には、地位協定二条一項による以外はない。
それを聞いています。あるかないか。

○鶴崎政府委員 全面返還しました場合に、同時
にその時点で地位協定の二条四項(b)により将来の
米軍の随時使用を保証するということは、いわゆ
る使用転換といひますけれども、そういう方法は
技術的にございませぬ。

それから先生のいまおっしゃる通りに、全面返
還だから条件なしだと単純に割り切つてしまえ
ば、そのときに同時に二条四項(b)による使用を保
証しなければそこで切れてしまふということば、
実際問題としてそうなるわけではございませぬ。
が、いま申し上げておきたいことは、二条四項(b)の
合意なりを新たにしないでならぬ、こういうこと
になると思ひます。

○榑崎委員 全面返還された場合に再使用するの
はたいへん困難である。したがって全面返還の場
合も、いわゆる留保条件がそこに出てくる可能性
はいまの答弁からも十分見込まれるわけでは
ございませぬ。

そこで、長官としては、全面返還の場合でもそ
のような条件をお認めになるおつもりかどうか。
たとえば二条四項(b)を持つてきて、そして有事の
際には再使用させる、そのような留保条件をお認
めになるつもりであるか、お伺ひしたいと思ひま
す。

○中曾根国務大臣 そういふ場合は全面返還じや
なくて、二条四項(b)による返還である、そういう

ことになると思ひます。

○榑崎委員 私はいまの長官の答弁のほうが正し
いと思ひます。全面返還の場合に条件として二条四項
(b)を持つてくるなどというのにはあり得ない。だか
らもし再使用を米軍がしたいと思ふ場合には、私
は全面返還ではなしに、二条四項(b)でくると思
ふ。そこで二条四項(b)できた場合に、そのよう
な条件は何か協定で行なわれますか、文書をかわし
て行なわれますか。

○中曾根国務大臣 それはそのときのケースでな
いとわかりませんが、合同委員会では、これはどこ
にする、これはどこにするという仕分けがあるん
だらうと思ひます。

○榑崎委員 私が申し上げているのは、再使用に
ついて、それを明文化したような協定というものは
文書でなされるつもりですかということばです。
つまり、これは二条四項(b)によって一応共同使用
にする。その際、もし必要ならば米軍がまたこれ
を使うというような要求があったときに、それは
文書でなされるか、確認されるかどうかということ
を聞いています。

○中曾根国務大臣 それはその基地のいろいろな
条件、それから情勢、そういうものをよく検討し
て、そのとき具体的に個別的にわれわれは考へて
みたいと思ひます。いまここで一般的、抽象的に
は申し上げられないと思ひます。

○榑崎委員 もし再使用させるといふ文書がない
場合、協定がない場合は、再使用する際は合同委
員会にかかると思ひます。

○中曾根国務大臣 二条四項(b)というきめ方をす
るときに、合同委員会できめて、それでそういう
ふうにならば、おそれなくこれは通告とか協議で
すぐやれるんじゃないですか。よく調べてみない
とわかりませんが、そういう最初の性格づけが一
番問題じゃないか、こう思ひます。

○榑崎委員 私がなぜこういふ点をシビアに考へ
ておるかという、結局一たん縮小されて返す、
あるいは共同使用する際に米軍はいつでも使える
状態にして下ルだけは削減する、そういう方向に

米軍の方向があるということを見えるからで
す。そこで、いつでも使わせるといふ協定の内容
いかんによつては事前協議が完全に骨抜きにな
る。これは非常な落とし穴だと私は考へるので
す。

そこで文書で取りかわさないときは当然合同委
員会にかかると思ひます。これはもうなつてい
ると思ひます。再使用の場合、
○榑崎政府委員 二条四項(b)の米軍に提供する
という取りきめをする場合には、合同委員会です
るべきことになつておられます。

○榑崎委員 そこでチェックする機会があるので
す。ところが、あらかじめ有事に再使用するとい
う協議あるいはコミットがあれば合同委員会にか
けなくてもよい、こういうことになりませぬ。

○鶴崎政府委員 二条四項(b)は一定の制限がござ
います。適用条項についても特に「適用があるこ
の協定の規定の範囲を明記しなければならぬ。」
という規定がございませぬので、その合意された範
囲内の使用であれば事前の特定の通告は必要ない
と思ひます。しかしそれを越えるようなことにな
ると、やはりその時点において日米間で協議をい
たすということにならうと思ひます。

○榑崎委員 そこで私はいままでのケースで二点
だけ実例をあげて長官のお考へをお伺ひしたい
と思ひます。

いま審議中でありませぬが、新聞の報道する
ところによると、板付と厚木は管理権を日本側に
移すという米軍の意向のようでありませぬ。もし板
付を例にとりませぬならば、日本側に管理権が移さ
れた際、第五空軍と航空局との間で結ばれてお
ります四十二年の秘密協定はどうなつておられ
ますか。

○内村政府委員 ただいま先生おっしゃいました
とおり、私も、このたびの板付ないし厚木
の返還と申しますか、あるいは地位協定の変更と
申しますか、そういうことにつきましてはまだ何
も正式の通告を受けておりませぬ。ただ新聞等
に出ておられますので、そういうふうな空気があ

いうことは私どももわかつておりますので、その
際にそういう場合にはどうするかということにつ
いて、いま内部的にいろいろ検討しておる段階で
ございませぬ。したがって、どういふ条件で
もつて返つてくるか、それによつてまた考へてい
きたいというふうな考へておられます。

○榑崎委員 そういふ官庁用語の答弁で済むと
思つたらあなた間違ひです。私は具体的に聞いて
おるのです。いまの協定です。私が申し上げて
いる協定。ちよつと確認しておきます。
四十二年の五月二十七日、福岡の航空保安事務
所長がまずその協定にサインし、同年六月二十九
日福岡の防衛施設局長がサインし、六月十八日に
板付の米軍司令官がサインをし、八月十日に第五
空軍の担当官が最終的にサインした協定のことを
申し上げておる。そういう協定はありますで
せぬ。

○内村政府委員 私のここに持つております協定
は、一九六七年の三月一日に実施するものでござ
いませぬ。福岡の保安事務所長が五月二十七日に
署名しておられます。現地の司令官の署名が六月十
八日、福岡の防衛施設局長の署名が六月二十九
日、これではございませぬでしょうか。それでよ
ろしゅうございませぬか。

○榑崎委員 ええ、そうです。その表題は板付
エアポート使用に関する協定、そうなつておりま
す。

○内村政府委員 表題は、現地司令官と福岡防衛
施設局長及び福岡航空保安事務所長の間で締結さ
れた板付飛行場一部の共同使用地域(エプロン地
域)に関する現地協定ということになつておりま
す。

○榑崎委員 私略してそういうふうな言つたわけ
ですが、その中に——これは二年前に中曾根防衛
庁長官が運輸大臣のときにちよつと質問したこと
がある。大臣はそのとき途中で中座されました。
そのときの大臣の答弁もここにございませぬが、そ
の協定の中に、第五空軍司令官は事前協議なしに
永久的または臨時的にこの協定によつて航空局に

許可した共同使用を終了させることができる、こ
ういふ文句があります。

○内村政府委員 お説のとおり、「第五空軍司令
官は、事前の通告なしに、この協定による航空局
の共同使用権を無期又は臨時に終了させることが
できる」といふ条文がございます。

○榑崎委員 これなんです。私はこのケース
が、これが今後活用される可能性を十分に見るわ
けです。つまり事前協議なしに再使用ということ
がこの種の協定によって行なわれていく可能性が
ある。もし管理権が日本側に移された際に、いま
板付に例を出してありますが、板付の管理権が日
本側に移された際にこの種の協定は生き残るので
しょうか、生き残らないのでしょうか。中曾根長
官の御見解をお伺いしておきたいと思ひます。

○中曾根国務大臣 私は専門家じゃありませんか
らわかりませんが、板付の基本的ステータスが変
わつてくれば、それはまた変わるのじゃないか、
そふ思ひます。

○榑崎委員 このような協定は、つまり事前協議
の入つてくる余地がないのです。この種の協定
というものについて長官はどのように思われま
すか。今後私は基地の縮小の際に具体的に起り得
る問題だと思ひます。

○中曾根国務大臣 たしか板付は二四(a)であつ
て、米軍が管理権を持つていて、日本側に米軍が
情勢を見て利用させる、そういうことですから、
いまのようなものになつておると思ひます。こ
れが二四(b)になり、日本側が主たる管理権を持つ
という情勢になると、またステータスも変わつて
くる。そういう意味においては、それは今後の研
究課題であらうと思ひます。

○榑崎委員 それでは長官のいまのお考えとして
は、この種の事前協議なしに再使用できるという
ような協定は、二条四項(b)の場合でも適當である
と思われませんか。こういふことは、今後はこの種の
協定はいたさない方針であるか、お伺いしておき
たいと思ひます。

○中曾根国務大臣 それは各基地別の個別的ケー
スについて、先ほど申し上げましたようにいろい
ろな点検してみたいと思ひます。

○榑崎委員 そうしますと、ケース・バイ・ケー
スで事前協議なしに再使用を認める基地もあり得
るということですね。

○中曾根国務大臣 まだわれわれのほうは、具体
的に各基地について先方が最終的にどういふ意思
を持つているのか、まだ明確に、正式にとらえて
おりません。したがつて、そういう問題が出てき
たときに個別的に検討してみたい、こう申し上げ
るので、将来についてはコミットしておりませ
ん。

○榑崎委員 では、その可能性も十分見込まれる
といふの御答弁から推察せざるを得ないわけ
です。

もう一つのケースをあげてみたいと思ひます。
九月二十四日ですか、沖縄の嘉手納のB52が、こ
れは実際はタイのウタパオ基地に移動したわけ
です。これについて、沖縄の国会議員の選挙の前
から、政府も大いに宣伝されました。しかし私
は、これは別の観点から非常に重要な問題をはら
んでおると思ひます。なぜならば、この九月二十
四日のB52撤去の発表と関連して、米軍はこうい
ふ声明を出しております。「この措置は、将来作戦
上の必要が生じた場合、B52を再び臨時に配置す
ることを排除するものではない」、そして外務省
はこれをコミットしておる、ということ、いま
は施政権は返還されておるが、施政権が返
還されても、された後にこの種のやり方が予想さ
れますか、あり得ると思われませんか。米軍が、必
要ならばいつでも使えるんだと声明を出す、それ
を外務省がよろしゅうございませうというまた声明
を出す、こういふやり方が施政権返還後も許され
ると思ひますか。

○中曾根国務大臣 先ほど申し上げましたよう
に、各基地についてその個別的な条件等を検討し
て、それを各基地別にそういう問題は考えをまと
めていきたい、そういうことございまして、現

在どうするかということはまだ申し上げる段階で
はありません。

○榑崎委員 いま否定されないと見ます
と、場合によってはあり得るといふことですね。
こういふケースが場合によってはあり得る——全
然否定されない、そう受け取つてよろしゅうござ
いますか。

○中曾根国務大臣 否定も肯定もしない、白紙の
状態にしておきたい、そういうことでもあります。
○榑崎委員 総理候補かしりませんが、あまり白
紙なんというのはいはれませんがいいんじゃない
ですか。もう問題は具体的にそこに見えておる
のです。このように法的にできませんか。

今度法的な観点からお伺いしてみましよう、安
保条約と地位協定の関係から長官に。

○中曾根国務大臣 二四(b)ということ法的に解
釈すれば、それは移動する兵力量等の条件によつ
て可能なこともあるんじゃないか、私はそふ思ひ
ます。これが事前協議にひつかかるような兵力量
や、その他の場合には、また問題は別かもしれま
せんけれども、純粋法的解釈という点を考える
と、あるいは可能ではないかと思ひます。

○榑崎委員 これは共同声明の四項、ベトナムが
片づいていない場合の再協議の問題と非常に関連
するのです。きょうは時間がありませんから、一
応私は、いまの長官の御答弁は非常にいいまい
であるし、有事再使用問題がこの種の安易なやり方
によつて保証される可能性が非常にある、これを
指摘しておきたいと思ひます。もしこのよう
な嘉手納の基地に対するやり方が返還後も継続する
とすれば、これはたいへんだと思ひます。つま
り私もいろいろ安保条約を交差させて、そして沖
繩にこれを適用を拡大する、それを先取りしたや
り方だ。この九月二十四日の米軍声明並びに外務
省のコミットはそのように思われるを得ないの
です。これは一応ここでは保留にし残しておきたい
と思ひます。

そこで、次に三島事件に若干入つてみたいと思
ひます。

○中曾根国務大臣 三島個人がつくつたので、
私どもは、それがどこで発行されたのか、ちよつ
と把握いたしておりません。

○榑崎委員 警察庁としては、この「楯の會」の
こと「のペンフレットをいつ手に入れられたか、
どのような検討がなされたか、この楯の會につい
てお伺いします。

○山口(廣)政府委員 ちよつと正確にはお答えし
かねますが、あのパレードがありましたから暫く
して入手をいたしました、関係者が通説をいたし
ました。私どもも読みまして、中に、楯の會はス
タンドバイの軍隊であつてレッツゴーの軍隊では
ない、ぎりぎりのときが来るまでは表立ったデモ
だとか投石とか、そういうようなことは一切しな
いというふうなことがたしか書かれてあつたと思

クーデターと内乱の関係については、長官はど
うにお考えでしょうか。

○中曾根国務大臣 むずかしい問題ですが、どう
いふ意味を指摘されておるか、ちよつともう少
し説明していただきたいと思ひます。

○榑崎委員 クーデターが刑法七十七条にいう内
乱に該当する場所があると思ひます。そういう意味を
込めて聞いているのです。

○中曾根国務大臣 私は刑法にあまり詳しくない
ので、専門家によく調べて答弁させることにいた
したいと思ひます。

○内田説明員 内乱とクーデターの意味はどうか違
うかというお尋ねでございますが、クーデター
は、まあこれは英語であります、その概念とし
ては、内乱罪はクーデターの種類ではないかと
思つております。

○榑崎委員 「楯の會」のこと「三島由紀夫」こ
ういふペンフレットがありますが、警察のほうで
は把握されておりますか。

○山口(廣)政府委員 去年の十一月三日の国立劇
場の屋上でのパレードにおきまして、これはたし
か会員に配られたものであると思ひます。

○榑崎委員 いつ発行されて、発行所はどこであ
りますか。

○山口(廣)政府委員 三島個人がつくつたので、
私どもは、それがどこで発行されたのか、ちよつ
と把握いたしておりません。

○榑崎委員 警察庁としては、この「楯の會」の
こと「のペンフレットをいつ手に入れられたか、
どのような検討がなされたか、この楯の會につい
てお伺いします。

○山口(廣)政府委員 ちよつと正確にはお答えし
かねますが、あのパレードがありましたから暫く
して入手をいたしました、関係者が通説をいたし
ました。私どもも読みまして、中に、楯の會はス
タンドバイの軍隊であつてレッツゴーの軍隊では
ない、ぎりぎりのときが来るまでは表立ったデモ
だとか投石とか、そういうようなことは一切しな
いというふうなことがたしか書かれてあつたと思

います。そして精神的な軍隊だ、それから彼個人のポケットマネー、印税ですか、印税でまかなうので百名以上にはなかなかふやせないとか、それから体験入隊のことがいろいろ書かれてあったと思います。

○榑崎委員 その程度でたいしたことはないという御判断だったのですか。

○山口(廣)政府委員 先ほど申し上げましたとおり、現実具体的な危険性というものはそこからは感じとれなかったというのが私どもの結論であります。

○榑崎委員 ちょっと念のために、私はこれを読みまして、これはたいへんな団体だと思いましたが、「榑の會」はつねに Standby の軍隊である。いつ Leisgo になるかわからない。永久に Leisgo は来ないかもしれない。しかし明日にも来るかもしれない。「最後のギリギリの戦ひ以外の何ものにも参加しない。」それから「思想を守るのは自らの肉體と武技を以てすべきだ。」と。「武技」とは何でしょう。そして「特に私のために二ヶ月の自衛隊體驗入隊を許してもらって、士官候補生として陸上自衛隊に入隊した。」士官候補生という制度はあるのですか。

○内田説明員 士官候補生という名前の制度はございません。おそらく三島氏が四十二年に陸上自衛隊の幹部候補生学校に体験入隊しております。そのことではないかと思えます。

○榑崎委員 なお、榑の會の規約によりますと、三のところにこういふことがあります。「一ヶ月の体験入隊を了えた者は、練度維持のため毎年一週間以上の再入隊の権利を有する。」これは自衛隊に対して権利を有しているんですか。

○内田説明員 その規約は自衛隊は全く関知いたしておりません。

○榑崎委員 こういふ団体であることを私は申し上げておる。こういふ認識で榑の會はおつた。これは正式の規約です。自衛隊に毎年一週間以上入隊するのは権利である。規約はそりなつて

いるんです。そこで警察のほうは、先ほどマークしだしたのは本年の三月ごろからとおっしゃいましたね。去年ですか、警察がマークしだしたのは。去年でいいですか、警察がマークしだしたのは。去年でいいですか、警察がマークしだしたのは。去年でいいですか、警察がマークしだしたのは。

○山口(廣)政府委員 警察がマークと申しますが、どういふことを使ったかわかりませんが、場合によっては視察をしておつたのは、榑の會ができた当初からでございます。したがって、昨年十一月三日のパレードのときにもちゃんと様子を見ておりました。また現に十一月二十五日の市ヶ谷会館の例会の際にも、私服員は、やはりしかるべく視察をいたしておりました。

○榑崎委員 私は、いろいろマスコミも書かれておりますが、非常に大事な点で重視されていない問題があると思う。それは、内田さんの先ほどの御答弁とも関連いたしますが、自衛隊幹部が八名傷つけられておるんですね。一番長い方は、この診断書によると十二週間です。私は、自衛隊の存在自体には社会党としての意見があります。しかし自衛隊が現に存在しておる。自衛隊員の方々にも家族がある。八名の方が傷つけられておる。私はこの事実をもう少しシビアに考える必要があると思っております。つまりこれは殺人行為です。たまたま死者が出なかつただけです。総監も傷つけられた。殺すということはいわれた。加害者が有名人であり、一つの特権的な立場にあつたからこういふことが問題にならない。自分の部下が傷つけられたその加害者に対して、先ほどあなたは、三島氏について「御自分」と「御」の字をわざわざ三島さんにつけられておるんですね。私はさういふ感覚がおかしいと思つておる。これは明らかにテロ行為です。

○内田説明員 御承知と思つておる。榑の會の団体として破壊活動を行なつた場合、そして将来また破壊活動を行なうおそれが十分ある

○榑崎委員 榑の會對して解散請求ができません。ところが、いままでのいろいろな状況では、今回の三島事件がはたして榑の會の団体としてなされたものであるかどうか、あるいは五人だけの共謀による犯罪であるのか、あるいは単に三島がもつた指導的な立場でほかのものがそれに付和随行したといったような事件であるかどうか、このような点をはつきりさせないと、私のほうも団体の意思としての破壊活動であるかどうかという認定ができないわけ、その点、目下検察庁、警察で捜査中でございますので、いまの段階では、これを破壊団体と認定するだけの資料がないわけでございます。そういう関係から、これを規制するかどうかというふうなことを、まだいまの段階では申し上げかねます。

○榑崎委員 そうすると、いまのところは榑の會の行動等は野放しにされておられるわけですね。

○内田説明員 榑の會の残党と申しますか、いまつかまつておる三名以外に百名足らずの榑の會の会員と称する者がおられますけれども、彼らの全部ではありませぬ一部について聞いておりますが、今後榑の會としてどういふ行動に出るかというふうなことについては、残つた会員としてははつきりした供述等をしておりませぬ。解散するかどうかもまだつかまつていないという状況で、野放しと申しますか、これについては注目はしておりますが、直ちに危険な行動に出るような差し追つた状況ではないと思つておる。

○榑崎委員 いままで御答弁で、まさかこういふことをするとは思わなかつたというのがさういふあんまりしたね。さうすると、いまあなたはさういふ答弁をされましたが、あなたは責任持たれませんか。いまのところ、さういふ危険はないようだとあなたはおっしゃいましたが、いまの答弁を聞いてもさうでしよう。このようなことは起こり得ないと思つておつた、だから体験入隊もさせたのだと盛んにおっしゃつた。責任を持たれませんか。

○内田説明員 今後かような危険な行動を起こすかどうかについては、残された隊員からははつきりしないわけでございます。したがって、行動を起すとも起こさないと、私のほうでは認定をいたしかねるというわけでございます。

○榑崎委員 これだけの文書があつて、もう何回も質問したが、榑の會の性格が大体はつきりしている。行動にも出ておる。この現段階において、あなたはさういふ見解ですか、榑の會について、それをはつきりしておいてください。

○内田説明員 榑の會に限らず、過激左翼団体、学生等を見ましても、ずいぶん激しいことを言つておられます。さういふ団体にはとかく激しい表現あるいは文書、言論はなされておられますけれども、そのとおりに実行されるかという点、実行されない場合は非常に多いわけ、激しいことを言つておるから危険な行動が起るとも直らには考えられない。(榑委員「起こつたんじゃないか」と呼ぶ)起こらないというわけではない。現に榑の會としては先日事件が初めてございまして、過去に何回か繰り返してあつたということではない。さういふ意味から、私のほうとしては、さういふ危険性が具体的に非常に起る可能性が強いとまでは申し上げかねるというわけでございます。

○榑崎委員 約束の時間でございますからこれでやめますけれども、いまあなたの認識は、私は非常に問題があると思つておる。もしこれが破防法の関連がちょっとでも出てくれば、これは警察庁の長官や中曾根長官は重要な責任が法的にからんでまいります。私は、近い将来にまた機会があるさうですから、以下、この榑の會の思想性と自衛隊の思想性と、どのようにからみ合つておるか、これを事実によつて立証していきたいと思つておる。一応これで保留にして終わります。

○天野委員長 次回は、明十日午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後七時散会

一般職の職員の特給に関する法律等の一部を改正する法律案

一般職の職員の特給に関する法律等の一部を改正する法律

第一条 一般職の職員の特給に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第六号中「一般職の職員の特給に関する法律の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第五十四号)附則第二十五項に規定する暫定手当の整理を含む。」を削る。

第五条第一項中「調整手当」の下に「住居手当」を加え、「隔遠地手当」を「特勤勤務手当(第十三条の三の規定による手当を含む。第十九条の六において同じ。)」に改める。

第八条第六項中「十二月」を「十二月(五十六歳以上の年齢で人事院規則で定めるものをこえる職員にあつては、人事院規則の定めるところにより、八月又は二十四月)を」に、「但し」を「ただし」に、「十二月の期間」を「当該期間」に改め、同条第八項中「但し」を「ただし」に、「その俸給月額が職務の等級における俸給の最高額である場合」を「職務の等級における俸給の最高額を受ける職員のうち人事院規則で定める職員」に改める。

第十条の三第一項中「十五年以内」を「二十年以内」に改め、同項第一号中「三万二千五百円」を「四万五千元」に改める。

第十一条の三第二項第一号中「百分の六」の下に「人事院規則で定める地域及び官署にあつては、百分の八」を加える。

第十一条の四を次のように改める。

前条第二項第一号の人事院規則で定める地域及び官署以外の地域及び官署に在勤する医療職俸給表(一)の適用を受ける職員及び指定職俸給表の適用を受ける職員(医療業務に従事する職員で人事院の定めるものに限る。)には、当分の間、同条の規定にかかわ

らず、俸給、特給の特別調整額及び扶養手当の月額の合計額に百分の八を乗じて得た月額の調整手当を支給する。

第十一条の四の次に次の二条を加える。

第十一条の五 第十一条の三第一項の人事院規則で定める地域若しくは官署に在勤する職員がその在勤する地域若しくは官署を異にして異動した場合又はこれらの職員の在勤する官署が移転した場合において、当該異動若しくは移転(以下「異動等」という。)の直後に在勤する地域若しくは官署に係る調整手当の支給割合(同条第二項各号に掲げる割合をいう。以下同じ。)が当該異動等の日の前日に在勤していた地域若しくは官署に係る調整手当の支給割合に達しないこととなるとき、又は当該異動等の直後に在勤する地域若しくは官署が同条第一項の人事院規則で定める地域若しくは官署に該当しないこととなるときは、当該職員には、前条の規定により調整手当を支給される期間を除き、第十一条の三の規定にかかわらず、当該異動等の日から三年を経過するまでの間、当該異動等の日の前日に在勤していた地域又は官署に在勤するものとした場合に同条の規定により支給されることとなる調整手当(当該異動等の日の前日に在勤していた地域又は官署に係る調整手当の支給割合が当該異動等の後に改定された場合における調整手当)を支給する。ただし、当該職員が当該異動等の日から三年を経過するまでの間に在勤する地域又は官署を異にして異動した場合その他人事院の定める場合における当該職員に対する調整手当の支給については、人事院の定めるところによる。

(住居手当) 第十一条の六 自ら居住するため住宅(貸間を含む。)を借り受け、月額三千元をこえる家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(国家公務員宿舎法第十三条の規定による有料宿舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他人事院規則で定める職員を除く。)には、その家賃の額と三千元との差額が二分の一(その差額が二分の一が三千元をこえるときは三千元とし、その差額の二分の一に百円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てる。)の月額の住居手当を支給する。

前項に規定するもののほか、住居手当の支給に必要事項は、人事院規則で定める。

第十二条第二項第二号中「七百元(その使用する自動車等が原動機付のものである場合にあつては、九百元)」を「九百元(人事院規則で定める官署に勤務する職員で人事院規則で定めるところにより通勤が不便であると認められるものにあつては、千四百円)」に改める。

第十三条の二を次のように改める。

(特勤勤務手当等) 第十三条の二 離島その他の生活の著しく不便な地に所在する官署として人事院規則で定めるもの(以下「特勤官署」という。)に勤務する職員には、特勤勤務手当を支給する。

2 特勤勤務手当の月額は、俸給及び扶養手当の月額の合計額の百分の二十五をこえない範囲内で人事院規則で定める。

3 特勤官署が第十一条の三第一項の人事院規則で定める地域に所在する場合における特勤勤務手当と調整手当その他の給与との調整等に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

第十三条の三 職員が官署を異にして異動し、当該異動に伴つて住居を移転した場合又は職員の在勤する官署が移転し、当該移転に伴つて職員が住居を移転した場合において、当該異動の直後に在勤する官署又はその移転した官署が特勤官署又は人事院が指定するこれらに準ずる官署(以下「準特勤官署」という。)

に該当するときは、当該職員には、人事院規則で定めるところにより、当該異動又は官署の移転の日から三年以内の期間(当該異動又は官署の移転の日から起算して三年を経過する際人事院の定める条件に該当する者にあつては、さらに三年以内の期間)、俸給及び扶養手当の月額の合計額の百分の四をこえない範囲内の月額の特勤勤務手当に準ずる手当を支給する。

2 新たに特勤官署又は準特勤官署に該当することとなつた官署に在勤する職員のうち、前項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、人事院規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、特勤勤務手当に準ずる手当を支給する。

第十九条の二第一項中「五百円」を「六百元」に改め、「業務」の下に「その他特殊な業務」を加え、「千円」を「千二百円」に、「七百六十五円」を「九百三十円」に、「千五百円」を「千八百円」に改め、同条第二項中「三千六百円」を「四千四百円」に改める。

第十九条の三第二項中「百分の九十」を「百分の百」に改める。

第十九条の四第二項中「六月に支給する場合においては百分の五十、十二月に支給する場合においては」を削る。

第十九条の五第一項中「第十二条、第十三条」を「第十一条の六から第十三条まで」に改める。

第十九条の六中「隔遠地手当」を「特勤勤務手当」に改める。

第二十二條第一項中「七千二百円」を「八千三百円」に改める。

第二十三條第二項及び第三項中「調整手当」の下に「住居手当」を加え、同条第四項中「及び調整手当」を「調整手当及び住居手当」に改め、同条第五項中「調整手当」の下に「住居手当」を加える。

別表第一から別表第八までを次のように改める。

第一類第一号 内閣委員会議録第四号 昭和四十五年十二月九日

別表第一 行政職俸給表

イ 行政職俸給表(一)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級	8 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	115,900	86,000	—	—	—	39,800	34,500	26,200
2	121,600	90,100	75,300	62,100	50,100	42,100	36,100	27,300
3	127,300	94,300	78,600	65,200	52,900	44,400	37,900	28,400
4	133,100	98,700	81,900	68,300	55,700	46,900	39,800	29,500
5	138,900	103,100	85,300	71,400	58,500	49,400	41,900	30,700
6	144,700	107,500	88,700	74,500	61,300	51,900	44,000	31,900
7	150,500	111,900	92,100	77,700	64,200	54,400	46,100	33,200
8	156,300	116,300	95,500	80,900	67,100	56,900	48,200	34,500
9	162,100	120,700	98,900	84,100	70,000	59,400	50,000	35,700
10	167,900	124,800	102,300	87,300	72,900	61,900	51,800	36,900
11	172,200	128,900	105,500	90,500	75,800	64,200	53,600	38,100
12	175,500	132,300	108,600	93,400	78,500	66,500	55,400	39,300
13	178,800	135,200	111,700	96,100	81,200	68,800	57,200	40,400
14	181,500	137,600	114,800	98,300	83,400	70,800	58,300	41,500
15	184,200	140,000	117,000	101,500	85,200	72,800	59,400	42,500
16		142,400	119,200	104,200	86,600	74,300	60,400	43,400
17			121,400	106,200	87,900	75,500	61,400	44,300
18			123,600	108,200	89,200	76,700	62,400	
19				110,200	90,500	77,900	63,400	
20				112,200	91,800	79,100		
21					93,100	80,300		

備考 この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。

ロ 行政職俸給表(二)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円
1	49,600	39,300	34,300	26,500	23,000
2	51,800	41,300	35,900	27,600	23,800
3	54,000	43,300	37,600	28,700	24,600
4	56,200	45,300	39,300	29,900	25,500
5	58,400	47,400	41,100	31,300	26,500
6	60,700	49,500	42,900	32,800	27,500
7	63,000	51,500	44,700	34,300	28,500
8	65,100	53,500	46,400	35,800	29,600
9	67,200	55,500	48,100	37,500	31,000
10	69,100	57,400	49,800	39,200	32,400
11	71,000	59,300	51,500	40,900	33,800
12	72,900	61,200	53,200	42,400	35,200
13	74,800	63,000	54,800	43,900	36,600
14	76,700	64,800	56,400	45,200	38,000
15	78,600	66,600	58,000	46,300	39,400
16	80,500	68,300	59,300	47,400	40,300
17	82,000	69,000	60,600	48,300	41,200
18	83,500	70,100	61,800	49,200	42,100
19	84,800	71,200	62,800	50,100	43,000
20	86,100	72,300	63,800	51,000	43,900
21	87,400	73,400	64,600	51,900	44,800
22	88,600	74,500	65,400	52,700	45,700
23	89,800	75,500	66,200	53,500	46,600
24	91,000	76,500	67,000	54,300	47,500
25	92,200	77,500	67,800	55,100	48,300
26	93,400			55,900	49,100
27					49,900
28					50,700
29					51,500
30					52,300

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めらるるものに適用する。

別表第二 税務職俸給表

職務の等級	1 等級	2 等級	特 3 等級	3 等級	4 等級	5 等級	6 等級	7 等級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	98,700	—	—	—	—	45,500	38,200	29,200
2	103,100	90,100	83,100	70,300	57,300	48,000	40,100	30,400
3	107,500	94,300	86,500	73,400	60,100	50,500	42,200	31,600
4	111,900	98,500	89,900	76,500	62,900	53,000	44,300	32,900
5	116,300	102,700	93,300	79,700	65,800	55,500	46,400	34,200
6	120,700	106,500	96,700	82,900	68,800	58,000	48,200	35,500
7	124,900	110,000	100,100	86,100	71,800	60,500	50,000	36,700
8	129,100	113,500	103,500	89,300	74,800	63,000	51,800	37,900
9	133,100	116,900	106,900	92,500	77,800	65,500	53,600	39,000
10	137,100	120,300	110,300	95,700	80,800	68,000	55,400	40,100
11	141,100	123,700	113,500	98,900	83,800	70,300	57,200	41,500
12	145,100	127,100	116,600	101,800	86,500	72,600	59,000	42,900
13	148,500	130,500	119,700	104,600	89,200	74,900	60,800	44,000
14	151,200	133,500	122,800	107,400	91,400	76,900	62,000	44,900
15	153,900	135,900	125,000	110,200	93,200	78,400	63,200	45,800
16	156,600	138,300	127,200	112,900	94,600	79,600	—	—
17	—	140,700	129,400	115,100	95,900	80,800	—	—
18	—	—	131,600	117,300	97,200	—	—	—
19	—	—	—	119,300	98,500	—	—	—
20	—	—	—	121,300	99,800	—	—	—
21	—	—	—	123,300	—	—	—	—

備考 この表は、国税庁に勤務し、租税の賦課及び徴収に関する事務等に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第三 公安職俸給表

イ 公安職俸給表(一)

職務の等級	1 等級	2 等級	特 3 等級	3 等級	4 等級	5 等級	6 等級	7 等級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	98,700	—	—	—	—	39,500	34,800	31,200
2	103,100	90,100	83,100	70,300	52,000	41,900	36,200	32,400
3	107,500	94,300	86,500	73,400	54,800	44,300	37,600	33,600
4	111,900	98,500	89,900	76,500	57,600	46,700	39,500	34,800
5	116,300	102,700	93,300	79,700	60,400	49,200	41,800	36,200
6	120,700	106,500	96,700	82,900	63,300	51,700	44,200	37,600
7	124,900	110,000	100,100	86,100	66,200	54,200	46,600	39,500
8	129,100	113,500	103,500	89,300	69,200	56,700	49,000	41,800
9	133,100	116,900	106,900	92,500	72,200	59,200	51,400	44,100
10	137,100	120,300	110,300	95,700	75,200	61,700	53,800	46,400
11	141,100	123,700	113,500	98,900	78,200	64,200	56,200	48,700
12	145,100	127,100	116,600	101,800	81,200	66,700	58,600	51,000
13	148,500	130,500	119,700	104,600	84,200	69,200	61,000	53,300
14	151,200	133,500	122,800	107,400	87,200	71,700	63,400	55,600
15	153,900	135,900	125,000	110,200	89,600	74,100	65,800	57,900
16	156,600	138,300	127,200	112,900	92,000	76,500	68,100	60,200
17	—	140,700	129,400	115,100	94,000	78,900	70,400	62,500
18	—	—	131,600	117,300	96,000	81,300	72,700	64,800
19	—	—	—	119,300	98,000	83,300	75,000	67,100
20	—	—	—	121,300	99,500	85,300	77,300	69,400
21	—	—	—	123,300	101,000	87,300	79,600	71,700
22	—	—	—	—	102,500	89,300	81,600	74,000
23	—	—	—	—	104,000	90,800	83,600	76,000
24	—	—	—	—	105,500	92,200	85,600	78,000
25	—	—	—	—	—	93,600	87,600	80,000
26	—	—	—	—	—	95,000	89,000	82,000
27	—	—	—	—	—	96,400	90,400	84,000
28	—	—	—	—	—	—	91,800	85,300
29	—	—	—	—	—	—	93,200	86,600
30	—	—	—	—	—	—	—	87,900
31	—	—	—	—	—	—	—	89,200

備考 この表は、警察官、皇宮護衛官、入国警備官及び刑務所等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 公安職俸給表(二)

号	職務の等級							
	1 等級	2 等級	特 3 等級	3 等級	4 等級	5 等級	6 等級	7 等級
俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	98,700	—	—	—	—	45,500	33,200	29,500
2	103,100	90,100	83,100	70,300	57,300	48,000	40,100	30,700
3	107,500	94,800	86,500	73,400	60,100	50,500	42,200	32,100
4	111,900	98,500	89,900	76,500	62,900	53,000	44,300	33,500
5	116,300	102,700	93,300	79,700	65,800	55,500	46,500	34,900
6	120,700	106,500	96,700	82,900	68,800	58,000	48,700	36,400
7	124,900	110,000	100,100	86,100	71,800	60,500	50,900	37,900
8	129,100	113,500	103,500	89,300	74,800	63,000	53,100	39,500
9	133,100	116,900	106,900	92,500	77,800	65,500	55,300	41,200
10	137,100	120,300	110,300	95,700	80,800	68,000	57,300	42,900
11	141,100	123,700	113,500	98,900	83,800	70,500	59,300	44,600
12	145,100	127,100	116,600	101,800	86,500	73,000	61,300	46,300
13	148,500	130,500	119,700	104,600	89,200	75,500	63,300	48,000
14	151,200	133,500	122,800	107,400	91,400	77,700	65,300	49,700
15	153,900	135,900	125,000	110,200	93,200	79,900	66,900	51,400
16	156,600	138,300	127,200	112,900	94,600	81,400	68,500	53,100
17		140,700	129,400	115,100	95,900	82,600	69,800	54,800
18			131,600	117,300	97,200	83,800	71,000	56,500
19				119,300	98,500	85,000	72,200	58,200
20				121,300	99,800	86,200		59,300
21				123,300				60,400
22								61,500

備考 この表は、検察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第四 海事職俸給表

イ 海事職俸給表(一)

号	職務の等級					
	特 1 等級	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級
俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	111,300	88,600	69,900	55,700	42,700	31,300
2	116,200	93,100	73,600	59,000	45,000	32,700
3	121,100	97,600	77,300	62,300	47,300	34,600
4	126,000	102,100	81,000	65,600	49,900	36,600
5	130,900	106,600	84,700	68,900	52,500	38,600
6	135,800	111,100	88,400	72,100	55,100	40,600
7	140,700	115,600	91,900	75,300	57,700	42,600
8	145,600	120,100	95,400	78,400	60,200	44,600
9	150,500	124,600	98,900	81,500	62,700	46,500
10	154,800	129,000	101,900	84,600	65,100	48,400
11	159,100	133,300	104,900	87,100	67,300	50,300
12	162,000	137,500	107,800	89,600	69,400	52,200
13	164,800	141,700	110,700	91,800	71,500	53,800
14	167,500	144,900	112,700	94,000	73,400	55,400
15	170,200	147,700	114,600	96,200	75,300	56,800
16	172,900	150,300	116,500	98,100	77,000	58,200
17	175,600	152,900	118,400	100,000	78,700	59,600
18		155,500	120,300	101,900	80,400	61,000
19		158,100				62,400
20						63,600
21						64,800

備考 この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他人事院の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 海事職俸給表(二)

号 俸	1 等 級		2 等 級		3 等 級		4 等 級	
	俸 給 月 額	円	俸 給 月 額	円	俸 給 月 額	円	俸 給 月 額	円
1		53,900		43,100		34,300		26,500
2		56,600		45,000		36,000		27,600
3		59,400		47,000		37,700		28,700
4		62,200		49,000		39,400		29,900
5		64,800		51,200		41,200		31,300
6		67,200		53,800		43,000		32,800
7		69,600		56,400		44,900		34,300
8		72,000		59,000		46,800		35,900
9		74,100		61,600		48,700		37,600
10		76,100		64,100		50,600		39,300
11		78,100		66,500		52,800		41,000
12		80,100		68,700		55,000		42,700
13		82,100		70,700		57,000		44,500
14		84,100		72,500		59,000		46,300
15		86,100		74,100		61,000		46,100
16		88,100		75,700		62,900		49,900
17		89,900		77,000		64,700		51,700
18		91,400		78,300		66,500		53,500
19		92,900		79,500		67,800		54,700
20		94,400		80,700		69,100		55,900
21		95,800		81,900		70,400		56,900
22		97,200		83,000		71,500		57,900
23		98,600		84,100		72,600		58,900
24				85,200		73,600		59,900
25						74,600		
26						75,600		

備考 この表は、船舶に乗り組む職員(海事職俸給表(一)の適用を受ける者を除く。)で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第五 教育職俸給表

イ 教育職俸給表(一)

号 俸	1 等 級		2 等 級		3 等 級		4 等 級		5 等 級	
	俸 給 月 額	円	俸 給 月 額	円	俸 給 月 額	円	俸 給 月 額	円	俸 給 月 額	円
1						53,500		38,200		30,700
2				65,400		53,700		40,500		32,100
3		90,400		69,200		59,900		43,000		33,600
4		94,900		73,000		63,300		45,500		35,200
5		99,400		76,800		66,700		48,000		37,000
6		103,900		80,700		70,100		50,700		38,800
7		108,400		84,600		73,500		53,400		40,900
8		112,900		88,500		76,900		56,100		43,300
9		117,400		92,400		79,900		58,800		45,800
10		122,000		96,300		82,900		61,500		48,300
11		126,600		99,700		85,300		64,200		50,800
12		131,200		103,000		88,500		66,900		53,300
13		135,800		106,000		91,200		69,600		55,800
14		140,400		109,000		93,900		72,000		58,300
15		145,000		111,800		96,300		74,400		60,800
16		149,600		114,600		98,700		76,800		63,300
17		154,200		117,400		101,100		79,200		65,800
18		158,600		120,200		103,500		80,900		68,300
19		162,800		122,700		105,900		82,600		70,600
20		167,000		125,200		108,300		84,300		72,800
21		171,200		127,500		110,700		86,000		74,500
22		175,000		129,800		112,300		87,700		76,200
23		178,800		132,100		114,900		89,400		77,600
24		181,500		134,000		117,000		91,100		79,000
25		184,200		135,900		118,600		92,500		80,200
26				137,800		120,200		93,900		81,400
27				139,700		121,800		95,300		82,600
28				141,600				96,700		83,800

備考 この表は、大学及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 教育職俸給表(二)

号	職務の等級		1 等 級		2 等 級		3 等 級	
	俸	給	月	額	俸	給	月	額
1				円		36,100		円 28,400
2			73,300			38,200		29,500
3			76,300			40,200		30,700
4			79,300			42,200		31,900
5			82,600			44,300		33,400
6			85,900			46,400		35,000
7			89,400			48,500		36,800
8			92,900			51,000		38,700
9			96,400			53,500		40,600
10			99,900			56,000		42,500
11			103,400			58,800		44,600
12			106,900			61,600		46,700
13			110,400			64,400		49,100
14			113,900			67,200		51,500
15			117,400			70,100		53,900
16			120,900			73,000		56,300
17			124,400			75,900		58,700
18			127,500			78,900		61,100
19			130,600			81,900		63,500
20			133,700			84,900		65,600
21			136,700			87,900		67,700
22			139,600			90,700		69,800
23			142,500			93,500		71,900
24			145,000			96,300		73,700
25			147,500			99,100		75,400
26			150,000			101,900		77,100
27						104,700		78,400
28						107,100		79,700
29						109,500		81,000
30						111,600		82,200
31						113,700		83,400
32						115,800		84,600
33						117,800		85,800
34						119,800		87,000
35						121,300		88,200
36						122,800		89,400
37						124,300		90,600
38						125,800		
39						127,300		

備考 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 教育職俸給表(三)

職級の等級 号	1 等 級		2 等 級		3 等 級	
	俸	給 月 額	俸	給 月 額	俸	給 月 額
1		円		円 31,900		円 28,400
2		60,700		34,000		29,500
3		63,500		36,100		30,700
4		66,300		38,200		31,900
5		69,200		40,100		33,400
6		72,100		42,000		35,000
7		75,000		44,000		36,800
8		77,900		46,000		38,700
9		80,900		48,000		40,600
10		83,900		50,400		42,500
11		86,900		52,800		44,400
12		89,700		55,300		46,300
13		92,500		58,000		48,200
14		95,300		60,700		50,100
15		98,100		63,400		52,000
16		100,900		66,200		53,900
17		103,700		69,000		55,800
18		106,100		71,800		57,700
19		108,500		74,600		59,500
20		110,700		77,000		61,300
21		112,900		79,400		62,400
22		115,000		81,800		63,500
23		117,000		84,000		64,600
24		119,000		86,000		65,700
25		120,500		87,800		66,800
26		122,000		89,500		67,900
27		123,500		91,200		69,000
28		125,000		92,900		
29		126,500		94,600		
30				96,200		
31				97,800		
32				99,400		
33				100,900		
34				102,400		
35				103,900		
36				105,300		
37				106,700		
38				108,100		
39				109,500		

備考 この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、園長、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ニ 教育職俸給表(四)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円
1	126,500	—	53,500	40,200	31,900
2	131,100	73,000	56,700	42,400	34,000
3	135,700	76,800	59,900	44,600	36,100
4	140,300	80,700	63,300	46,900	38,200
5	144,900	84,600	66,700	49,200	40,200
6	149,500	88,500	70,100	51,700	42,200
7	154,100	92,400	73,500	54,200	44,300
8	158,600	96,400	76,900	56,700	46,400
9	162,800	100,400	80,700	59,500	48,500
10	167,000	104,400	84,600	62,300	50,900
11	171,200	108,400	88,500	65,100	53,300
12	175,000	112,900	92,400	67,900	55,700
13	178,800	117,400	96,300	70,800	58,100
14	181,600	122,000	99,700	73,700	60,500
15	184,300	126,600	103,000	76,600	62,900
16	—	131,200	106,000	79,500	65,100
17	—	135,800	109,000	82,400	67,300
18	—	140,400	111,800	85,300	69,500
19	—	145,000	114,600	88,100	71,700
20	—	149,600	117,400	90,900	73,600
21	—	153,500	120,200	93,700	75,500
22	—	156,300	122,700	96,500	77,200
23	—	159,100	125,200	99,300	78,900
24	—	161,900	127,000	102,100	80,200
25	—	164,600	128,800	104,900	81,500
26	—	167,300	130,600	107,300	82,800
27	—	170,000	132,400	109,700	84,100
28	—	—	134,200	111,800	85,400
29	—	—	136,000	113,900	—
30	—	—	—	116,000	—
31	—	—	—	118,000	—
32	—	—	—	120,000	—
33	—	—	—	121,500	—
34	—	—	—	123,000	—

備考 この表は、高等専門学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第六 研究職俸給表

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円
1	—	—	35,200	30,700	26,200
2	—	—	37,100	32,000	27,300
3	—	—	39,200	33,400	28,400
4	89,000	60,800	41,600	34,800	29,500
5	93,100	64,300	44,200	36,500	30,700
6	97,200	67,800	46,900	38,400	32,000
7	101,400	71,300	49,600	40,500	33,400
8	105,800	74,800	52,400	42,800	34,800
9	110,800	78,100	55,300	45,200	36,100
10	115,800	81,400	58,200	47,700	37,400
11	120,800	84,600	61,100	50,200	38,700
12	126,000	87,800	64,000	52,900	40,000
13	131,200	91,000	66,900	55,600	41,300
14	136,400	93,800	69,800	58,300	42,500
15	141,600	96,500	72,600	60,800	43,700
16	146,600	99,000	75,400	63,300	44,700
17	151,600	101,500	78,200	65,500	45,700
18	156,600	103,800	80,700	67,700	—
19	161,000	106,100	83,200	69,900	—
20	165,200	108,100	85,600	71,800	—
21	168,900	110,100	87,700	73,500	—
22	172,500	112,100	89,400	75,200	—
23	176,100	114,000	91,100	76,600	—
24	178,800	115,900	92,800	77,900	—
25	181,500	117,800	94,400	79,100	—
26	—	119,700	96,000	80,300	—
27	—	121,600	97,600	—	—
28	—	123,500	—	—	—

備考 この表は、試験所、研究所等で人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第七 医療職俸給表

イ 医療職俸給表(一)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円
1	115,900	85,000	—	46,500
2	120,400	89,200	72,600	50,000
3	124,900	93,400	76,600	53,500
4	129,400	97,900	80,800	57,000
5	133,900	102,400	85,000	60,900
6	138,400	106,900	89,200	64,800
7	142,900	111,400	93,400	68,700
8	147,000	115,900	97,700	72,600
9	151,100	120,400	102,000	76,500
10	155,200	124,900	106,300	80,400
11	159,300	129,400	110,600	84,300
12	163,300	133,400	114,100	87,300
13	167,300	137,400	117,600	90,300
14	171,300	141,400	121,100	93,300
15	174,900	145,300	124,100	96,300
16	178,300	148,300	127,100	99,300
17	181,700	151,300	130,100	102,300
18	184,400	154,300	133,100	105,300
19	187,100	156,600	134,900	107,400
20		158,900	136,700	109,500
21		161,200	138,500	111,000
22		163,500	140,300	112,500
23			142,100	114,000
24			143,900	

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職俸給表(二)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円	円
1	88,900	64,900	44,800	35,100	30,700	27,300
2	93,300	68,200	47,500	36,700	32,100	28,400
3	97,700	71,500	50,200	38,500	33,500	29,500
4	102,200	74,800	53,000	40,400	34,900	30,700
5	106,700	78,200	55,800	42,500	36,500	31,900
6	111,200	81,600	58,600	44,600	38,300	33,200
7	115,700	85,000	61,400	46,900	40,200	34,500
8	119,700	88,300	64,300	49,400	42,200	35,800
9	123,700	91,500	67,200	51,900	44,200	36,900
10	127,400	94,700	70,100	54,400	46,200	37,900
11	131,100	97,400	73,000	56,900	48,200	38,900
12	134,100	100,000	75,900	59,400	50,000	39,800
13	136,900	102,500	78,600	61,900	51,800	40,700
14	139,300	105,000	81,300	64,200	53,600	
15	141,700	107,100	83,400	66,500	55,400	
16	144,100	109,200	85,500	68,800	57,200	
17		111,200	87,000	70,800	58,300	
18		113,200	88,500	72,800	59,400	
19		115,200	89,900	74,300	60,400	
20		117,200	91,300	75,500	61,400	
21			92,700	76,600		
22			94,100	77,700		

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職俸給表(三)

職務の等級 号 俸	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	74,800	55,600	45,300	32,900	28,000
2	77,800	58,300	47,600	34,600	29,200
3	80,800	61,000	50,100	36,300	30,600
4	83,900	63,700	52,600	38,000	32,000
5	87,000	66,400	55,100	39,700	33,400
6	90,100	69,100	57,600	41,500	34,900
7	93,200	71,800	60,100	43,300	36,600
8	96,300	74,500	62,500	45,200	38,300
9	99,300	77,200	64,900	47,100	40,000
10	102,300	79,800	67,300	49,000	41,800
11	105,000	82,400	69,700	50,900	43,600
12	107,700	85,000	72,100	52,800	45,500
13	110,400	87,300	74,500	54,700	47,400
14	112,600	89,600	76,500	56,600	49,300
15	114,800	91,500	78,200	58,500	51,100
16	117,000	93,400	79,900	60,000	52,700
17	119,000	95,300	81,300	61,500	54,100
18	121,000	96,900	82,700	63,000	55,100
19	123,000	98,500	84,100	64,400	56,100
20		100,100	85,300	65,800	57,100
21		101,500	86,500	66,800	58,100
22		102,900	87,700	67,800	59,100
23		104,300	88,900	68,800	60,100
24		105,600		69,800	
25		106,900		70,800	
26		108,200			

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健婦、助産婦、看護婦、准看護婦その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第八 指定職俸給表

号 俸	俸 給 月 額	
	甲	乙
1	280,000	168,000
2	300,000	186,000
3	320,000	204,000
4	340,000	222,000
5	360,000	240,000
6	380,000	260,000
7	400,000	280,000

備考 この表は、事務次官、外局長、大学の学長、試験所又は研究所の長、病院又は療養所の長その他の官職を占める職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(一) 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の一部改正

第二条 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和三十二年法律第百五十四号)の一部を次のように改正する。

附則中第十六項から第二十五項までを削り、第二十六項を第十六項とし、第二十七項を第十七項とし、第二十八項を削り、第二十九項を第十八項とし、第三十項から第三十九項までを十一項ずつ繰り上げ、第四十項を削り、第四十一項を第二十九項とし、第四十二項を第三十項とし、第四十三項を第三十一項とする。

(二) 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正

第三条 一般職の職員の給与に関する法律等の一

部を改正する法律(昭和四十二年法律第百四十一号)の一部を次のように改正する。

附則第七項から附則第十四項までを削り、附則第十五項中「改正前の昭和三十二年改正法」を「第一条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律」に、「指定職甲欄適用職員」を「同法第六条の二第一項の規定に基づく人事院規則で指定する職員」に改め、同項を附則第七項とし、附則第十六項から附則第二十項までを八項ずつ繰り上げる。

附則 (施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中一般職の職員の給与に関する法律第十九条の二第一項及び第二項の改正規定は昭和四十六年一月一日から、第一条中同法第八条第六項及び第八項の改正規定は同年四月一日から、附則第二十二項の規定は関係機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律(昭和四十五年法律第 号)の施行の日の前日から施行する。

2 第一条の規定(前項ただし書に係る改正規定を除く。)による改正後の一般職の職員の給与に関する法律の規定、附則第十三項の規定による改正後の国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第百九十一号)の規定、附則第十五項の規定による改正後の大学の運営に関する臨時措置

法(昭和四十四年法律第七十号)の規定、附則第十六項の規定による改正後の地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号、第二百四号第二項中調整手当に係る部分、附則第六條の二及び附則第六條の四を除く。)、附則第十七項の規定による改正後の地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第二十一号、第一条第三項中調整手当に係る部分を除く。)、附則第十九項の規定による改正後の市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第三十五号、第一条中調整手当に係る部分を除く。)、規定及び附則第二十項の規定による改正後の、地教育振興法(昭和二十九年法律第四十三号)の規定は、昭和四十五年五月一日から適用する。

(指定職俸給表の乙欄の俸給月額)の切替え)
3 昭和四十五年五月一日(以下「切替日」という。))の前日において指定職俸給表の乙欄に掲げる俸給月額を受ける職員(以下「切替前」)の俸給額は、第一条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する法律(以下「改正前の法」という。))の規定により切替日の前日においてその者の受ける俸給月額等を基準として、人事院が定める。

(特定の号俸の切替え等)
4 切替日の前日においてその者の属する職務の等級が教育職俸給表(一)の一等級又は研究職俸給表の一等級若しくは二等級である職員のうち、改正前の法の規定により切替日の前日においてその者の受ける号俸(以下「旧号俸」という。))が

附則別表に掲げられている職員の切替日における号俸は、旧号俸に対応する同表に定める号俸とし、これを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。

(最高号俸等の切替え等)
5 切替日の前日において職務の等級の最高の号俸又は最高の号俸をこえる俸給月額を受ける職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。

(切替期間における異動者の号俸等)
6 切替日からこの法律の施行の日の前日までの間(以下「切替期間」という。))において、改正前の法の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあつた職員のうち、人事院の定める職員の第一条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律(以下「改正後の法」という。))の規定による当該適用又は異動の日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号俸等の調整)
7 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度

において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。

(旧号俸等の基礎)
8 附則第三項から前項までの規定の適用については、改正前の法の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、同法及びこれに基づく命令の規定に従つて定められたものでなければならぬ。

(調整手当に関する経過措置)
9 改正後の法第十一条の五の規定は、改正前の法第十一条の四の規定による調整手当で切替日前に支給事由がなくなつたものに係る異動又は移転については、適用しない。

(特勤勤務手当に関する経過措置)
10 切替期間において、改正前の法第十三条の規定による隔遠地手当を受けていた期間がある職員については、必要がある場合には、人事院規則で定めるところにより、改正後の法第十三条の二の規定による特勤勤務手当の額に關し特例を定めることができる。

か、この法律の施行に關し必要な事項は、人事院規則で定める。

(国家公務員災害補償法の一部改正)
13 国家公務員災害補償法の一部を次のように改正する。
第四条第二項中「調整手当」の下に「、住居手当」を加え、「隔遠地手当」を「特勤勤務手当(同法第十三条の三の規定による手当を含む。))」に改める。

(国家公務員災害補償法の一部改正等に伴う経過措置)
14 昭和四十五年七月三十一日以前に発生した事故に起因する負傷若しくは死亡又は同日以前に診断によつてその発生が確定した疾病に係る平均給与額に関する国家公務員災害補償法第四条の規定の適用については、同条第二項中「調整手当」とあるのは「調整手当(一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十五年法律第 号。以下「昭和四十五年改正法」という。))による改正前の一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第五十四号)又は一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第四十一号)の規定による暫定手当を含む。))と、(同法第十三条の三の規定による手当を含む。))とあるのは「(一般職の職員の給与に関する法律第十三条の三の規定による手当及び昭和四十五年改正法による改正前の一般職の職員の給与に関する法律第十三条の

二の規定による隔遠地手当を含む。」とする。

(大学の運営に関する臨時措置法の一部改正)

15 大学の運営に関する臨時措置法の一部を次のように改正する。

第八条第二号中「暫定手当」を「住居手当」に改める。

(地方自治法の一部改正)

16 地方自治法の一部を次のように改正する。

第二百四十二条中「扶養手当」の下に、「調整手当、住居手当」を加え、「隔遠地手当、へき地手当」を「特勤勤務手当(これに準ずる手当を含む。)、へき地手当(これに準ずる手当を含む。)」に改める。

附則第六条の二を次のように改める。

第六条の二 削除

附則第六条の四を次のように改める。

第六条の四 削除

(地方公務員災害補償法の一部改正)

17 地方公務員災害補償法の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「扶養手当」の下に、「調整手当、住居手当」を加え、「隔遠地手当、へき地手当」を「特勤勤務手当(これに準ずる手当を含む。)、へき地手当(これに準ずる手当を含む。)」に改める。

(地方公務員災害補償法の一部改正に伴う経過措置)

18 昭和四十五年七月三十一日以前に発生した事故に起因する負傷若しくは死亡又は同日以前に診断によつてその発生が確定した疾病に係る平均給与額に関する地方公務員災害補償法第二条の規定の適用については、同条第三項中「特勤勤務手当(これに準ずる手当を含む。)」であるのは「特勤勤務手当(これに準ずる手当及び一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十五年法律第 号)による改正前の地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十二条第二項に規定する隔遠地手当を含む。)」とする。

19 市町村立学校職員給与負担法の一部を次のように改正する。

第一条中「扶養手当」の下に、「調整手当、住居手当」を加え、「隔遠地手当、へき地手当」を「特勤勤務手当(これに準ずる手当を含む。)、へき地手当(これに準ずる手当を含む。)」に改める。

(へき地教育振興法の一部改正)

20 へき地教育振興法の一部を次のように改正する。

第五条の二及び第五条の三を次のように改める。

(へき地手当等)

指定するへき地学校及びこれに準ずる学校(以下「へき地学校等」という。)に勤務する教員及び職員に対して、へき地手当を支給しなければならぬ。

2 へき地手当の月額額は、給料及び扶養手当の月額額の合計額の百分の二十五をこえない範囲内で、文部省令で定める基準に従い、条例で定める。

3 へき地学校等が当該学校に勤務する教員及び職員に対し調整手当を支給される地域に所在する場合におけるへき地手当と調整手当その他の手当との調整等に関し必要な事項は、文部省令で定める基準に従い、条例で定める。

第五条の三 都道府県は、教員又は職員(以下「教職員」という。)が在勤地を異にして異動し、当該異動に伴つて住居を移転した場合又は教職員の勤務する学校が移転し、当該移転に伴つて教職員が住居を移転した場合において、当該異動の直後に勤務する学校又はその移転した学校がへき地学校等又は特別の地域に所在する学校で文部省令で定める基準に従い条例で指定する学校に該当するときは、当該教職員には、文部省令で定める基準に従い条例で定めるところにより、当該異動又は学校の移転の日から三年以内の期間(当該異動又は学校の移転の日から起算して三年を経過する際文部省令で定める基準に従い条例で定

める条件に該当する者にあつては、さらに三年以内の期間、給料及び扶養手当の月額額の合計額の百分の四をこえない範囲内の月額のへき地手当に準ずる手当を支給しなければならぬ。

2 都道府県は、新たにへき地学校等又は前項の規定により条例で指定する学校に該当することとなつた学校に勤務する教職員のうち、前項の規定による手当を支給される教職員との権衡上必要があると認められる教職員には、文部省令で定める基準に従い条例で定めるところにより、同項の規定に準じて、へき地手当に準ずる手当を支給しなければならぬ。

21 (へき地手当に関する経過措置)

切替期間において、前項の規定による改正前のへき地教育振興法第五条の二の規定によるへき地手当を受けていた期間がある教員又は職員について必要がある場合には、文部省令で定める基準に従い条例で定めるところにより、同項の規定による改正後の同法第五条の二の規定によるへき地手当の額に關し特例を定めることができる。

22 (国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律の一部改正)

国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律の一部を次のように改正する。

第五条第一項及び附則第五項中「調整手当」の

下に「住居手当」を加える。

附則別表

区分	旧号俸	に日替おける切替	
		3号俸	4号俸
職務の等級			
1等級	2号俸	3号俸	4号俸
1等級	2号俸	4号俸	4号俸
	3号俸	4号俸	4号俸
2等級	2号俸	4号俸	4号俸
	3号俸	4号俸	4号俸

理由

人事院の国会及び内閣に対する昭和四十五年八月十四日付勧告にかんがみ、一般職の国家公務員の俸給月額を改正し、並びに初任給調整手当、調整手当、通勤手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当の額の改正を行なうとともに、住居手当を新設し、あわせて一定年齢をこえる職員の昇給制度の合理化を図る等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)

第一条 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第二条中「通勤手当」を「住居手当、通勤手当」に改める。

第三条第二項中「四十七万円」を「四十八万三千二百円」に改める。

第四条第二項中「七千二百円」を「八千三百円」に、「一万二千四百円」を「一万六千四百円」に改める。

第七条の三中「通勤手当」を「住居手当、通勤手当」に改める。

第九条中「七千二百円」を「八千三百円」に改める。

別表第一から別表第三までを次のように改める。

別表第一

官 職 名	俸 給 月 額
内閣総理大臣	六六六、五〇〇円
国務大臣	
会計検査院長	四八三、二〇〇円
人事院総裁	
内閣法制局長官	
公正取引委員会委員長	四三〇、〇〇〇円
宮内庁長官	
検査官(会計検査院長を除く。)	
人事官(人事院総裁を除く。)	四〇〇、〇〇〇円
政務次官	
内閣官房副長官	
総理府総務副長官	三九〇、〇〇〇円
侍 従 長	
国家公安委員会委員	
公正取引委員会委員	
土地調整委員会委員	三八〇、〇〇〇円
地方財政審議会会長	
中央公害審査委員会委員長	
式部官長	
土地調整委員会委員	
首都圏整備委員会の常勤の委員	
社会保険審査会の委員長及び委員	

労働保険審査会委員 行政監理委員会委員 地方財政審議会委員 原子力委員会の常勤の委員 公共企業体等労働委員会の常勤の公益を代表する委員 科学技術会議の常勤の議員 宇宙開発委員会の常勤の委員 土地鑑定委員会の常勤の委員 中央公害審査委員会の常勤の委員 運輸審議会委員 東宮大夫	三四〇、〇〇〇円
---	----------

別表第二

官職名	俸給月額額
大使	五号俸 四三〇、〇〇〇円 四号俸 三九〇、〇〇〇円 三号俸 三八〇、〇〇〇円 二号俸 三四〇、〇〇〇円 一号俸 二九〇、〇〇〇円
公使	四号俸 三九〇、〇〇〇円 三号俸 三八〇、〇〇〇円 二号俸 三四〇、〇〇〇円 一号俸 二九〇、〇〇〇円

別表第三

官職名	俸給月額額
八号俸	一四〇、五〇〇円

秘書官	
七号俸	一二七、〇〇〇円
六号俸	一一三、五〇〇円
五号俸	一〇一、〇〇〇円
四号俸	八九、五〇〇円
三号俸	七九、〇〇〇円
二号俸	六九、五〇〇円
一号俸	六二、五〇〇円

(特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和三十二年法律第百五十三号)の一部を次のように改正する。

附則中第二項から第五項までを削り、第六項を第二項とし、第七項を削り、第八項を第三項とし、第九項を第四項とし、第十項を削る。

(特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正)

第三条 特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第四百十二号)の一部を次のように改正する。

附則中第三項から第六項までを削り、第七項を第三項とし、第八項を第四項とする。

(日本万国博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部改正)

第四条 日本万国博覧会政府代表の設置に関する

臨時措置法(昭和四十三年法律第十二号)の一部を次のように改正する。

第六条中「三十一万円」を「三十九万円」に改める。

(沖繩復帰のための準備委員会への日本国政府代表に関する臨時措置法の一部改正)

第五条 沖繩復帰のための準備委員会への日本国政府代表に関する臨時措置法(昭和四十五年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「三十一万円」を「三十九万円」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行し、第一条、第四条及び第五条に規定する各法律のこれらの規定による改正後の規定は、昭和四十五年五月一日から適用する。

2 第一条、第四条及び第五条に規定する各法律のこれらの規定による改正前の規定に基づいて

昭和四十五年五月一日からこの法律の施行の日
の前日までの間に特別職の職員に支払われた給
与は、それぞれ、これらの法律の当該各条の規
定による改正後の規定による給与の内払とみな
す。

理由

一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職
の職員の給与の額を改定する等の必要がある。こ
れが、この法律案を提出する理由である。

防衛庁職員給与法等の一部を改正する法律案

防衛庁職員給与法等の一部を改正する法律

(防衛庁職員給与法の一部改正)

第一条 防衛庁職員給与法(昭和二十七年法律第
二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「及び通勤手当」を、「住居
手当及び通勤手当」に、「通勤手当」を、「住居
手当、通勤手当」に、「隔遠地手当」を、「特地利
務手当(これに準ずる手当を含む。以下同じ。)

に、「及び隔遠地手当」を、「及び特地利務手当」に、
「自衛官には通勤手当を、自衛官には住居手当、
通勤手当」に改め、同条第二項中「第十三条の
二」を、「第十三条の三」に改め、同項後段を次の

ように改める。

この場合において、これらの規定中「人事院
規則」とあるのは、「政令」と、同法第十一条の
四、第十一条の五及び第十三条の三第一項中
「人事院の定める」とあるのは、「総理府令の定
める」と、同法同条同項中「人事院が指定する」
とあるのは「防衛庁長官が指定する」と読み替
えるものとする。

第十六条第三項中「百分の六十一・〇四」を
「百分の六十五」に改める。

第十八条第二項中「六千七百円」を「七千三百
三十円」に改める。

第十九条及び第二十二條の二第一項中「隔遠
地手当」を、「特地利務手当」に改める。

第二十三條第二項中「調整手当」の下に、「住
居手当」を加える。

第二十四條第二項中「調整手当」の下に「及び
住居手当」を加える。

第二十五條第二項中「一万三千二百円」を「一
万六千五百円」に改める。

第二十七條第二項中「調整手当」の下に、「住
居手当」を加え、「隔遠地手当」を「特地利務手
当」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一 参事官等俸給表

号 俸	指 定 職		職務の 等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
	俸 給 月 額			俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	甲	乙					
1	280,000	168,000	1	127,600	94,700	—	55,200
2	300,000	186,000	2	133,900	99,200	82,900	58,200
3	320,000	204,000	3	140,200	103,900	86,500	61,300
4	340,000	222,000	4	146,600	108,700	90,200	64,400
5	360,000	240,000	5	153,000	113,500	93,900	68,400
6	380,000	260,000	6	159,400	118,300	97,700	71,800
7		280,000	7	165,800	123,200	101,500	75,200
			8	172,200	128,100	105,200	78,600
			9	178,600	132,900	108,900	82,000
			10	184,900	137,500	112,600	85,500
			11	189,600	142,000	116,200	89,100
			12	193,300	145,700	119,600	92,700
			13	196,900	148,900	123,000	96,200
			14	199,900	151,600	126,400	99,700
			15	202,900	154,200	128,900	102,800
			16		156,800	131,300	105,800
			17			133,700	108,800
			18			136,100	111,800
			19				114,800
			20				117,000
			21				119,200
			22				121,400
			23				123,600

備考 この表の指定職の欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、防衛事務次官その他の官職を占める者で政令で指定するものとする。

2等陸尉 2等海尉 2等空尉	3等陸尉 3等海尉 3等空尉	准陸尉 准海尉 准空尉	1等陸曹 1等海曹 1等空曹	2等陸曹 2等海曹 2等空曹	3等陸曹 3等海曹 3等空曹	陸士 海士 空士	1等陸士 1等海士 1等空士	2等陸士 2等海士 2等空士	3等陸士 3等海士 3等空士
俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
円 54,400	円 51,500	円 43,800	円 41,400	円 36,200	円 34,000	円 30,800	円 28,200	円 25,100	円 23,800
57,300	52,800	51,400	44,000	38,800	36,100	32,300	29,600		
60,200	54,200	54,200	46,800	41,400	38,600	33,900	31,000		
63,100	57,000	57,000	49,600	44,000	41,200	35,600	32,300		
66,100	59,800	59,800	52,400	46,800	43,800	37,300			
69,100	62,600	62,600	55,200	49,600	46,400	39,000			
72,000	65,300	65,300	57,900	52,300	48,200				
74,800	68,000	68,000	60,600	54,800	50,000				
77,500	70,700	70,600	63,200	56,900	51,700				
80,100	73,400	73,200	65,700	58,900	53,300				
82,600	76,100	75,800	68,200	60,800	54,800				
85,100	78,700	78,400	70,700	62,700	56,300				
87,500	81,200	80,900	73,200	64,600	57,700				
89,900	83,600	83,300	75,600	66,400	59,100				
92,300	86,000	85,700	77,900	68,100	60,500				
94,700	88,400	88,100	80,200	69,500					
97,100	90,700	90,300	82,300	70,900					
99,400	93,000	92,500	84,400						
101,500	95,200	94,700	86,500						
103,800	97,400	96,900	88,600						
	99,100	98,500	90,200						

官職を占める者で政令で指定するものとする。

- (防衛庁職員給与法の一部を改正する法律の一部改正)
- 第二条 防衛庁職員給与法の一部を改正する法律(昭和三十二年法律第百五十五号)の一部を次のように改正する。
- 附則中第十六項を削り、第十七項を第十六項とし、第十八項を第十七項とし、第十九項を削り、以下二項ずつ繰り上げる。
- (防衛庁職員給与法等の一部を改正する法律の一部改正)
- 第三条 防衛庁職員給与法等の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第百四十三号)の一部を次のように改正する。
- 附則第九項から附則第十六項までを削り、附則第十七項中「指定職甲欄適用職員」を「新法第六条第一項の規定に基づく政令で指定する職員」に改め、同項を附則第九項とし、附則第十八項を附則第十項とする。
- 附則
- (施行期日等)
- この法律は、公布の日から施行する。
 - 第一条の規定による改正後の防衛庁職員給与法(以下「新法」という。)の規定は、昭和四十五年五月一日から適用する。
 - 昭和四十五年五月一日(以下「切替日」という。)における職員の俸給月額、次項及び附則第五項に定めるものを除き、切替日の前日においてその者が属していた職務の等級(自衛官にあつては、階級。以下同じ。)におけるその者が受けていた俸給月額に対応する号俸と同一の当該職務の等級における号俸による額とする。
 - (特定の俸給月額の切替え)
 - 切替日の前日において防衛庁職員給与法別表第一の指定職の乙欄、一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。)別表第八の乙欄又は防衛庁職員給与法別表第二の陸将、海将及び空将の乙欄に掲げる俸給月額を受けていた職員の切替日における俸給月額は、第一条の規定による改正前の防衛庁職員給与法(以下「旧法」という。)の規定により切替日の前日においてその者が受けていた俸給月額等を基準として、防衛庁長官が内閣総理大臣の承認を得て定める。
 - 切替日の前日においてその者の属する職務の等級が一般職給与法別表第五イの等級又は同法別表第六の等級若しくは二等級である職員のうち、旧法の規定により切替日の前日においてその者が受けていた俸給月額が附則別表に掲げられている職員の切替日における俸給月額は、それぞれの者が受けていた俸給月額に対応する同表に定める俸給月額とする。
 - (改正前の俸給月額を受けていた期間の通算)
 - 附則第三項及び前項の規定により切替日における俸給月額を決定される職員に対する切替日以降における最初の新法第五條第三項において準用する一般職給与法第八條第六項の規定の適用については、その者の切替日の前日における俸給月額を受けていた期間(総理府令で定める職員にあつては、総理府令で定める期間を増減した期間)を切替日における俸給月額を受ける期間に通算する。
 - (最高号俸等を受ける職員の切替え等)
 - 切替日の前日において職務の等級の最高の号俸による俸給月額又はこれをこえる俸給月額を受けていた職員の切替日における俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、一般職の国家公務員の例に準じて総理府令で定める。
 - (切替日から施行日の前日までの間に異動した職員の俸給月額等)
 - 切替日からこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間において、旧法の規定により、新たに旧法別表第一若しくは別表第二又は一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十五年法律第

別表第二 自衛官俸給表

階 級 号	陸海空			將 將 將	陸 海 空	1 1 1	2 2 2	3 3 3	1 1 1
	俸 給 月 額			俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	甲	乙	丙						
1	280,000	168,000	136,600	116,600	97,100	82,200	78,400	63,700	
2	300,000	186,000	143,000	121,600	101,700	85,600	81,800	66,800	
3	320,000	204,000	149,500	126,600	106,500	89,200	85,300	70,000	
4	340,000	222,000	156,000	131,500	111,400	92,800	88,800	73,200	
5	360,000	240,000	162,600	136,500	116,400	96,400	92,300	76,500	
6	380,000	260,000	169,100	141,500	121,400	100,000	95,700	79,800	
7		280,000	175,600	146,500	126,400	103,900	99,100	83,100	
8			182,100	150,900	131,300	107,700	102,500	86,400	
9			188,600	154,600	136,200	111,500	106,800	89,700	
10			193,400	157,800	140,600	115,300	109,100	93,000	
11			197,200	160,700	144,900	119,100	112,000	96,300	
12			200,900	163,500	148,400	122,900	114,700	99,600	
13				166,200	151,400	126,500	117,400	102,900	
14				168,900	153,900	130,000	120,000	105,400	
15					156,400	133,400	122,500	107,900	
16						136,800	124,600	110,400	
17						139,300	126,700	112,300	
18						141,800	128,600	114,200	
19						144,300	130,500	116,100	
20						146,800			
21						149,200			
22						151,600			

備考 この表の陸将、海将及び空将の甲欄又は乙欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、統合幕僚会議の議長その他の

号。以下「一般職給与改正法」という。）による改正前の一般職給与法（以下「改正前の一般職給与法」という。）別表第一、別表第四若しくは別表第五（ハを除く。）から別表第八までの適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける俸給月額に異動のあつた職員のうち、総理府令で定める職員の新法の規定による当該適用又は異動の日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間は、総理府令で定めるところによる。

9 (切替日前に職務の等級を異にして異動した職員等の俸給月額等の調整)
切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び総理府令で定めるこれに準ずる職員の切替日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、総理府令で定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。

10 (改正前の俸給月額の基礎)
附則第三項から前項までの規定の適用については、旧法の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた俸給月額は、旧法及びこれに基づく命令の規定に従つて定められたものでなければならぬ。

11 (調整手当てに関する経過措置)
新法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十一条の五の規定は、旧法第十四条第二項において準用する改正前の一般職給与法第十一条の四の規定による調整手当て切替日前に支給事由がなくなつたものに係る異動又は移転については、適用しない。

12 (特勤勤務手当てに関する経過措置)
切替日から施行日の前日までの間において、旧法第十四条第二項において準用する改正前の法第十三条の二の規定による隔遠地手当てを受けていた期間がある職員に対する新法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十三条の二の規定による特勤勤務手当ての額は、一般職給与改正法附則第十項の規定の例による。

13 (平均給与額計算の基礎となる給与の経過措置)
昭和四十五年七月三十一日以前に発生した事故に起因する負傷若しくは死亡又は同日以前に診断によつてその発生が確定した疾病に係る新法第二十七条第二項の規定の適用については、同項中「調整手当て」とあるのは「調整手当て（防衛庁職員給与法等の一部を改正する法律（昭和四十五年法律第 号。以下「昭和四十五年改正法」という。）による改正前の防衛庁職員給与法の一部を改正する法律（昭和三十二年法律第百五十五号）又は防衛庁職員給与法等の一部を改正する法律（昭和四十二年法律第百四十三号）の規定による暫定手当てを含む。）」と、「特勤勤務手当て」とあるのは「特勤勤務手当て（昭和四十五年改正法による改正前の防衛庁職員給与法第十四条の規定による隔遠地手当てを含む。）」とする。

14 (給与の内払)
旧法の規定に基づいて切替日から施行日の前日までの間に職員に支払われた給与は、新法の規定による給与の内払とみなす。この場合において、隔遠地手当ては、新法の規定による特勤勤務手当ての内払とみなす。

15 (政令への委任)
附則第三項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附則別表

職務の等級	区分	切替日	
		前日 の お い た 切 替 日 に お き て の 俸 給 月 額	当日 の お い た 切 替 日 に お き て の 俸 給 月 額
教育職俸給表(一)	1 等級	円 77,440	円 90,400
	1 等級	72,140	89,000
研究職俸給表	1 等級	75,510	89,000
	2 等級	47,610	60,800
	2 等級	50,660	60,800

理由

一般職の国家公務員の例に準じて、防衛庁職員
の俸給月額等を改定し、住居手当を新たに設ける
等の必要がある。これが、この法律案を提出する
理由である。